

第2章 カントリーレポート：

欧州連合（The European Union）

はじめに

EUは、現在27カ国体制となり、人口は約4億9,750万人⁽¹⁾で米国の約1.6倍⁽²⁾、経済規模（GDP）は約11兆6,700ユーロで米国の約1.2倍⁽³⁾という巨大な政治・経済統合体である。EU経済（GDP）に占める農業の割合は低い（約1.2%）⁽⁴⁾が、農業は共通農業政策（CAP）により手厚く保護されてきており、CAP関連の財政支出額は、EUの全財政支出額の約40%を占めている⁽⁵⁾。

本レポートでは、以上のような事情を踏まえ、まず、EUの概要を、その統合のプロセス、主な政治・経済における課題、農業の概況、主要な農業・食料政策の動向の観点からポイントを整理した上で（第1節）、CAP改革の動向について調査・分析を行うとともに（第2節）、近年、EUにおいて積極的な取組が行われ、我が国における施策に示唆するところが大きいと考えられる「地産地消」的施策の展開と関連づけて、欧州農村振興規則のフランスでの適用について検討した（第3節）。さらに、特に、EUの貿易制度がどういった点で各国から問題と考えられているかを伺い知る観点から、EUのWTO紛争案件からみた貿易の特徴を分析した（第4節）。

第1節 EUとその農業の概要

農林水産政策研究所 勝又 健太郎

本稿の目的は、第2節以降のレポートの理解のための基礎的情報を与えるためにEUの概要を、その統合のプロセス、主な政治・経済における課題、農業の概況、主要な農業・食料政策の動向の観点からポイントを整理することである。

1. 欧州統合のプロセス⁽⁶⁾

第二次世界大戦後の欧州統合の歴史は、欧州に平和と豊かさを確立するための政治的・経済的統合の「深化と拡大」のプロセスとして理解することができる。ここでいう「深化」とは、加盟国から統合体への権限移譲や加盟国間の協力によって諸政策の共同性を深めていくことであり、「拡大」とは、統合体の加盟国の数と地理的領域を拓げていくことである。

1950年フランス外相のシューマンは、ドイツとフランス間の戦争の原因となってきたアルザス・ロレーヌ地域の両国の国境付近にある石炭と鉄鋼資源の超国家的な共同管理により戦争の原因を取り除き、これらの地下資源を戦後の経済復興に役立てようとの提案である「シューマンプラン」を発表した。これが、1951年にフランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、ルクセンブルク、オランダの6カ国による欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）の設立として結実し、欧州統合が経済分野から始まった。

これに続いて1957年により一般的な経済統合のために「共同市場」（関税同盟を含み物・人・サービス・資本の自由移動及び共通政策・競争政策から構成）の設立を目的とする欧州経済共同体（EEC）と欧州原子力共同体（Euratom）の設立条約であるローマ条約が、上記6カ国により調印され、ECSC、EEC、Euratomの3共同体6カ国体制が始まった。

1973年にはイギリス、デンマーク、アイルランドが3共同体に加盟して9カ国体制となり（第1次拡大）、1981年にはギリシアの加盟（第2次拡大）、1986年のスペイン、ポルトガルの加盟（第3次拡大）により12カ国体制となった。

EECにおける共同市場は関税同盟の達成は成功したものの非関税障壁の撤廃等の進展は芳しくなかった。そのため、「物、人、サービス及び資本の自由移動が確保される、内部に国境のない地域」として定義される「域内市場」を1992年末までに完成することを目的とする単一欧州議定書（SEA）が1986年に調印された。また、同議定書により外交における加盟国間の協力に関する欧州政治協力（EPC）が始まった。

さらに1992年にはマーストリヒト条約が調印され、3共同体の体制からECs（EC、ECSC、

Euratom, 旧 EC から名称を EC へ変更, ECSC は 2002 年に終了) を第 1 の柱, 共通外交・安全保障政策 (CFSP) を第 2 の柱, 司法・内務協力 (JHA) を第 3 の柱とする「三本柱構造」の EU 体制となった。また, 同条約では, 欧州中央銀行 (ECB) の設立と遅くとも 1999 年からの欧州単一通貨ユーロの導入を含む経済通貨同盟 (EMU) に関して規定された。1992 年には単一市場 (域内市場) が発足した。1995 年にはオーストリア, スウェーデン, フィンランドが加盟 (第 4 次拡大) し, 15 カ国体制となった。

1997 年には, アムステルダム条約が調印され, 域内市場における「人の自由移動」に第三国国民が含まれることが明らかにされ, 「自由・安全・司法領域」という概念が設定された。それに伴い第 3 の柱のうち「人の自由移動」に関する政策が第 1 の柱 (EC) に移行し, 第 3 の柱は警察・刑事司法協力 (PJCC) となった。

1999 年には, EU11 加盟国で, 欧州単一通貨ユーロが導入され, 欧州中央銀行による単一金融政策が始まったが, イギリス, アイルランド, デンマーク, スウェーデンは参加を見送った。

2001 年には, 東欧諸国への拡大に備えるための機構改革を目的とするニース条約が調印された。そして, 2004 年, ポーランド, ハンガリー, チェコ, スロヴァキア, スロヴェニア, エストニア, リトアニア, ラトヴィア, キプロス, マルタの東欧 10 カ国が加盟し (第 5 次拡大), 2007 年には, ブルガリア, ルーマニアが加盟し (第 6 次拡大), EU が 27 カ国体制となった。

2. 主な政治・経済における課題

(1) EU 統合の深化と拡大の行く末

1) 欧州憲法条約とリスボン条約の加盟国による批准の相次ぐ否決⁽⁷⁾

東欧諸国へ拡大した EU は、対内的には機構運営の効率化を図り、より民主的で市民に近い EU を構築し、対外的には EU 外務大臣の設置等外交面での存在を高める等 EU 統合の一層の深化を目指した欧州憲法条約を 2004 年に調印したが、同条約は、2005 年にフランス、オランダで批准を否決された。

このため、憲法条約の主要な内容を引き継ぎつつも、EU 歌、EU 旗、加盟国法に対する EU 法の優位性に関する条項も削除し、さらに名称から「憲法」を削除する等、憲法的色彩を除去したリスボン条約（欧州連合の機能に関する条約）が 2007 年に調印された。同条約では、既存の基本条約を改正し、加盟国議会の EU 立法への関与強化、EU 意思決定手続きの効率化と簡素化、EU への法人格の付与等がなされた。しかしながら、同条約は、2008 年にアイルランドにおける国民投票で否決され、EU 統合の一層の深化の動きが停滞している状況である。

2) 拡大の今後

拡大は、欧州の安定、安全保障、紛争回避のための戦略であり、欧州の繁栄と成長の機会を増大させ、重大な交通とエネルギールートの変換を改善し、世界における EU の影響力を増加させるという理念のもとで EU は拡大を続けてきている。⁽⁸⁾

EU 条約では、「自由、民主主義、基本的人権及び法の支配という諸原則を尊重するヨーロッパの国は EU に加盟を申請することができる」としている。「ヨーロッパの国」については明確に定義されていないが、1987 年にモロッコによる加盟の申請が却下された。⁽⁹⁾

現在、加盟候補国と認定された国は、クロアチア、旧ユーゴスラビア、トルコの 3 カ国である。また、EU に加盟申請のあった潜在的加盟候補国はアルバニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、モンテネグロ、セルビア、コソボである。加盟候補国のうちトルコについては、トルコが EU 加盟国であるキプロスを国家として承認していない、いわゆる「キプロス問題」が存在する等加盟交渉が難航している。⁽¹⁰⁾

以上のように欧州統合のさらなる深化と拡大の行く末は不透明な状況にある。

(2) リスボン戦略⁽¹¹⁾

1990 年代における IT 技術の発展に支えられ、米国経済が飛躍的な伸びを示し、ヨーロッパ企業を凌駕しようとしていた。また、インターネットや携帯電話の普及に関し、EU 内には地域間格差がみられ、その是正が必要とされた。さらに、アジア諸国の経済発展や、EU 内の人口減少・高齢化にも対処する必要があった。

2000年3月、EU首脳会議は、2010年までに、EUを「より良い職業をより多く創出し、社会的連帯を強化した上で、持続的な経済成長を達成しうる、世界中で最もダイナミック、かつ、競争力のある知識経済」（“the most competitive and dynamic knowledge-based economy in the world, capable of sustainable economic growth with more and better jobs and greater social cohesion”）地域に発展させるという「リスボン戦略」を定めた。

リスボン戦略で設定された各種の目標数値は、毎年、EU首脳会議で達成状況がチェックされたが、2004年3月のEU首脳会議では、経済成長率と雇用率の目標値を中心に、2010年の目標達成に向けた進捗の遅れが確認された。首脳会議の要請により、専門家グループが戦略の見直しを行った結果、そもそも28の主要目標、120の諸目標、117の指標を設定している戦略の対象範囲が広すぎることに加え、目標達成に向けた加盟国の具体的行動が欠落していることが明らかになった（第1表）。

この専門家グループの評価結果を踏まえて、2005年3月のEU首脳会議は、最も重要な課題であった、経済成長率の引き上げと雇用拡大にフォーカスした「新リスボン戦略」を採択した。新リスボン戦略では、特に、技術開発と教育への投資の停滞が問題視され、新たな雇用創出分野として認識されたエネルギー・環境技術、ナノテクノロジーなどへの研究開発投資の拡充などが盛り込まれた。

第1表 リスボン戦略の主要目標の進捗度

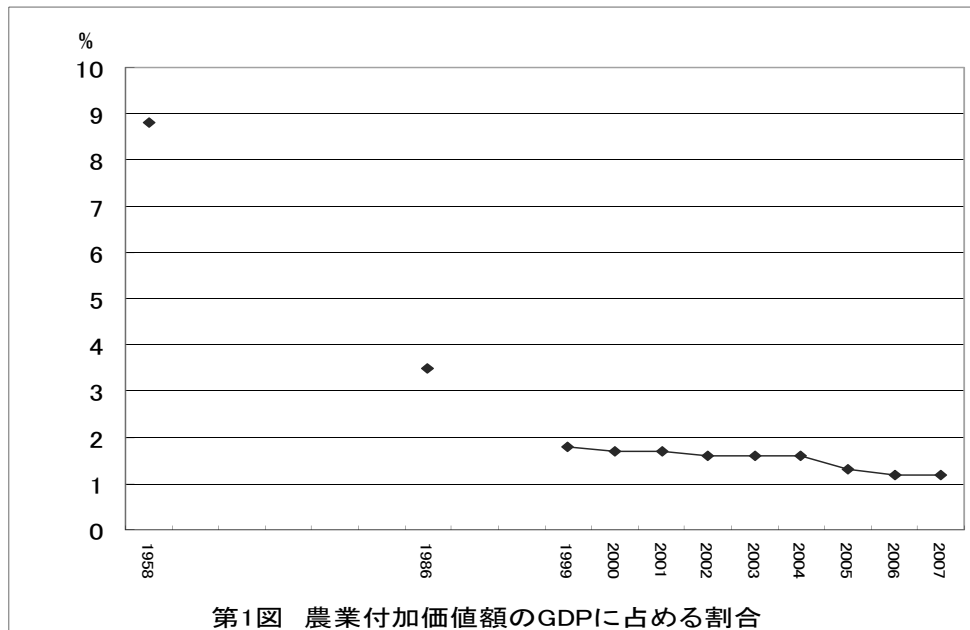
戦略目標	目標値	目標年	参照年	EU15 平均	達成国数	EU25 平均	達成国数
雇 用							
雇用率	67.0%	2005	2003	64.4%	7	63.0%	8
雇用率	70.0%	2010	2003	64.4%	4	63.0%	4
女性雇用率	57.0%	2005	2003	56.1%	9	55.1%	14
女性雇用率	60.0%	2010	2003	56.1%	7	55.1%	8
55-64歳雇用率	50.0%	2010	2003	41.7%	4	40.2%	6
研究・革新・情報通信技術・教育							
R&D/GDP	3.0%	2010	2003	1.99%	2	1.93%	2
民間R&D投資比率	66.7%	2010	2003	56.0%	3	55.4%	3
インターネット接続学校	100.0%	2002	2002	93.0%	1	—	—
インターネット利用世帯	30.0%	2002	2004	47.0%	12	44.0%	15
経済改革							
域内市場国内法制化	98.5%	2002	2004	97.0%	1	96.3%	2
電気市場自由化	100.0%	2007	2004	90.0%	9	87.0%	9
ガス市場自由化	100.0%	2007	2004	94.0%	7	88.0%	7
社会的結束							
早期退学者	10.0%	2010	2004	18.0%	5	15.9%	9
25-64歳生涯教育参加	12.5%	2010	2004	10.1%	6	9.4%	—
環境・持続的発展							
温室ガス排出削減	平均1990年水準の92%	2008-2012	2002 1990=100	97.1%	3(国内目標)	91.0%	10(国内目標)

資料：田中〔14〕より抜粋。

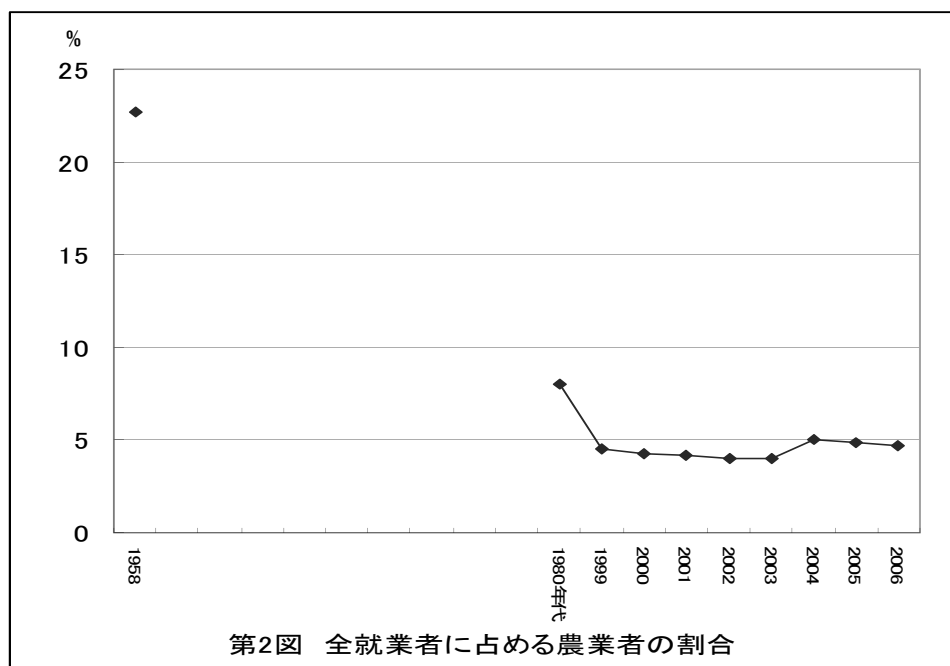
3. 農業の状況

(1) 農業の位置づけ

第1図及び第2図のとおり，EUの経済・産業に占める農業の割合は年々低下しているが，共通農業政策（CAP）により農業は手厚く保護されている。



資料：European Commission [2]，ローズマリー・フェネル [11] 表 3-2 及び Eurostat [7] のデータから作成。



資料：European Commission [2] 及びローズマリー・フェネル [11] 表 3-2 のデータから作成。

(2) 農業構造の概要 ⁽¹²⁾

1) 経営体数

EU27 ヶ国には約 780 万の商業的な農業経営体と約 670 万の小規模な農業経営体がある (2005 年)。商業的経営体 (少なくとも 1 ESU⁽¹³⁾であるもの) の約 60% はイタリア (17.7%), ルーマニア (15.8%), ポーランド (13.8%), スペイン (12.3%) にある。第 2 表のとおり, 殆どの加盟国において 1993 年から 2005 年にかけて農業経営体の数は着実に減少している。ポルトガル, ベルギー, オランダの農業経営体数は約 3 分の 2 になり, デンマーク, スペイン, イタリア, ルクセンブルクでは 20%~30% 減少した。

第2表 農業経営体の数

	1993	1995	1997	2000	2003	2005
EU-27					15,021	14,482
ベルギー	76.33	70.98	67.18	61.71	54.94	51.54
ブルガリア	:	:	:	:	665.55	534.61
チェコ	:	:	:	:	45.77	42.25
デンマーク	73.78	68.77	63.15	57.83	48.61	51.68
ドイツ	606.07	566.91	534.41	471.96	412.3	389.88
エストニア	:	:	:	:	36.86	27.75
アイルランド	159.37	153.42	147.83	141.53	135.62	132.67
ギリシア	819.15	802.41	821.39	817.06	824.46	833.59
スペイン	1,383.91	1,277.60	1,208.26	1,287.42	1,140.73	1,079.42
フランス	:	:	:	:	614	567.14
イタリア	2,488.39	2,482.10	2,315.23	2,153.72	1,963.82	1,728.53
キプロス	:	:	:	:	45.2	45.17
ラトヴィア	:	:	:	140.84	126.61	128.67
リトアニア	:	:	:	:	272.11	252.95
ルクセンブルク	3.4	3.18	2.98	2.81	2.45	2.45
ハンガリー	:	:	:	966.92	773.38	714.79
マルタ	:	:	:	:	10.99	11.07
オランダ	119.72	113.2	107.92	101.55	85.5	81.83
オーストリア	:	221.75	210.11	199.47	173.77	170.64
ポーランド	:	:	:	:	2,172.21	2,476.47
ポルトガル	489.03	450.64	416.69	415.97	359.28	323.92
ルーマニア	:	:	:	:	4,484.89	4,256.15
スロヴェニア	:	:	:	86.47	77.15	77.17
スロヴァキア	:	:	:	71.04	71.74	68.49
フィンランド	:	100.95	91.44	81.19	74.95	70.62
スウェーデン	:	88.83	89.58	81.41	67.89	75.81
イギリス	243.47	234.5	233.15	233.25	280.63	286.75

資料: Eurostat[7] のデータベースから作成。

注. 単位 1,000 人。

2) 農業経営のタイプ

EUにおける農業の直面する気候条件の多様さを反映して、農業のタイプは多様である。農業経営体の11.6%が混作穀物農業を行っている。（但し、スロヴァキア、リトアニア、マルタ、ポルトガル、ルーマニア、スロヴェニアではずっと高い。）穀物と特殊農作物（菜種等）がそれぞれ約10%、穀物と畜産の混合と羊・山羊・放牧はそれぞれ約7%であり、オリーブは約6%（主に地中海地域）、果実は約5%（主にキプロスとスペイン）（2005年）となっている。

3) 農用地

農用地面積の60.9%が耕地、32.5%が牧草地、6.3%が植樹園作物（オリーブ、ブドウ等）である。ブルガリア、デンマーク、フィンランドでは耕地が90%以上、一方、アイルランドやイギリスでは3分の2近くが牧草地である。ギリシアやキプロスでは、植樹園作物が4分の1以上を占めている。（第3表）

4) 農業経営規模

EU-27の農業経営体の71.5%が5ha以下である（第4表）。1990年から2005年にかけて商業的農業経営体の平均規模は増加している。当該平均規模にはかなりの違いがある。イタリア、ルーマニア、スロヴェニア、ギリシア、キプロス、マルタでは平均規模は10ha以下であり、チェコ、スロヴァキアでは100ha以上である（第5表）。

第3表 農用地面積(2005年)

	合計	耕地	牧草地	植樹園
EU-27	171,996	104,717	55,984	10,872
ベルギー	1,386	845	519	21
ブルガリア	2,729	2,523	107	81
チェコ	3,558	2,640	875	40
デンマーク	2,708	2,501	198	9
ドイツ	17,035	11,903	4,929	198
エストニア	829	584	237	3
アイルランド	4,219	1,152	3,065	2
ギリシア	3,984	2,058	824	1,088
スペイン	24,855	11,937	8,653	4,260
フランス	27,591	18,339	8,131	1,106
イタリア	12,708	7,040	3,347	2,286
キプロス	152	110	0	41
ラトヴィア	1,702	1,076	599	25
リトアニア	2,792	1,873	891	28
ルクセンブルク	129	60	68	2
ハンガリー	4,267	3,607	469	167
マルタ	10	8	0	1
オランダ	1,958	1,117	809	32
オーストリア	3,266	1,405	1,788	68
ポーランド	14,755	11,308	3,020	330
ポルトガル	3,680	1,241	1,769	649
ルーマニア	13,907	8,867	4,530	339
スロヴェニア	485	174	282	27
スロヴァキア	1,879	1,319	530	26
フィンランド	2,264	2,233	26	5
スウェーデン	3,192	2,681	509	4
イギリス	15,957	6,114	9,809	34

資料: Eurostat〔7〕のデータベースから作成.

注. 単位1,000ha.

第4表 経営規模別農業経営体数(2005年)

	合計	5ha未満	5～20ha	20～50ha	50ha以上
EU-27	14,482	10,349	2,615	826	692
ベルギー	52	14	15	14	9
ブルガリア	535	511	15	3	5
チェコ	42	22	9	4	6
デンマーク	52	2	20	13	17
ドイツ	390	88	129	88	85
エストニア	28	13	10	3	2
アイルランド	133	9	49	51	24
ギリシア	834	636	162	28	7
スペイン	1,079	577	291	111	100
フランス	567	148	110	109	200
イタリア	1,729	1,272	337	82	39
キプロス	45	39	5	1	0
ラトヴィア	129	61	53	11	4
リトアニア	253	130	102	15	6
ルクセンブルク	2	1	0	0	1
ハンガリー	715	641	48	14	12
マルタ	11	11	0	0	0
オランダ	82	24	25	23	11
オーストリア	171	55	71	34	11
ポーランド	2,476	1,751	608	97	21
ポルトガル	324	242	58	13	10
ルーマニア	4,256	3,871	355	16	14
スロヴェニア	77	46	29	2	0
スロヴァキア	69	62	3	1	3
フィンランド	71	7	25	26	13
スウェーデン	76	11	28	18	19
イギリス	287	107	59	47	74

資料: Eurostat〔7〕のデータベースから作成.

注. 単位1,000.

第5表 商業的農業経営体の平均規模

	1990	1995	2000	2005
EU-27				20.4
ベルギー	17.3	20.1	23.7	27.9
ブルガリア				21.1
チェコ				131.7
デンマーク	34.2	39.6	45.8	52.7
ドイツ			37.6	45.7
エストニア				57
アイルランド	29.1	29.8	32.9	33.2
ギリシア	5.5	5.4	5.3	5.8
スペイン	21.6	22.3	21.7	24.8
フランス				52.1
イタリア	7.9	8.5	8.2	9
キプロス				4.8
ラトヴィア			20.5	29
リトアニア				18.2
ルクセンブルク	34.4	42.5	48.4	54.5
ハンガリー			22.7	25.8
マルタ				1.1
オランダ	16.1	17.7	20	23.5
オーストリア		15.3	17.1	19.6
ポーランド				12.1
ポルトガル	8.3	11	11.9	16
ルーマニア				8.4
スロヴェニア			6.8	7.4
スロヴァキア			171.4	143
フィンランド		22.1	28.3	32.3
スウェーデン		36.7	40.5	46.7
イギリス	78.6	78.4	84.6	81.6

資料: Eurostat〔7〕のデータベースから作成。

注. 単位 ha.

5) 畜産農家

EU-27 の畜産農家は約 900 万戸であるが、そのうち 75.2%が 5 畜産単位 (5LSU) ⁽¹⁴⁾ 以下である。100 畜産単位以上の半分以上 (53.9%) がフランス、ドイツ、イギリスにあるが、畜産密度 (livestock density) ⁽¹⁵⁾ では、EU-27 の平均を僅かに上回っている程度である。畜産密度は、マルタ、オランダ、ベルギーで高く、バルト海沿岸諸国やスロヴァキアで低くなっている (2005 年)。

6) 農業従事者

EU-27 における大部分の諸国では、農業は未だに家族的経営が主流である。商業的農業経営体に従事する 1,790 万人のうち約 90%が農場所有者とその家族である。その例外はス

ロヴァキアとチェコである。殆どの家族外労働者は常勤だが、家族労働者は非常勤が多くなっている（2005 年）。

2000 年から 2007 年にかけてほとんどの国において農業従事者数はかなり減少している。EU-27 平均で 19.5%減少した。最も激減したのは、ルーマニア、ブルガリア、リトアニア、スロヴァキア、エストニアである。ギリシア、アイルランド、スウェーデンでは比較的安定した水準を保っているが、1990 年代における農業従事者の激減（アイルランドは半減、スウェーデンは 3 分の 1 減、ギリシアは 4 分の 1 減）を留意する必要がある。

（3）主要品目の生産状況⁽¹⁶⁾

1）小麦，大麦，トウモロコシ

1996 年から 2006 年の間、小麦、大麦、トウモロコシの生産は安定している。フランスとドイツは穀物の最大の生産国であり、EU-27 総生産の約 40%を占めている（第 6 表）。

2）ジャガイモ，甜菜

1996 年から 2006 年の間、ジャガイモと甜菜は減少した。

ドイツとポーランドはジャガイモの最大の生産国であり、EU-27 総生産の約 35%を占めている。フランスは甜菜の主要な生産国であり、EU-27 総生産の約 30%を占めている。ドイツ（約 20%）、ポーランド（約 10%）がそれに続いている（第 6 表）。

第6表 穀物生産量(2006年)

	小麦	大麦	トウモロコシ	ジャガイモ	甜菜
EU-27	126,580	56,018	55,383	56,748	110,410
ベルギー	1,720	367	576	2,593	5,667
ブルガリア	3,302	546	1,588	386	27
チェコ	3,506	1,898	606	692	3,138
デンマーク	4,802	3,270	-	1,361	2,314
ドイツ	22,428	11,967	3,220	10,031	20,647
エストニア	220	303	-	153	0
アイルランド	801	1,137	-	383	76
ギリシア	1,576	229	1,647	855	1,650
スペイン	5,522	8,136	3,356	2,515	5,827
フランス	35,364	10,401	12,904	6,363	29,871
イタリア	7,182	1,282	9,671	1,783	4,770
キプロス	7	58	-	125	:
ラトヴィア	598	307	-	551	474
リトアニア	810	744	5	454	717
ルクセンブルク	76	50	2	16	0
ハンガリー	4,376	1,075	8,282	564	2,454
マルタ	:	:	-	19	:
オランダ	1,185	269	181	6,240	5,414
オーストリア	1,396	914	1,472	655	2,493
ポーランド	7,060	3,161	1,261	8,982	11,475
ポルトガル	250	106	514	611	320
ルーマニア	5,526	773	8,985	4,016	1,152
スロヴェニア	134	62	276	107	262
スロヴァキア	1,343	642	838	263	1,371
フィンランド	684	1,972	-	576	952
スウェーデン	1,967	1,111	-	773	2,189
イギリス	14,747	5,239	-	5,684	7,150

資料: Eurostat[7]のデータベースから作成.

注: 単位1,000トン.

3) 果実、野菜

1996年から2006年の間、リンゴ、オレンジ、ニンジン、タマネギ、洋ナシの生産は安定しているが、トマトは変動している。

EU-27のトマトの約60%はイタリアとスペインで生産され、ニンジンの約60%はポーランド、イギリス、フランス、イタリア、オランダで生産され、タマネギの約50%がスペイン、オランダ、ポーランドで生産されている。

オレンジの生産は、地中海沿岸諸国、特にスペインとイタリアに集中しており、リンゴの約60%はポーランド、フランス、イタリアで生産されている(第7表)。

第7表 野菜・果実生産量(2006年)

	トマト	ニンジン	タマネギ	リンゴ	オレンジ	洋ナシ
EU-27	14,841	4,831	5,047	11,736	13,342	2,833
ベルギー	238	236	55	358	6,671	268
ブルガリア	213	13	20	26	:	1
チェコ	13	25	36	136	:	3
デンマーク	18	69	56	32	:	9
ドイツ	53	504	337	948	:	49
エストニア	1	9	0	1	:	:
アイルランド	:	:	:	:	:	:
ギリシア	1,550	37	199	263	:	55
スペイン	3,679	:	1,151	661	856	590
フランス	740	625	321	2,080	3,211	234
イタリア	6,366	620	377	2,131	1	910
キプロス	30	2	7	11	2,346	1
ラトヴィア	0	32	14	34	22	1
リトアニア	1	38	10	86	:	3
ルクセンブルク	0	0	0	9	:	2
ハンガリー	205	84	95	537	:	33
マルタ	16	1	7	0	0	0
オランダ	680	541	942	365	1	222
オーストリア	39	77	100	509	:	117
ポーランド	247	833	590	2,305	:	59
ポルトガル	:	:	:	247	:	175
ルーマニア	572	194	251	579	235	60
スロヴェニア	5	3	5	119	:	11
スロヴァキア	36	13	13	31	:	1
フィンランド	39	57	18	3	:	:
スウェーデン	17	117	:	24	:	:
イギリス	84	701	442	241	:	28

資料: Eurostat[7]のデータベースから作成.

注. 単位1,000トン.

4) 畜産 (豚, 牛, 羊)

EU-27 には, 豚が約 9,500 万頭, 牛 (肉牛, 乳牛) が約 8800 万頭, 羊が約 9500 万頭, 家禽が約 15 億頭飼養されている。牛の約 50%はフランス, ドイツ, イギリスにおいて, 豚の約 45%がドイツ, スペイン, ポーランドにおいて, 羊の約 50%がイギリス, スペインで生産されている (2006 年)。

5) 牛乳

EU-27 において約 1 億 4800 万トンの牛乳が生産され, そのうち約 90%が集荷される。集荷された牛乳の約 70%がドイツ, フランス, イギリス, オランダ, イタリア, ポーランドで生産されている (2006 年)。

4. 主要な農業・食料政策の動向⁽¹⁷⁾

近年、農業・食料への関心は、十分な供給の確保から食料の安全、動物・植物福祉、表示・トレーサビリティという問題に重点が移ってきている。この動向は、食料やフードシステムに関する科学技術の進歩と（BSE 等に代表される）健康と環境への関心の高まりによってもたらされた。

政策として最も多岐にわたって変化したものは、共通農業政策（CAP）、食品法における一般規則、食品衛生に関する包括的規則である。

CAP は、主に価格支持、輸出補助金、共通関税という政策手段によって運営され、農業者所得の向上や農産物の安定供給という政策目的は達成された。しかし、高水準な域内共通価格による農産物の共通財政での無制限買い上げは過剰生産と財政負担の増大を引き起こし、余剰農産物の補助金付き輸出は GATT 及び WTO 農業交渉で争点となった。こうした状況や東欧諸国への拡大、EU 域内における農業に対する社会的ニーズの変化（食品安全、環境や景観の保全、動物福祉等）などを背景に、近年 CAP 改革が行われ（1992 年、1999 年、2003 年）、さらに 2008 年改革（ヘルス・チェック）では、これらの改革をさらに推進させた。（第 2 章で詳述）

「食品法における一般規則（(EC)No178/2002）」が 2002 年に欧州議会と理事会で採択された。高水準の健康保護（動植物福祉や環境も考慮）を確保するために食品法に係る包括的な枠組み（将来の食品法の発展への一貫したアプローチ）を提供することを目的として、飼料や食品のトレーサビリティ、公表の科学的意見への消費者ニーズ、飼料と食品の即時警告システムの強化について規定された。

「食品衛生に関する包括的規則（(EC)No853/2004）」が 2004 年に欧州議会と理事会で採択された。全ての食品衛生に関する一般的規則と個別規則が定められた。第一次生産者から最終消費者までの食品生産の全てのプロセスにおける衛生を確保することを追求し、飼料と食品業者の登録が義務づけられ、もし市場に安全でない飼料・食品が流通した場合は業者が全面的に責任を負うこと、輸入品へも同等の衛生水準をみたす必要があること等が規定された。

- 注(1)Eurostat [7] における Total population の 2008 年 1 月 1 日の数値を参照した。
- (2)US Census Bureau [15] における Population Estimates の 2008 年 1 月 1 日の数値を用いて計算した。
- (3)World Bank [16] における Gross domestic product 2007 の数値を用いて計算した。
- (4)Eurostat [7] における National accounts の 2007 年の数値を用いて計算した。
- (5)European Commission [4] を参照した。
- (6)欧州統合プロセスについては、福田 [9] , 大川 [10, Part. I] , 庄司 [12, 第 2 章] を参照した。
- (7)リスボン条約の調印の経緯等については、駐日欧州委員会代表部 [1] を参照した。
- (8) European Commission [5] を参照した。
- (9) 庄司 [12, 第 3 章] を参照した。
- (10) 大川 [10, Part. I] を参照した。
- (11)リスボン戦略については、坂本 [13], 田中 [14] を参照した。
- (12) 農業構造の概要については、European Commission [6] を参照した。
- (13)ESU(Economic Size Unit)とは、Farm Accountancy Data Network [8] によると、1 ヘクタール当たりの生産額から当該生産（変動）費用を差し引いた収益額のこと。現在、1,200 ユーロである。
- (14)LSU(Livestock Unit)とは、European Commission [3] によると、異なった種類の動物の数を比較するための指標であり、飼養するのに必要な飼料量で比較・設定する。体重 600kg, 年間 3,000 リットルの生乳を生産する乳牛を 1LSU とする。仔牛=0.45LSU, 雌豚=0.5LSU, 雌羊=0.18LSU, カモ=0.014LSU 等である。
- (15)livestock density とは、European Commission [6] によると、1 ヘクタール当たりの LSU のことである。
- (16)主要品目の生産状況については、European Commission [6] を参照した。
- (17)主要な農業・食料政策については、European Commission [6] を参照した。

引用文献

- [1] 駐日欧州委員会代表部 (2007) 『Europe Autumn 2007』。
- [2] European Commission (1998~2007) “Agricultural Situation in the European Union”.
- [3] European Commission (1999) “Agriculture, Environment, Rural Development: Facts and Figures – A Challenge for Agriculture”.
- [4] European Commission(2007) “The Common Agricultural Policy Explained”.
- [5] European Commission(2008)“Enlargement Strategy and Main Challenges 2008-2009”.
- [6] European Commission (2008) “Food: from farm to fork statistics”.
- [7] Eurostat の website, <http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page/portal/eurostat/home/>
- [8] Farm Accountancy Data Network の website, http://ec.europa.eu/agriculture/rica/index_en.cfm
- [9] 福田耕治 (2004) 「欧州統合のプロセスと理論」堀口健治・福田耕治編『EU 政治経済統合の新展開』, 早稲田大学出版部。
- [10] 大川大悟 (2008) 『EU 総合レポート (2007 年度下期)』, 財団法人国際金融情報センター。
- [11] ローズマリー・フェネル (1999) 『EU 共通農業政策の歴史と展望』, 食料・農業政策研究センター。

- [12] 庄司克宏（2003）『EU 法 基礎篇』，岩波書店。
- [13] 坂本尚史（2008）「リスボン戦略」，日立総合計画研究所『「今」を読み解くキーワード』。
- [14] 田中友義（2005）「EU リスボン戦略はなぜ変更を迫られたのか」，財団法人国際貿易投資研究所『季刊 国際貿易と投資』，No. 60。
- [15] US Census Bureau の website, <http://www.census.gov/>
- [16] World Bank の website, <http://www.worldbank.org/>.

第2節 CAPの変遷と今後の展望

農林水産政策研究所 勝又 健太郎

共通農業政策（CAP）は、EUの内外の様々な要因により、その内容を改革していった。本稿は、現在に至るCAPの政策メカニズム（政策手段）の変遷をその背景とともに具体的に辿ることによって、CAPの今後の方向性を探ることを目的とする。

1. CAPの発足と政策の目的と手段⁽¹⁾

CAPは、農産物の共同市場を設立するためには、多種多様な各国の農業政策を調整・統合する必要があったために導入された。

CAPの目的は、1957年に調印されたローマ条約第39条に以下のように規定されている。

- ①技術進歩，農業生産の合理的発展，生産要素（特に労働力）の最適な利用によって，農業生産性を向上させる
- ②特に農業従事者の個人所得を増加させることにより，農民の公正な生活水準の確保
- ③市場の安定化
- ④安定供給の確保
- ⑤消費者に合理的価格で農産物を提供することを確保

また、同条の第2項において、CAPの策定や実施にあたっては、農業の社会的構造や地域間格差を考慮すること、政策の漸次的実施や農業が経済全体と密接な関係を有することを考慮するべきとしている。

これらの目的を実現するために以下の3つの原則が1960年に公表された。

第1は、共同体域内での農産物の自由な移動を確保し、域内での農産物の価格を統一するための「市場の統一」である。第2に、EU域内において生産された農産物は、外国産品よりも優遇される「域内優先」、第3に、CAPの運営経費は共同体独自の財源で賄うという「財政の一体化（連帯責任）」である。

「市場の統一」は、域内共通価格の設定や域内関税・域内貿易制限の撤廃という政策手段により、「域内優先」は、域内農産物を関税と補助金付きの輸出という政策手段によって、「財政の一体化」は、欧州農業指導保証基金（EAGGF）の設立で実現された。EAGGFは、CAP諸政策の実施のための財政措置を行う機関であり、保証部門と指導部門から構成された。前者は、域内共通価格による農産物の無制限買い上げや輸出補助金という価格・所得政策を中心とし、後者は、農業構造政策を主な課題とした。

2. 初期CAPの評価⁽²⁾

CAPの実施されたことにより、CAPの上記の目的はいかに達成されたのだろうか。

まず、第1の目的である農業の生産性については、EC委員会は、各加盟国別の農業生産性は、1968年から1973年の間は、年平均7.2%増加し、以降も1980年まで年平均3.5%増加したとしている。欧州議会の資料によれば、共同体の平均生産性は4%以下の増加しかなかったが、農業生産性は年平均6%以上増加しているとしている。

第2の目的である農業従事者の所得の向上（と生活水準の確保）については、EC委員会は、1968年から1984年までの期間に農業所得は年平均3%ずつ増加し、他の産業部門とほぼ同等であるとしている。欧州議会は、これらの数字はあくまで平均値に過ぎず、農産物の種類や加盟国・地域間で格差があることに留意すべきであり、農業所得はCAPがないよりはよい状態にあるとしている。

第3の目的である市場の安定については、1972年の世界的規模での農産物不足、1973年の米国の大豆輸出禁止や1974年から1975年の穀物国際相場の暴騰にも関わらず、域内では2.5%から4%の価格上昇にとどまり市場は安定してきたとEC委員会と欧州議会はともに評価している。

第4の目的である農産物の安定供給については、小麦等の穀物やバター、チーズ、砂糖、牛肉等の肉類等の主要農産物の自給率が100%を超えたことからEC委員会は、目的が達成されたと評価している。

第5の目的である合理的な消費者価格の確保については、他のOECD諸国と比較すると、農産物の価格上昇率は、農産物以外の生産物やサービスの価格上昇率よりも低いことから目的を達成したとEC委員会と欧州議会はともに評価している。

以上のことから、CAPは、その導入時に設定された政策目的の達成に貢献してきたと評価できる。

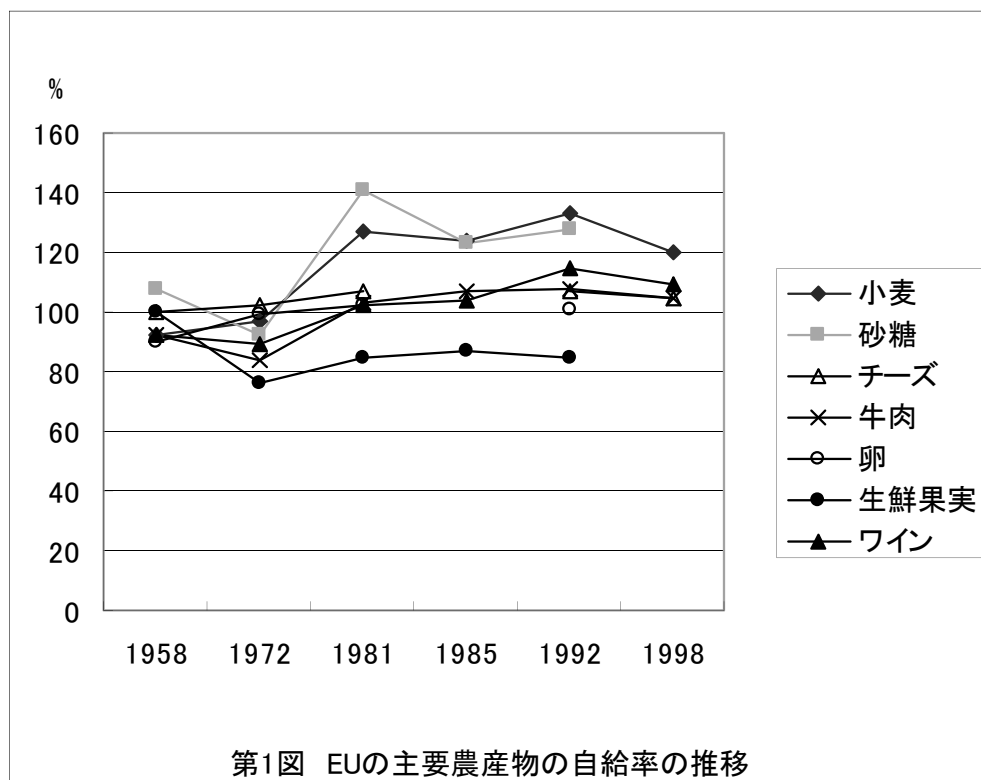
3. CAPが引き起こした問題と改革の圧力⁽³⁾ (1970年から1980年代の行き詰まり)

しかしながら、CAPは、以下のような問題を引き起こし、また、内外からのCAP改革への圧力を呼び起こした。

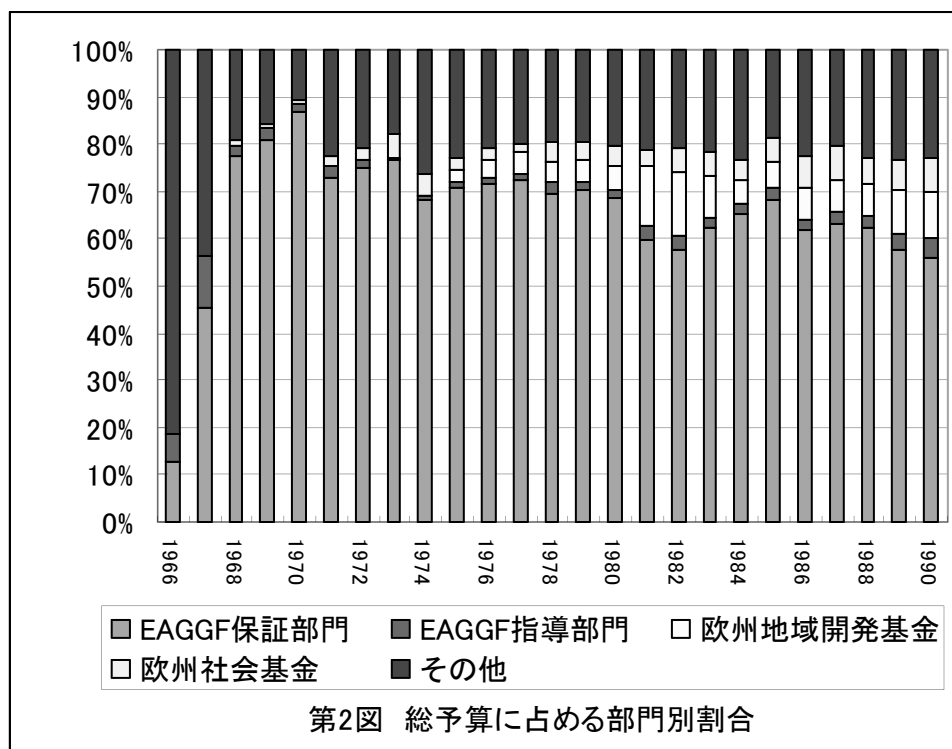
(1) 過剰生産の常態化と財政負担の増大

農産物の価格支持は、加盟国間の政治的な駆け引きの結果、生産コストの高い国に合わせた高水準な価格に設定される傾向が強かった。高水準な域内共通価格による農産物の共通財政での無制限買い上げは、域内の農業者の生産意欲を刺激し、小麦等の穀物やバター、チーズ、砂糖、牛肉等の肉類等の主要農産物の過剰生産の常態化をもたらした（第1図）。

過剰生産は、財政負担の増大を引き起こした。域内共通価格は世界市場価格よりも高く設定されており、過剰農産物は輸出補助金付きで域外に輸出された。過剰農産物の買い入れコストや輸出補助金の増加により、CAPの財政負担は増大し、一時はEAGGFの予算額はEUの歳出予算の80%を超える水準にまで達した（第2図）。



資料：European Commission [1] 及びローズマリー・フェネル [7] 表 3-A1 (a), 3-A1 (b), 3-A1 (c) のデータから作成。



資料：European Commission [2] の TABLE 1 より作成。

（２）農業者間の所得格差

域内共通価格による農産物の共通財政での無制限買い上げという手法は、農業者への所得補助額の大きさが生産量に比例することを意味することから、所得改善効果が小規模農家より大規模農家にとって大きい。その結果、EAGGF補助金の約80%が全農業者の約20%占めない大規模農家に支給されたというEC委員会の指摘がある。

（３）東欧諸国への拡大

2004年の東欧諸国への拡大は、新規加盟国が10カ国と多く、経済に農業の占める割合も比較的大きいこと等から、これらの新規加盟国にCAPをそのままの形で全面的に適用すれば財政負担が増大し、EU財政がパンクしかねないという懸念があった。

（４）EU域内における農業に対する社会的ニーズの変化

高水準な域内共通価格による農産物の共通財政での無制限買い上げは、農業者を集約的生産へと促し、農薬や肥料の使用量を増加させた結果、土壌や水質の悪化という環境悪化問題を引き起こした。このような環境悪化は景観の悪化等をもたらした。このような事態を背景として消費者の環境や景観の保全への関心が高まり、単なる食料供給から農村地域における環境や景観の維持という役割が農業に求められ始めた。

（５）国際的な圧力

余剰農産物の補助金付き輸出は，特に米国との間で貿易紛争を引き起こし，ガット・ウルグアイラウンド（1986年から1994年）から始まり，WTO農業交渉において輸出補助金の削減・撤廃やさらには，貿易歪曲的な国内支持政策の削減等の要求がなされている。

4. 近年のCAP改革の概要とその意義⁽⁴⁾ (1990年代～2013年)

以上のようなCAPの政策メカニズムがもたらした諸問題を解決し、EU内外の改革への圧力に対処するために近年CAP改革が行われた(1992年, 1999年, 2003年)。さらに直近の2008年改革(ヘルス・チェック)では、従来からの改革をさらに推進させた。

これらの改革の主要なポイントは以下のとおりである。

(1) 1992 年改革：「マクシャリー改革」

域内共通価格(価格支持水準)を引き下げ、これによる農業者の所得減少額を補てんするため(休耕義務を条件とした)直接支払いを導入した。

(2) 1999 年改革：「アジェンダ 2000 改革」

価格支持水準をさらに引き下げ、引き下げ額の全額ではなく一部を直接支払いで補てんした。

(3) 2003 年改革：「中間レビュー(Mid-Term Review) 改革」

「単一支払い制度(Single Payment Scheme)」を導入し、直接支払いのデカップリングを行った。当該支払いの条件として環境保全や動物福祉等の規則の遵守を義務付けた「クロス・コンプライアンス」を導入した。また、価格・所得政策に対して、これまで十分な財政措置が行われてこなかった農村振興政策をCAPの第2の柱として位置づけ、年間の直接(単一)支払い額が5,000ユーロを超える大規模農家に対しては、当該支払い額を段階的に削減し、削減分を第2の柱に充当する「モジュレーション」を導入した。

(4) 2008 年改革(ヘルスチェック)

1) デカップリングの強化(部分的デカップリングの単一支払いへの統合)や単一支払いに関する支払額の見直し、

2) クロス・コンプライアンスの基準の適正化(水や景観に関する新たな課題への対応等)、

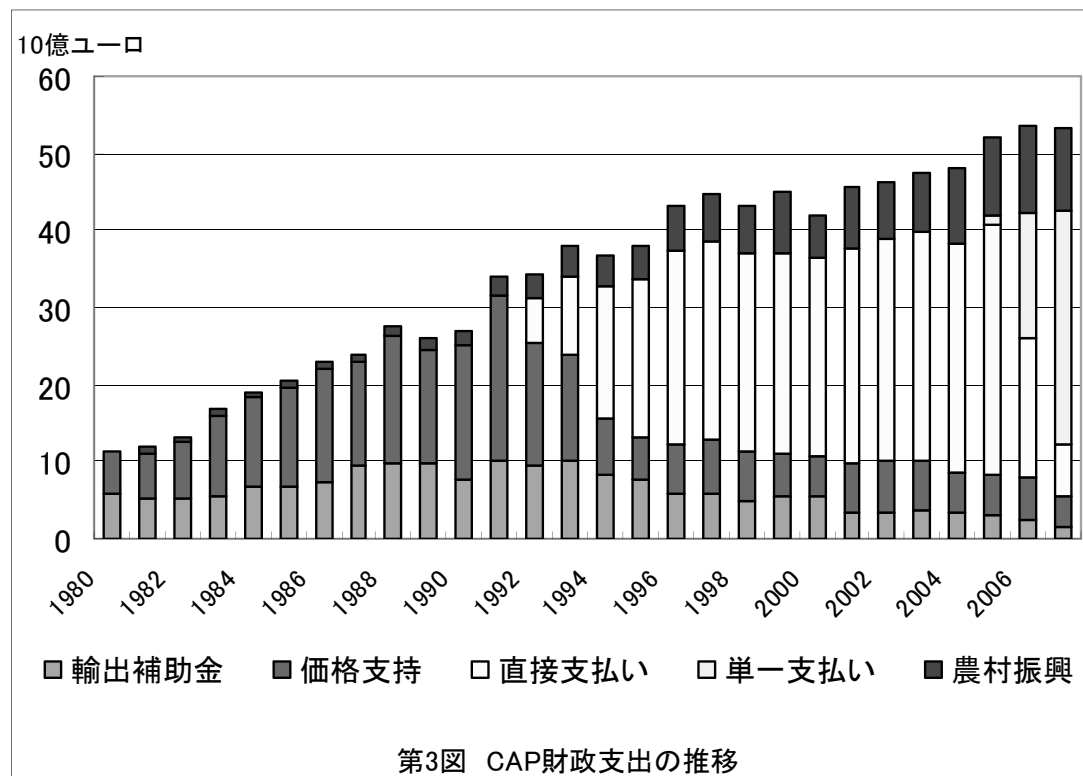
3) モジュレーションの推進(追加的・累進的モジュレーションの導入等)等により従来からの改革をさらに推進させた。

(5) 東欧の新規加盟国へのCAPの適用

財政負担の急激な増大を回避するために東欧諸国へのCAPの適用については、直接支払いを段階的に適用することで対応した。

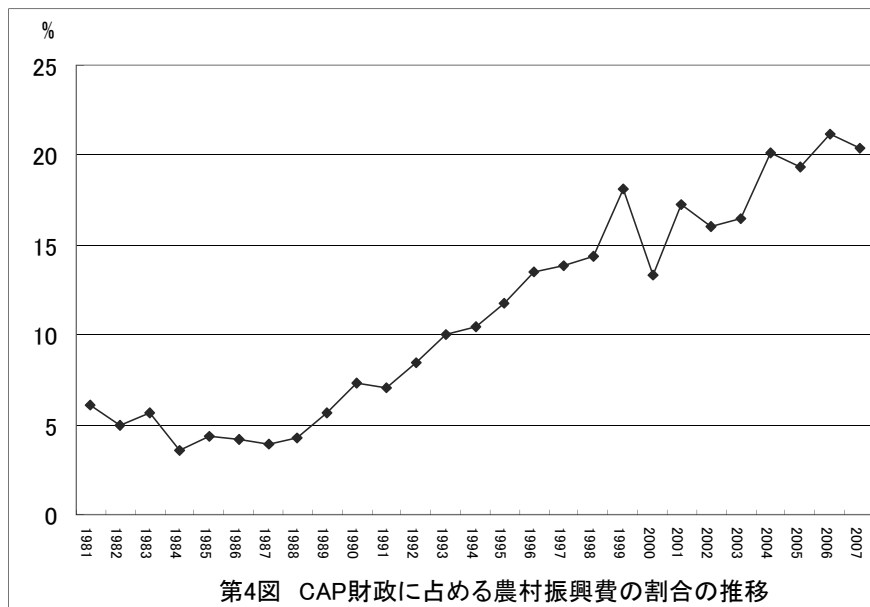
5. 近年のCAP改革の評価

以上のような近年のCAP改革の結果，確かに輸出補助金と価格支持に係る財政支出は減少したが，一方で，直接・単一支払い額は増加した（第3図）。



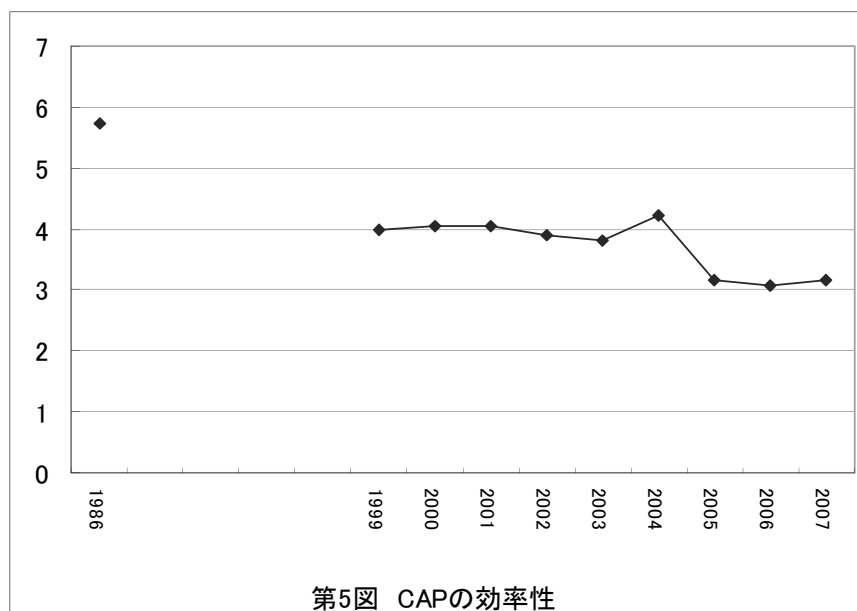
資料：European Commission [3] のデータシートより作成。

また、第2の柱と位置づけられた農村振興に係る支出は増加したものの約20%に留まっている（第4図）。



資料：European Commission [1] のデータ及び European Commission [3] のデータシートより作成

次にCAPの財政支出の効率性を農業の付加価値額とCAP支出額の比によって測定したものが、第5図である。1986年には、農業による付加価値額はCAP支出の約6倍であったが、現在では、約3倍にまで低下しており、この観点からCAPの効率性はこの20年間で半減してしまっている。



資料：European Commission [1] 及びローズマリー・フェネル [7] 表 3-2 のデータから作成

以上のことから、確かに CAP は一連の改革により現在までは、価格・所得政策と農村開発

政策、環境政策を融合させるという段階にまできた。このことにより、WTO 農業交渉への対応向けの改革は相当なされたが、財政負担問題は解決されていないと評価できる。

また、価格・所得政策（第1の柱）中心の政策体系では、環境問題への対応等の農業に対する社会的ニーズの変化に対応しきれないという問題がある。

さらに、リスボン戦略（第1節参照）の観点から言えば、今後さらに他の政策分野への財政措置が必要となってくることから、CAPの効率性が著しく低下している中でCAP財政の削減の圧力はますます強まってくることが予想できる。

今後は、財政負担の問題を解決するとともに農業に対する社会的ニーズの変化に対応し、農業部門がより多くの付加価値を生み出すことができるような手法への根本的な政策転換が必要である。

考えられ得る方向としては、CAP第2の柱である農村振興政策の枠組みの中で農業者をより市場指向的な経営に誘導することによって価格・所得支持の支出を小さくしていくということであろう。

6. 2014 年以降の CAP の展望

このため、次期中期財政計画（2014 年～2020 年）においては、第1の柱から第2の柱への大胆な政策転換がなされ、将来的には、第1の柱がなくなる可能性も視野に入れておく必要がある。

以上の CAP 改革の変遷と今後の方向性から注目すべき点は以下のとおりである。

①第1の柱（価格・所得政策）における直接支払いのデカップリングと輸出補助金額の削減により、WTO 農業交渉における EU の交渉力が強化されたこと。

②第2の柱（農村振興政策）は、EU の示したガイドラインに沿った事業計画を加盟国が作成し、EU、加盟国、地方政府が協力して実施することとなっているので、加盟国の裁量が比較的認められており、EU の農業政策における加盟国、地方政府の役割は今後ますます増大すること。このため、農業政策の実態を把握するためには、EU レベルだけではなく地方政府レベルの施策まで注目する必要性が高まること。

③第2の柱への転換に伴い、農村振興政策の内容がどのように発展していくのか、特に、価格・所得政策ではなく農村振興という手法によりどのように農業収入の確保を図っていくのか、また同時に CAP が、農村振興の観点から農業そのものからそれ以外の分野へどのように政策の対象分野を拡大していくことができるのか。

注(1)CAPの目的と政策の目的と手段については、比沢〔5〕、堀口他〔6〕、棚池〔8〕、豊〔9〕を参照した。

(2)初期CAPの評価については、福田〔4〕を参照した。

(3)CAPの引き起こした問題と改革の圧力については、比沢〔5〕、堀口他〔6〕、棚池〔8〕、豊〔9〕を参照した。

(4)近年のCAP改革の概要とその意義については、比沢〔5〕、堀口他〔6〕、棚池〔8〕、豊〔9〕を参照した。

引用文献

- 〔1〕 European Commission (1998～2007) “Agricultural Situation in the European Union”.
- 〔2〕 European Commission (2007) “EU budget 2007 Financial Report”.
- 〔3〕 European Commission(2008) “The “Health Check” of the CAP reform: Legislative proposals”.
- 〔4〕 福田耕治 (1992) 『EU 行政構造と政策過程』 成文堂。
- 〔5〕 比沢奈美 (2007) 「共通農業政策—EU 拡大と CAP の改革—」 国立国会図書館調査及び立法考査局『拡大 EU—機構・政策・課題—』。
- 〔6〕 堀口健治・小畑直久 (2004) 「共通農業政策 (CAP) の効果と社会的負担」 堀口健治・福田耕治編『EU 政治経済統合の新展開』, 早稲田大学出版部。
- 〔7〕 ローズマリー・フェネル (1999) 『EU 共通農業政策の歴史と展望』, 食料・農業政策研究センター
- 〔8〕 棚池康信 (2000) 「共通政策の確立と共通農業政策 (CAP)」 島野卓爾・岡村堯・田中俊郎編著『EU 入門』, 有斐閣。
- 〔9〕 豊嘉哲 (2006) 山口経済研究叢書第 31 号『EU 共通農業政策と結束』 山口大学経済学会。

第 3 節 フランスにおける欧州農村振興規則の適用と「地産地消」的活動の展開

須田 文明

1. はじめに

欧州農村振興規則(2005 年 9 月 20 日の規則 1698/2005)の内容の詳細と、加盟国におけるその適用についてはすでに多くの先行研究があるために、本研究では、我が国のすすめる「地産地消」的施策の展開と関連づけて、欧州農村振興規則のフランスでの適用について検討した⁽¹⁾。

欧州農村振興規則は、青年の就農や経営近代化、農業環境措置、条件不利地補償金などの他、我が国におけるような「地産地消」的施策を推進するためにも、多くの措置を備えている。例えば、地域特産品振興への投資、こうした製品の販売促進、農場での加工や販売などが補助金支給の対象となっている。フランスにおけるこのような経営多角化への投資支援としては、州によりそのメニューは様々である。

こうした欧州農村振興規則を活用した地産地消の施策の効果としては、例えば消費者への直売システムを確立することで、小規模な経営での就農が可能となる事例が見られる。また既存の経営に青年が就農するに当たり、家畜数や面積を拡張することなく、農場での加工やファーマーズマーケットでの直売によって、この就農が可能となった事例も報告されている。

このように欧州農村振興規則の適用の実態についての詳細な分析は、我が国の「地産地消」的施策を推進するに際して、多くの知見を提供してくれることが期待される。

2. 欧州農村振興規則の適用における「地産地消」的施策の位置づけ

(1) 欧州規則と地方公共団体による地産地消支援

1) フランスにおける欧州農村振興規則の適用

海外県を除くフランス本土の農村振興プログラム PDRH は二つのレベルを有しており、全国共通の措置をなしているのが条件不利地補償 ICHN や就農政策、森林措置などであり、他方で、州ごとの事情に応じて採用が決められる分権的なレベルは、農村振興規則の別の措置について、州知事によって作成されている。フランスの農村振興プログラムは 2007-2013 年の期間に、欧州農村振興基金 FEADER の 53 億ユーロの予算を付与されており、このうち

17 億ユーロが州レベルで決められる措置に当てられる。さらに国が 37 億ユーロ、地方公共団体は 9 億ユーロをこのプログラムに付与している。このほかに欧州基金と共同ファイナンスされず国内だけからの支出になる金額が 28 億ユーロ、さらに水道公団なども資金を提供し、当該期間における農村振興プログラムの公的予算は総計 128 億ユーロとなっている。それぞれの農村振興措置への予算の配分は第 1 表の通りである。欧州農村振興規則の措置にありながらフランスが活用していないものとしては、普及コンサルタントサービスの使用、農業簿記支援サービス、規格遵守、動物愛護などがある (Chambres d'agriculture, no. 961, 2007)。

第 1 表 フランスで採用されている農村振興規則の措置

措置	計画実施		EU+国の公的支出総額(100 万ユーロ)	国内支出	
	国	州		国	地方
軸 1：農林業部門における競争力向上			3,233.8		
111:職業教育と情報活動		○	121		○
112:青年農業者の就農	○		1,164	○	
113:農業者と農業労働者の早期引退		○	42	○	
114:アドバイザー・サービスの使用	—	—	—	—	—
115:農業簿記支援サービス	—	—	—	—	—
121:農業経営近代化		○	1,211	○	○州
122:森林経済価値の改善	○		57	○	
123:農産品及び森林産品の高付加価値化		○	475	○食企業	○
124:新製品と製造手法、技術の開発のための協働		○	9.8		○
125:農林業部門の進化と調整に関連したインフラ	○		106	○食企業	○
126:自然災害に見舞われた農業潜在力の回復	—	—	—	—	—
131:規格の遵守	—	—	—	—	—
132:食品の品質制度への農業者の参加		○	12		○
133:農産物食品の情報提供活動と販売促進活動		○	36		○
軸 2：環境及び農村空間の改善			5,492.1		
211:自然ハンディ補償、山岳農業者支払 (ICHN)	○		2,774.5	○	
212:山岳地帯以外のハンディ補償支払い	○		693.5	○	
213:Natura 2000 と水質指令	—		—		
214:農業環境支払い (Natura 2000 と水質指令含む)		○	1,504.55	○	
215:動物愛護への支払い	—		—		
216:非生産的投資への補助	○		13	○	

221:農地への植林		○	7		○
222:アグロ・フォレストリ	—		—		
223:非農地への植林		○	1.55	○	
224:森林の Natura 2000	—		—		
225:林業・環境支払い	—		—		
226:森林ポテンシャルの回復と山火事防止	○		470	○	○
227:非生産的投資への助成		○	28	○	○
軸 3 : 農村における生活の質と農村経済の多角化			635		
311:非農業活動への多角化		○	59		○
312:マイクロ企業の創出と発展への支援		○	39		○
313:ツーリズム活動の促進		○	104		○
321:農村経済と農村住民のための基礎的サービス		○	100		○
322:村の刷新と発展		○	10		○
323:農村文化遺産の保全と高付加価値化		○	221		○
331:教育と情報提供		○	17		○
341:能力資格の取得と振興, 実施		○	85		○
軸 4 : LEADER		○	480		○

出典 : Chambres d'agriculture, no. 961, p. 27 及び p. 29 より筆者作成.

さて上述のように 2007-2013 年について、フランス本土での農村振興プログラムにかかる公的予算は 128 億ユーロであり、それぞれの内訳は次のようである（以下の記述の多くは Chambres d'agriculture, no. 961 による）。

- ・軸 1 について 32 億ユーロ、うち 16 億ユーロが欧州農村振興基金 FEADER による（予算全体の 19%）。
- ・軸 2 について 55 億ユーロ、うち 30 億ユーロが FEADER による（同 57%）。
- ・軸 3 について 6 億 3,500 万ユーロ、うち 3 億 1,700 万ユーロが FEADER による（同 6%）。
- ・軸 4 について 4 億 8,000 万ユーロ、うち 2 億 6,400 万ユーロが FEADER による（同 5%）。
- ・「技術的支援」について 1 億 400 万ユーロ。

なお支出に占める割合が多い項目としては、就農支援と農業近代化助成、自然ハンディキャップ補償金 (ICHN)、農業環境措置という 4 つの措置で予算の 75% を占め、ICHN と農業環境措置だけで支出の 50%、近代化と就農支援で 25% を占めている。

以下ではフランスにおける農村振興規則の適用について、それぞれの軸ごとに内容を紹介しておこう。

①軸 1 : 農業の競争力

フランスは欧州農村振興規則の定める軸 1 の 16 の措置のうち、10 の措置を採用した。措置 111A は農林業部門の従事者の職業訓練に関連し 111B は、科学的知識及び新しい実践

の情報及び普及に対応している。これらの2つの措置は、州レベルでその内容を規定され、これに対応する助成は費用の100%までまかなうことができる。これらの支援は、農業及び食品、森林部門の就業者に向けられ、経済アクターや部門のアクターを超えて、農業普及員や教育活動指導員なども含む。これらは、プロジェクトの公募に基づいて申請が選抜される「競争的資金」となっている(Bodiguel, 2007, p. 24)。また措置112は青年農業者の就農であり、青年農業者就農助成金DJAおよび投資助成として利子補給にかかわる。就農助成金の最高限度額は、4万ユーロであり(欧州及び国内の補助金を含む)、補助金相当の利子補給は4万ユーロ以下である。青年農業者が2つのタイプの助成を受ける場合、その全体額は5万5,000ユーロを超えることはできない。この就農支援と、以下に述べる経営近代化支援で軸1のFEADER予算の7割を占めている。

経営近代化(措置121)は畜産施設の近代化(PMBE)と環境のための作物プラン(PVE)、州レベルでの補完的措置である。環境作物プランとは、作物分野での環境保全型投資の実施の他、温室でのエネルギー節約、さらには生物多様性保全への支援を含む。州レベルでの補完的措置は、顕著な地方的争点に応える特徴的な投資を支援する。これは、例えば農業経営の多角化などへの投資により経営の競争力を向上させるような地方の戦略に対応しており、地方公共団体によって共同ファイナンスされることがしばしばである。

さらに軸1で採用されている措置は、農村振興プログラムの戦略的基本方針により規定されているイノベーションと技術移転、品質に関する要請にも応えるべく、食品産業への投資(措置123)及び高品質産品のための投資(措置132と133)を含んでいる。このように欧州農村振興規則の軸1として農村振興プログラムの権限は、措置123に見られるように食品部門にまで拡張されている。ここでは孤立した生産者を支援することではなく、生産者間の協力や業種間組織、農産物の加工及び調整、販売にかかる企業、食品工業団体、技術研究所、などの支援が該当し、その支援は、該当する費用の100%をまかなうことができる。同様に措置123にあるように、食品部門もまた一般的な投資助成を得ることができる。砂糖及び乳製品代替品を除く農産物の加工及び販売を行う中小企業(従業員750人未満、売上高2億ユーロ以下)は、それが農村に関連しており、「より報酬をもたらすような新しい市場を発展させることができるような、また地域の経済振興を促し、もしくは環境保全的な技術工程を可能とするような、イノベーション創発的なプロジェクト」である限りにおいて、投資助成を受けることができる。またその助成率は小規模企業について40%、中規模企業について20%を上限とする。

また措置125「農林業の改良に関連したインフラ」投資支援に示されるように、丘陵地帯での貯水池や浸食のおそれのある資源の改良に関連したプロジェクト、土地改良、交換分合のためになされる集団的投資の場合、事業者組合や水利組合、州自然公園などが受給者となり得る。

さて「生産及び製品の品質を改善するための措置」としては、欧州農村振興規則は、加盟国との共同でファイナンスできる枠組において、「共同体規制に基づいた規格の遵守への支援」、「品質制度への農業者の参加」、「農産物・食品の情報提供及び販売促進」といった

3つの措置が規定されている。フランス本土農村振興プログラム PDRH においては、最初の措置（「規格遵守支援」）は採用されていない。措置 132 の「品質制度への農業者の参加」は、統制原産地呼称 AOC、地理的表示保護 IGP、伝統的特性保護 STG 有機農業、ラベルルージュ、製品認証 CCP などの公的表示に加盟する農業者への支援がなされ、5 年間にわたり、金銭的インセンティブを与えられることになる（経営あたり、年 3,000 ユーロを上限）。またこれと関連して措置 133「販売促進支援」は、措置 132 として付与される支援を受ける品質制度に参加する事業者を統括する機関が、その製品にかかる販売促進活動に対して、費用の 70%を支援されることができる。

②軸 2：環境及び農村空間の改善

農村振興規則の軸 2 の措置は、大きく分けて「農地の持続的利用のための措置」と「森林の持続的使用のための措置」を含み、前者にはさらに、自然ハンディキャップへの支払い（措置 211 と 212）、農業環境支払い(措置 214)などの 6 つの措置を含んでいる。これらの措置は環境保護の要請と両立した農業生産手法に関する欧州規則 2078/92 によって組み立ててきた活動をフォローしている(Bodiguel, 2007, p.26)。しかし、従来の農業環境措置と異なり、この農村振興規則の措置は、プライオリティのある領域を設定している。すなわち生物多様性、自然的な価値の高い農林業システム、伝統的な農業景観の保全、水質、気候変動である。2005 年の農村振興規則によりもたらされたもっとも大きな変更は補助金付与の手法である。すなわち 2000～2006 年の欧州農村振興政策を規定していた欧州農村振興規則 1257/1999 の第 22 条から 24 条の農業環境措置についてと同様、農業環境支払いは「クロスコンプライアンス conditionnalite に記載されている義務を越えた取組にしか報酬を与えることができない」。しかしこれ以降、補助金は、農業環境取組から生じる超過費用及び所得損失にしか対応しないことになる。環境サービスの提供に対する「報酬」に対応した「インセンティブ」部分をこれに加えることがもはや不可能となった。こうした実質的な修正は、WTO 農業協定に規定された公的支援の禁止への例外条件を考慮していると思われる(Bodiguel, ibid, p.27)。フランスにおいて、もう一つ新たなこととしては、ゾーニングされた地帯での、地域的に規定された契約書に基づいた地域的農業環境措置を実施するに際して（措置 214-I）、政府は、地域のアクターに対して、プロジェクト公募に基づいた補助金申請書の選抜を行うように促した。こうした手法は、農村振興規則 1257/1999 を適用するために英国ですでに使用されていたものである。フランス本土農村振興プログラム PDRH によれば、「プロジェクト公募は、集団的意欲と申請の真のダイナミズム（これらこそ環境的効率性を担保する）が存在する地域へと活動を集中するための、とりわけて適切な選抜方法をなしている」（PDRH, p.236-237）。かくしてプロジェクト公募手法が軸 1 の措置 111 をはじめとして、軸 2 及び軸 4 の複数の措置で活用されるようになっている。

フランスは欧州農村振興規則の軸 2 の 13 の措置のうち、10 の措置を採用している。また自然ハンディ補償金(ICHN)と農業環境措置で、軸 2 の予算の 90%を占め、7%が草地奨励金 PHAE と作物ローテーション（2008 年以降は欧州の共同ファイナンスをはずれ、フラ

ンスのみの助成となる）となっている。

なおフランスの農村振興プログラムは農業環境措置として3つを規定している。

- ・2つの全国的措置：草地奨励金 PHAE(76 ユーロ/ha/年)と作物ローテーション(32 ユーロ/ha/年)

- ・6つの分権的措置：全国レベルの仕様書に対応するが、その契約及びゾーニングは州の責任に属する。すなわち、投入節約的複合作物・家畜システムの管理(130 ユーロ/ha/年)、有機農業への転換、有機農業の維持、絶滅のおそれのある品種の保護（馬について 125/大家畜/年間、そのほかの種 50/大家畜/年）、消失のおそれのある作物資源の保護（果樹野菜 600/ha/年、一年作物 78/ha/年）、生物多様性の保全のためのミツバチの受粉ポテンシャルの改善（「顕著な地帯」に位置し 75 コロニー以上を有する経営者について、17 ユーロ/巣箱/年）である。

- ・分権化されゾーニングされた措置（いわゆる地域的農業環境措置）：Natura 2000 や水質指令の優先的地域に限定された措置である。

有機農業の場合：

農業環境措置のうち、有機農業支援について指摘しておこう。フランス農村振興計画は有機農業への転換だけでなく、すでに有機農業を行っている農家への支援を含んでいる。この有機農業の維持への支援は2008年に開始されたばかりである（第2表）。元来、有機農業への支援の考え方は、有機農業への転換に伴う数年間の所得の減少を補償することを目的に設定され、5年間を限度に支給されていた。この5年間の転換期間を超えて、有機農業が軌道に乗って以降は、当該農家が販売する有機農産物のプレミアム価格を市場が支払うことで、この有機農業支援は必要なくなるとされていたのである。現在、こうした有機農業への転換、その維持という2つの支援は、全国的な枠組みを持った農業環境措置をなしているが、州はこれを実施するかどうかを決定することができる。すべての州が有機農業への転換への支援を採用しているが、そのうち11の州のみが有機農業維持への支援を選択したに過ぎない。

第2表 有機農業の補助金

生産のタイプ	転換(ha/年)	維持(ha/年)
草地	100 ユーロ	80
年間作物	200	100
香草・薬草・種子、ブドウ、果樹	350	150
野菜	600	350

出典：Chambres d'agriculture, no.961, p.36.

これらの支援を受給するためには農業者は以下の条件を満たさなければならない。

- ・農業環境措置の受給条件、すなわち共通農業政策の第2の支給の条件と、農薬及び肥

料の使用に関する最小限の要請の規則を遵守すること。

- ・欧州有機農業規則(2091/92)と、省際委員会のアレテにより決められる国の仕様書を遵守すること。

- ・独立行政法人「有機農業エージェンシー(Agence BIO)」に毎年、自らの活動について通知すること。

- ・補助金申請時点で、販路についての展望調査を提示すること。

また、補助金は4つの作物ごとに決められ、それぞれ5年を限度として支援される。

これらの2つの措置について、経営あたり年間7,500ユーロの上限が設定されている。

なお、フランスにおいては近年、政治主導の下で法制化も含め有機農業への積極的支援策が展開されている。その起源は2007年に開催された「環境グルネル」会議である。この会議では、2012年には農用地面積の6%を有機農業とし（現在2%）、2020年にはさらに20%とするという目標を掲げている。さらにこの会議を受けて決められた「有機農業プラン(Horizon 2012)」は以下のような提案を行っている。

- ・飲料水水源地70万ヘクタールを優先的に有機農業に転換。

- ・2018年までに農薬殺虫剤の半減、30の有害物質については即座に使用の中止。

- ・有機農業サプライチェーンの組織化支援。

- ・団体食堂の食材の公共調達に有機農産物を導入。

なお団体食堂での有機農産物使用の促進のために、2008年5月2日に「団体食堂での有機農産物使用に関する国の率先した役割に関する通達」が発せられ、食堂メニューの中の、有機農産物由来の料理を2010年に15%、2012年に20%にすることを規定している。こうした団体食堂での有機農産物の導入が図られる背景には、次のような事情がある。つまり、フランスの団体食堂は外食の49%(年35億食、1日950万食)を占め、うち保健医療機関(病院や老人ホーム)43%、学校33%、社員食堂13%となっている。このような団体食堂で有機農産物の導入を図ることで、有機農産物の需給のミスマッチを回避し、徐々に安定的に市場の拡大を促そうとしているのである(Bimagri, 2009, no.22, p.29)。

③軸3：農村経済の多角化

軸3は農村における「能力構築コンピテンスの獲得、地域振興戦略の組織化を促すことで、エンプロイアビリティ（雇用可能性）と経済成長という一般的なプライオリティ」に資することを目的としている。軸3は農村振興規則の中でも最も開放的な措置をなしている。というのも、一方で、それは、あまり条件を課してはいないし、他方では、農林業部門を越えて、より広く、農村地帯の経済社会活動、文化活動にかかわるからである。7つの措置（第3表）に関連した4つのカテゴリが軸3の中に登場している。すなわち農村経済の多角化、農村生活の質の改善、教育訓練・情報、コンピテンスの獲得、である。最初の2つの手法について紹介しておくことで、軸3が農林業部門を越えて、広く農村地域振興に踏み込んでいることがわかるであろう。

- ・手法1：農村経済の多角化

農家世帯の成員は、非農業的な多様化の活動（ツーリストの受け入れ、宿泊、農業ツーリズム、除雪作業、空間維持、住居の維持など）の創出や、直販施設の設置のためにこの軸3の措置を活用できる。またこの措置は農業活動を超えて、投資やコンサル活動支援、宿泊施設などの企業の委譲や取得の支援などを行う。

・手法2:農村の生活の質の改善

農村住民に対するサービス、医療や雇用、商業、保険、郵便、輸送、といった分野でのサービスを行う企業や事業体、ゴミの管理、再生可能エネルギーを供給する地方プロジェクトを支援する。

なお州が広くこれらの7つの措置を活用し、これらの措置は農村住民全体に利益をもたらしている。またいくつかの措置は地方公共団体にも恩恵を及ぼしており、例えば村の刷新や、農村文化遺産の保全と活用などがなされている。もちろん農業経営者もまた、こうした措置の受益者であり、とりわけ非農業活動への多角化支援を活用している。

第3表 軸3の措置の主たる受益者と活動の事例

措置	採用した州の数	受益者			活動事例
		農業経営	民間企業	地方公共団体	
311	19	○			農業ツーリズム、空間維持活動
312	14		○		投資助成、コンサル助成、活動の委譲と取得
313	17		○	○	宿泊施設の整備、ツーリズムのインターネットサイト
321	17		○	○	マルチ・サービス拠点
322	2			○	モニュメント整備、
323	21	○	○	○	文化イベント、建造物遺産整備
331	12			○	農場ツーリズムへの訓練

出典：Chambres d'agriculture, no. 961, p. 38.

④軸4：LEADER

1991年に開始されたLEADERプログラムは、2006年までは欧州地域政策の欧州共同体イニシアチブのプログラム(PIC)であったが、2007～2013年については、このプログラムは農村振興規則の上述の三つの軸の措置の適用として、農村振興政策に統合されることになった(Chambres d'agriculture, 2007, p.39)。なお農村振興向けのFEADER予算の5%, 2億8,500万ユーロ(2007-2013)がLEADERに当てられている。この事業に該当するそれぞれの地域は、当該地域の公共及び民間アクターを束ねるローカル・アクション・グループ GAL の戦略に答えることになる。LEADERのアプローチは以下に基づいている。

- ・ボトムアップ的アプローチで地域振興戦略を策定
- ・公的アクターと民間アクターとの地域レベルでの均衡したパートナーシップ：民間ア

クターが 50%を占めること。

- ・多様な経済部門を連携させたグローバルなアプローチ
- ・プライオリティに的を絞った戦略
- ・新規なアプローチ
- ・協力プロジェクトの実施
- ・ネットワーク化

なおフランスは LEADER 実施に際して、以下の選択を行っている。

・「ペイ（伝統的な地域のまとまりをもった単位）」、市町村連合、州自然公園、現行のローカル・アクション・グループに LEADER をあてること。逆に、ローカル・アクション・グループの地域は県全体をカバーしないこと。

・都市近郊の問題と都市農村交流をはかるために、小規模な町にも LEADER を開放すること。「小規模な町」の定義についてはそれぞれの州で規定されること。

・地域ごとのプライオリティに GAL の戦略を絞ること。

さて、フランスでは 140 の GAL が選抜されているが、それは 20 の州、79 の県をカバーし、フランス本土の地域の 40%がカバーされており、本土の人口の 13%が LEADER+で指定されている地域で生活していることになる。

⑤農村振興規則の特徴

さて、EU 全般として見た場合、上述のような農村振興規則の一般的特徴を挙げておけば次のようであろう。

まず、農村振興助成が主に農林業活動支援に向けられているのは当然である。しかし、この助成は農村に位置し、農林業を越えた個人的、集団的活動にも該当するし、農村地域振興にかかわる公共団体や食品部門、中小企業にもかかわる。農村振興助成の適用範囲の拡張が示すのは、共通農業政策を（少なくともその第 2 の支柱について）、より農村地域的で、それほど農業生産部門的でない方向へと発展させることである。

第 2 に、補助金とその受益者の性格に応じて、農村振興規則は、とりわけ 2 つの方向を促進することになった。すなわち、申請者を判定し、競争による選抜をするためのプロジェクト公募を促したこと、農業者による農法の転換を促すためには一方的な行政的決定よりも、契約化がより効率的であると判断されていることである。こうしたプロジェクト公募や契約化は、新自由主義的公共政策手法の農村振興政策への浸透とみることもできる。

最後に、農業環境助成の計算に統合することができていたインセンティブ部分が除外されることになった。これは、WTO 農業協定の付録 2 に照らして農村振興補助金の不法性を排除することができる。補助金の全体額を削減するという義務への例外は、公的助成が超過費用ないし所得損失に制限されることを意味しているからである（農業協定第 5 条、付録 2）。

⑥農村振興規則における地産地消的施策

上述のような欧州農村振興規則の中で、本稿の課題であるフランスの「地産地消」的施策に関連しているような主な措置を挙げておけば次のようであろう。

軸 1：農林業部門の競争力向上

- ・措置 111：職業訓練，科学的知識の普及

ニーズに適応し，環境を保全する競争力ある農業を維持するための訓練。イノベーション創発的な実践，製品の品質改善につながるような知識の普及。地方公共団体のみならず，農業者教育基金 VIVEA も財政支援。

- ・措置 121C：農業経営近代化，その他の措置

経営の競争力及びその市場適応を改善するために，地域特産品など地域的争点に応える特別な投資。

- ・措置 123A：食品産業への投資

食品産業（加工及び販売）の競争力の改善。品質向上及び新規の販路の開拓への投資助成。食品企業及び地方公共団体が受益者。

- ・措置 124：新製品及び技術の開発のための協力

イノベーションを支援し，アクターの間での技術移転と協力を促進。製品の構想と開発，製品テスト，物質的（非物質的）投資。農業部門の生産者及びその集団が受益者。

- ・措置 132：（AOC，ラベルルージュ，有機農業といった）食品品質制度への農業者の参加

認証費用などに対して助成（たとえばラングドック・ルシヨン州ではこの措置は FEADER の対象とはなっておらず，州と県の支援，経営当たり，年間 3,000 ユーロを上限，最大 5 年間）。

- ・措置 133：品質表示製品の販売促進活動（措置 132 に伴う集団行動）

農業者の集団が受益者。

軸 3：農村経済多角化と生活の質の向上

- ・措置 311：非農業活動への多角化

非農業活動及び農産物加工への農家世帯による新しい活動の創出。民宿やレストラン，直売所の設置。

2）地方公共団体を巻き込んだ具体的取り組み

第 1 表に示されるように，欧州農村振興規則に基づいた支援は，欧州農村振興基金 FEADER の他に，国のみならず地方公共団体もまた費用を負担しており，とりわけ地方公共団体は，こうした「地産地消」的施策や経営の多角化を積極的に支援している。例えばオーベルニュ州及び同州アリエ県は次のような支援を行い，欧州農村振興基金を補完している（アリエ県農業会議所 HP より，2009 年 2 月 25 日接続）。

- ・受益農業者：多角化の新しいプロジェクトを持つ者

主業としての農業者（その 70%以上を農業者により保有される法人を含む）が，以下のような新しい活動の創出のプロジェクトにおいて支援プログラムを受けることができる。

- ・農場での加工，販売の活動。

- ・州レベルにおいて、「オリジナルな」生産の実施。
- ・農場での受け容れ、公共団体や民間へのサービス活動。
- ・多様化活動の創出に関連した投資が助成される。

(ただし以下を除く：中古の資材、畜舎、水道や電気への投資、家畜、経営者の雇い人など)

・プロジェクトの性格に応じて、対象となる投資は欧州委員会により認められている公的助成の最大限度額を上限として補助される。助成の可能となる費用の上限は 10 万ユーロ (税含まず) で、1 万ユーロの支出以上のプロジェクトが対象となる。

第 4 表 認可されている公的助成の上限

	農場での加工，直販		農場での受け容れ
	青年農業者	非青年農業者	青年農業者・非青年農業者
平野地帯	50%	40%	40%
条件不利地帯	60%	50%	50%

こうした地方公共団体と欧州農村振興基金の活用による地産地消的施策の支援は、Puy de Dome 県でも見られる (以下の記述は同県農業会議所ホームページより)。Puy de Dome 県議会は 6 年前から製品の品質や農場加工，直売について支援を行なってきた (第 4 表)。「県の農業はきわめて多様で、国際競争には対応できない。県議会の農業担当 Pichot 氏は農業者への付加価値の確保のための支援が必要であるとする。農場産品や有機農業が発展し、300 以上のプロジェクトが 5 年間で達成され、これに集団的取組の 4 つのプロジェクトが加わる」という。

同県では農場産 Saint-Nectaire チーズの生産が飛躍的に増加している。5 年間で、県は 164 のチーズ生産アトリエの設置ないし近代化を支援した。新規就農者はますますチーズ加工用アトリエを設置している。県議会により支援される就農について、33%のプロジェクトがこうしたアトリエを設置している。さらに加工と販売はしばしば対になっており、2002 年には県は例えば家畜の解体アトリエの建設と、有機農産物の販売店の建設において Bio Livradois Forez という有機農業生産者団体の NPO を支援した。また 3 人の有機農業牛乳生産者が補助金を得て加工施設を設置し、その製品を県内で販売することができた。今日、販路の拡大が課題となっている。La Jonquille という NPO は農場産品の生産者を束ねているが、これは、ここ数年、加盟者への消費者需要が増大している。70 人ほどの農業生産者を結集させているこの協会は、2 つの販売スタンドと、1 つのファーマーズマーケットを有している。「すべての需要に応えることなどできない」。「しかし我々は、新しい販路の開拓を行っている。需要が存在するが、それに対応する供給を組織化しなければならない」。県議会は 3 年間にわたり La Jonquille と協調して、新しい販売システムを支援してきた。

（２）地産地消施策が農村振興に与える効果

本研究が対象とする地産地消的施策がどのような効果を農村地域振興に及ぼしているかを示す事例を、とりわけ新規就農について挙げておこう。こうした地産地消支援は小規模面積での就農を可能としているのである。新規就農には、現在、ますます広大な農地が必要とされるようになっているが、農外からの新規参入者には、もちろんこうした農地の取得が障壁となっている。地産地消施策の展開はこうした新規参入者による就農を可能とするのである（以下の事例は Les Cahiers de l'Observatoire CROC, no.3, 2007 より）。直売によって小規模面積での就農が可能となることは、多くの家族外就農の事例が示している。例えば、Herault 県の Hauts Cantons 地方では、過疎地帯の 2 人の農業者が、彼らの漸進的就農について語っている。2 人とも、連帯社会保障分担金支払者 Cotisants de Solidarite として、農業活動を開始した。漸進的就農への州による補助金によって、彼らは、主として直売に基づいて、農業を開始することができた。彼らは最低就農面積 SMI の半分を獲得した後で、就農助成金 DJA を受給することができた（1 人については、実に、農業活動を開始して 8 年後のことであった）。2 人とも、多様化した生産を選んでいった。一方については地鶏とジャガイモ、他方については果樹と加工品である。最初の農業者はファーマーズマーケットでの直売、パン屋やレストランへの販売、2 人目の農業者は、直売スタンドで販売している。

家畜生産の場合でも、直売によって、小規模経営での就農が可能となることが指摘されている。Herault 県では、23ha の石灰岩の荒れ地に、非農家出身の夫婦が新規参入で就農し、彼らは羊乳チーズ加工を行い、ファーマーズマーケットで販売している。羊乳の経営面積は 11ha～93ha に経営の 80%が含まれることを考えると、この夫婦の面積は狭小である。また Brais 地方でもこうした市場での販売により、43ha での羊肉での就農が可能となった。一般的に、羊肉経営に必要な面積は 70ha 以上なのである。Aude 県の女性農業者の場合、穀物部門も一役買っている。地方クライアントを対象にファーマーズマーケットと 3 つの販売場所でパンを販売しているのである。43ha の農地のうち、3ha でパンを作るための穀物を栽培し、残りは数十頭の雌牛のための草地となっている。

直売が脆弱な経営規模での就農を可能とさせる一方で、それはまた多くの場合、付加価値を確保することで、経営面積や家畜数を増加させることなく、親の経営に若者を就農させることを可能としている。ノール・パ・ド・カレ県の畜産部門では、（農場での販売、ファーマーズマーケット、消費者への発送といった）直売と結びついた乳製品加工が、家畜数を増やすことなく経営に若者を就農するための有効な手段と見られている。さらに、豚肉の直売もまた、親の農場に青年を就農させるための興味深い戦略をなしている。長い流通にとどまっていたら、親も子も、経営にとどまることはできなかったであろう、という。

3. データから見た地産地消的活動の実態

（１）直売（定期青空市や直売所）の現状

消費者への直売について、フランスの農業センサス(1988年と2000年)からは、次のような数字を拾うことができる。すなわち1988年に経営の27.1%が直売を行い、2000年では15.4%、12万経営が関与している。なおその内、加工無しでの直売が8.9%、直売と加工6.5%である。また2005年の構造調査では、経営全体の16%、8万9,629経営が直売活動を行い、その47%が加工も行っている。しかし労働単位UTAでみると、農業就業者のフルタイム換算労働力の26.1%を占めており、直売を実践している経営は農業従事者の受け皿となっていることがわかる。直売及び農場加工を行っている経営の14%が雇用労働力を活用しているのに対し、こうした活動を行っていない経営では4%でしかない。こうした事情は直売及び加工を行う経営が果樹・野菜やワインといった部門で多いことにもよる。直売を行う野菜経営の40%以上は直売のみで農産物を販売し、同じく果樹経営の50%以上が直売のみで、農産物を販売している。また直売を行う経営の37%が法人であるのに対し、これを行わない経営では17%でしかない。このように、直売活動にかかる付随的な作業を配偶者である妻や雇用労働者に割り当てることで、直売活動は雇用機会のない農村での雇用の受け皿となっているのである(Capt, 2008)。

なお規模別にみると5ha未満の経営では21%が直売を実践しているのに対し、150ha以上では11%であり、とりわけ小規模農家が関与しているようである。作物別に見ると、果樹花卉経営の60%、野菜経営の46%が直販を実践している。このように、農業センサスなどの統計数字から見る限りでは農業者の直売活動は減少ないし停滞しているように見えるが、国立農業研究所INRAディジョン支所D. Capt氏によれば、こうした統計数字によって、直売市場が減少しているとは考えられないとし、生産者の一部は、その活動において直売の割合を顕著に増加させていると見ており(Trans Rural Initiatives, 8, mai, 2007, p. 2)、さらに生産者がプロ化しているとも考えている。フランスの直売所事情に詳しい、このCapt氏による整理によれば、およそ次のような直売所の実態が見られるという。

まず、直売を行っている生産者のプロフィールとして、次のような2つのタイプが見られるという。すなわち自らの農業生産活動を方向転換する生産者が直売を開始する場合と、他方では、新規参加者が狭小な面積での就農を可能とする条件を直売所の中に見いだしている。直売は、まず、果樹や野菜、花卉、ブドウで見られ、畜産や耕種には少ない。また直売の生産者はあらゆる年齢層に分布している。逆に、学歴資格は一般的に高い。直売とは、社会的、文化的資本を必要とする活動であり、こうした資本を生産者はその教育機関の中で獲得したり、彼らに直売への性向を与えることになった社会的なネットワークの中で彼らは育ってきたからである。さらに小規模経営に直売活動は顕著であるが、大規模な経営でも無視し得ない。

また直売活動を行う生産者の動機については、まず経済的な動機がある。直売は、経営でのより高い付加価値を創出させてくれる。こうした動機は、しばしば人と接触することへの好みにより補完される。外での職業経験を持った女性の農業への参加が直売活動の発展に貢献している。

また直販の発展への制約としては、どんな要因があるのでしょうか？ D. Capt 氏によれば、とりわけ都市近郊においては需要が供給よりもかなり多く、制約要因は販路の少なさにあるのではなく、むしろ、この種の活動に固有な労働の負担が、直売のアトリエの設置と維持に重大な障害をもたらす。研究者も普及機関も、労働の負担という観点から、生産者により受け容れ可能な直売の発展条件を見いだす必要がある。例えば、GAEC のような法人では、労働の負担配分の仕組みの必要性が提起されており、直売活動の実施に適した枠組みを提供してくれるかもしれない。

（２）ミディ・ピレネー州における「短い流通」の実態

上述のように、フランス全体で見ると、1988 年に直売を実施していた経営の割合は 27.1%、2000 年では 15.4%、2005 年では 16%であった。フランス農業省統計情報部の州支所は、各種の調査について独自の集計を行っており、こうした資料が「直売」ないし「短い流通」の実態について、興味深いデータを提供してくれることもある。ここでは「2007 年経営構造調査」の際に、農業省統計情報部ミディ・ピレネー州支所が作成した資料から、「短い流通」の実態を検討してみることにしよう(Agreste Midi-Pyrenees, Donnees, no.51, 2009)。第 5 表に見られるように、ミディ・ピレネー州では 1988 年には直売を行っている経営は全体の 33% (28,572 経営)であったのが、2007 年には 14% (6,676 経営)にまで減少している。

第 5 表 ミディ・ピレネー州における「短い流通」と加工

	直売				加工	
	1988		2007		2007	
	実数	割合%	実数	割合%	実数	割合%
全体	28,572	33	6,676	14	3,098	6
耕種	5,551	25	1,418	10	397	3
野菜園芸	873	67	438	73	60	10
AOC ワイン	208	40	325	50	291	45
果樹	535	23	376	24	207	13
乳牛	1,951	34	195	8	109	4
肉牛	1,927	21	631	7	258	3
山羊	845	53	271	30	196	22
鶏	245	44	263	42	155	25

出典：Agreste Midi-Pyrenees Donnees (2009), no.51, p.2.

第 5 表からわかるように、20 年間で農業経営は、一般的にいて、競争力を持ち、生き残るためにその専門特化の度合いを高め、生産から加工、流通に至る段階で高度に統合されたサプライチェーン・システムを構成するようになった。したがって、直売を実践する

ような経営の割合が減少するのは当然のことなのである。例えば、耕種部門にしてもそうであり、乳牛部門では、集荷システムに統合され、そのことが消費者に対して、規格に合致した牛乳の安全性をアピールすることができるのである。それにたいし、山羊飼養部門では加工を行っている経営の割合も高く、この山羊チーズを直売する経営の割合も乳牛ほどには減少しておらず、同様に鶏肉部門でも自ら加工し、これを直売する割合も高いのである。なお野菜園芸部門では、割合は73%にまで増加してさえいるのである。他方で生産者組織に高度に統合されている果樹生産者はそれほど割合を増加していない。

（３）果樹野菜における流通の実態

以下では、フランスの果樹及び野菜の流通において、「直売」や「短い流通」といった形態が占める位置について、果樹野菜の全体の流れを統計によりながら詳細にみておくことにしよう（Infos-Ctifl, (2007) no. 237. pp. 11-15）。

１）生産・出荷・輸出

果樹野菜のフランスの生産額（補助金を除く）は、2006 年で 60 億ユーロであり（果樹と野菜がそれぞれ 30 億ずつである）、加工向けの生産の割合は 6 億ユーロ（うち 4 億が野菜、2 億が果樹）である（第 6 表）。

第 6 表 果樹・野菜生産農家の販路（2006）

	10 億ユーロ	%
加工	0.6	10
直売	0.5	9
国内発送	3.7	62
輸出	1.2	19
生産額	6.0	100

出典：Infos-Ctifl, no. 237, p. 14.

なお生産農家の野菜の販売先は第 7 表の通りである。第 6 表とは分類が異なるため判別できないが流通（量販店や小売店）と消費者への販売が直売部分と考えられる。

第 7 表 生鮮野菜の販売先（量の%）（2005 年）

協同組合、農業法人	卸・出荷業者	卸売市場・加工	仕入センター	流通（量販店等）	消費者
50	22	11	8	6	3

出典：Enquete sur les structures de la production legumiere en 2005, SCEES.

このようにして農場から出荷された果樹野菜は以下のように、生産者が直接販売者の役

割を果たしている「短い流通」と、販売者が出荷者の役割にとどまる「長い流通」をたどって消費者に行き着くことになる。

①生産者＝販売者の短い流通

生産者＝販売者は以下の者に直接販売している。

- ・小売り業者に（直売で、もしくは卸売市場での直売で）、あるいは仕入れセンターに：3 億ユーロ。
- ・野外市場で：3 億ユーロ。
- ・農場での直売で消費者に：2 億ユーロ。

こうして短い流通での販売額は 8 億ユーロとなり、これは、生産者＝販売者の生産額に、パッケージや輸送、販売費用をカバーする 30%のマージンが加わっている。

②「生産者＝出荷者」の長い流通

発送の長い流通は、生産者＝出荷者、協同組合、SICA、民間卸により担われる。この段階での全体の販売額は 60 億ユーロであり、これが以下に向けられている。

- ・卸ないし仕入れセンターに対して：46 億ユーロ (77%)。
- ・輸出に：14 億ユーロ (23%)，うち 12 億は欧州連合，2 億は第三国。

2) 輸入と再輸出

フランスへの輸入は 40 億ユーロであった。輸入の 6 割が欧州からである。再輸出の額は 7 億ユーロである。保険費用 CAF に輸入業者のマージンを加えると、販売額の 11%となる。

3) 卸売段階

卸段階に販売される果樹野菜の額は 83 億ユーロであり，うち 54%が国内からで 46%が輸入である。CTIFL のデータによれば，このうち量販店の仕入れセンターに向けられるのが 48 億ユーロで，卸売業者に向かうのは 35 億ユーロである。

卸売業者は，この 35 億ユーロにマージンを上乗せしてその販売額を 44 億ユーロとし，うち 55%は市場での販売から，34%は市場外での取引から，11%は非専門的卸売から得る。卸売業者の平均マージンは 21%と見積もられる。この数字は，卸売業者から卸売業者への転売は含まないが，これらの事業の 15%を占めている。卸売業者の観測データによれば，販売の割合は，18%が外食，42%が量販店，40%が小売業者である。

4) 小売り段階

小売り段階での 3 つの主要な流通は，量販店と一般食品，専門店，市場（野外，屋根付き）である（第 8 表）。

第 8 表 小売り段階での販売額と販売量（2006 年）

	額(10 億ユーロ)	100 万トン
（農場や道路の）直売	0.2 (1.5)	0.2 (2.6)
専門店	1.3 (9.5)	0.6 (7.9)
市場	2.3 (16.8)	1.3 (17.1)
Superette+小規模食品店	0.3 (2.2)	0.2 (2.6)
激安店	1.5 (10.9)	1.0 (13.2)
スーパー	3.4 (24.8)	1.9 (25.0)
ハイパー	4.8 (35.0)	2.5 (32.9)
合計	13.7 (100)	7.6 (100)

出典：Infos-Ctifl, no. 237, p. 14.

ちなみに 2008 年の果樹野菜のそれぞれの流通への家計支出割合を示せば、第 9 表の通りであり、2008 年秋から始まった景気後退を受けて、激安店が前年度比 0.5 ポイント上昇しているのが特徴である。

第 9 表 果樹野菜への家計支出総額（2008 年，％）

ハイパー	スーパー	野外市場	激安店	専門店	小商店
32	24	15	12.1	9.6	2.5

出典：Ctifl, (2009).

5) 国内市場の構成とマージン

フランスの果樹野菜消費支出の割合から見ると、市場は三つに分けられる（第 10 表）。すなわち国内生産額（全体の 30％）と、（再輸出を除いた）輸入額(23％)、最後に流通マージンである。

第 10 表 国内市場の構成（機能別）（2006）

	10 億ユーロ	％
粗生産額	4.3	30
輸入額 CAF	3.4	23
流通粗マージン	6.8	47
消費額（家計+外食）	14.5	100

出典：Infos-Ctifl, no. 237, p. 14.

なお生産額と、自らの販売活動を付加することで、生産者とその組織（協同組合と SICA）は、国内市場の販売額の 35%を占める（第 11 表）。他方で輸入を通じて、外国の生産者と

輸出業者がフランス国内市場販売額の 23%をえる。専門的なフランスの商業（出荷業者，輸入業者，卸，小売り）が，この市場の 18%強を得る。さらに一般食品販売（量販店や仕入れセンター，商店）が 23%を占める。

第 11 表 国内市場の構成（領域ごと）(2006)

	10 億ユーロ	%
国内生産者とその組織	5.1	35
外国生産者と輸出業者	3.4	23
果樹野菜流通業者	2.7	19
一般食品販売業者	3.4	23
消費額（家計＋外食）	16.5	100

出典：Infos-Ctifl, no. 237, p. 14.

第 12 表は，様々なオペレータの間での販売マージンの配分を示している。こうしたマージンの合計は果樹野菜の流通の総費用（流通費と販売費用）を示している。流通マージン全体の 15%が生産者や出荷業者に配分され，23%が卸売，56%が小売りである。

第 12 表 流通マージンの配分 (2006)

マージン	10 億ユーロ	
生産者＝販売者	0.2	3.4
出荷業者・輸出業者	0.8	11.9
小計：生産・出荷	1.0	15.3
小計：輸入	0.4	6.2
卸	0.9	13.4
仕入れセンター	0.6	9.5
小計：卸段階	1.5	22.9
市場での小売り	0.7	10.0
店舗での小売り	0.4	5.6
「一般食品」販売店	2.7	40.0
小計：小売り	3.8	55.6
国内市場総計	6.8	100

出典：Infos-Ctifl, no. 237, p. 14.

（４）果樹野菜部門における短い流通の現状

１）「直売」と「短い流通」：定義の必要性

フランスにおいて「直売」や「短い流通」といった概念について，これまでは確定最多

定義はなく、論者によって使用がまちまちであった。こうした活動を定義する際に2つの指標があるように思われる。すなわち生産者と消費者との間での「中間業者の数を制限する」食品販売様式、および両者の間の地理的距離である(Aubry et Chiffolleau, 2009)。

- ・中間業者の数の制限。「短い流通」とは、「直売」(中間業者ゼロ)のことではなく、「最大、中間業者が1つ介在する」ような販売形態を示すとされる。例えばこうした定義により、従来の直売の他、量販店や給食業者、レストランへの生産者による直接販売も、このような「短い流通」に入れることができよう。今後こうした「短い流通」の定義に従って統計が整備されてくると考えられている。

- ・地理的距離。これはアプリオリには、短い流通を規定する要因ではない。というのも、短い流通はインターネットでの長距離販売なども含むからである。しかしそれでも地理的距離が重要であることにはかわりはない。例えば食品の品質監視は生産地から80キロ以内の場合(販売量が大量でない限り)、食品衛生の認証の取得を免除されてきたからである。さらに近年、食品のたどる距離の削減が消費者団体によっても求められるようになっており(food miles)、この問題は、環境への食品流通の影響についての議論でも登場することになるだろう。

2) 果樹野菜部門全体に占める短い流通の位置

ここでは果樹野菜部門における短い流通の現状を見ておこう(Infos-Ctifl, no.235, 2007 及び Les Cahiers de l'Observatoire CROC, no.8 (2008), pp.2-3 より)。

2004年の果樹野菜の国内生産額は56億ユーロで(輸入は33億ユーロ、うちEU域内からが22億ユーロ)、そのうち果樹が26億ユーロ、野菜が30億ユーロ(ジャガイモを除く)である(Infos-Ctifl, no.221, (2006))。短い流通としては、農業生産者は以下のような販売額である。すなわち、小売業者ないしレストランへの直接販売として3億ユーロ、農業者自身によるファーマーズマーケットで3億ユーロ、農場での直売で2億ユーロである。こうしてフランスの果樹野菜の生産額の14%を、短い流通が占めている。

なおフランスでの野菜作専業1万7,800人の生産者のうち、7,600人(43%)が、その生産の少なくとも一部を短い流通で販売している(Infos-Ctifl, no.235)。生鮮野菜生産量全体の10%がこの流通で販売される。さらに5,000の経営(野菜経営者の28%)は、その野菜の4分の3以上をこの流通で販売している(第7表も参照)。これらの短い流通に特化した経営は、生鮮野菜生産量の7%しか販売していない。この割合は、野菜の種類によって異なる。すなわちサラダ菜やイチゴ、ズッキーニでは15~20%に上るが、エンダイブやキャベツ、タマネギでは少ない。

3) 短い流通での経営の特徴

短い流通の経営は一般的に小規模である。こうした経営は、それほど専門特化が進んでいない。野菜のバラエティはかなり多様である(一部の者は、1つないし2つの品目に特化しているとしても)。こうした経営の生産者は、生産者の団体に属していない。野菜生産

者全体ではその 38%が生産者組織に属しているが、短い流通に従事する経営では 6%のみが生産者組織に属しているにすぎない。一般的に、こうした短い流通の経営は個人経営であり、家族従事者が重要である。これらの経営は共通の困難を示している。すなわち、とりわけ都市中心部に近い経営にとっては土地の圧力（農地の獲得の困難，都市計画の不安定性が、生産者に対して投資を躊躇させる）、あまり魅力がないため働き手が不足、といった問題である。

4) 短い流通の多様性

以下では、上述の野菜専業経営のうち短い流通で自らの製品の 4 分の 3 以上をさばいている 5,000 人の経営の内訳を見ておこう（第 15 表も参照）。

①4,000 人は直接、消費者に野菜を販売

これは市場（ファーマーズマーケット）で、もしくは道路脇で、あるいは農場での直売である。その割合は全国の野菜生産者による販売量の 3%でしかない（1996 年には 5%）。しかし、短い流通に特化している経営全体により販売される量の 60%ほどを占めている。もっぱら、もしくは部分的にでも流通に販売している経営よりも弱小規模である（野菜栽培平均面積 2.4ha）。その生産はかなり多角化されている（最初の 5 品目が、生産量の 3 分の 1 を占めているのに対し、短い流通での別の経営については 2 分の 1 である）。そこでは家族労働力がとりわけ重要である（働き手の 3 分の 2 以上は家族である）。5%のみが生産者組織に統合されており、80%が個人経営である。こうした直売活動の長所と短所をあげれば以下の第 13 表のようであろう（CROC, 2008）。

第 13 表 消費者への直売の長所と短所

長所	短所
・ 高価格による高付加価値化 ・ すぐの支払い ・ 最終クライアントとの直接的接触 ・ 農場販売：輸送の制約無し	・ 多様なバラエティ ・ 勤勉さが求められる ・ クライアントの忠実さ ・ 農場販売：人と小屋，農場への近さ，アクセスの容易さ

②500 人は流通（量販店やレストランなど）に直接、販売している

販売量の 6%（1996 年には 5%）で、短い流通で販売している野菜の量の 4 分の 1。これは、短い流通に特化しているもっとも大きい単位をなしている（経営当たり平均 104 トン）。その品目のバラエティはそれほど多様ではない（にんじんやキュウリ，レタスが多い）。野菜畑の平均面積は 5.8ha で、その 17%は専門特化した野菜作付けである。そこでは労働単位は 2.6 であり、半分は家族労働，半分は雇用である。短い流通全体では、フルタイム換算労働 1 単位当たり平均 22 トンを生産しているのに対し、この流通向けの経営は 41 トンである。同じくこうしたタイプによる流通への販売の長所と短所をあげれば次の第 14 表の

ようであろう。

第 14 表 流通への販売の長所と短所

長所	短所
・少数のパートナーへの定期的な販路 ・消費者直売より大量の販売 ・金銭リスクが少ない ・安定した価格 ・輸送費が軽減	・生産計画，十分な量の確保 ・店舗の要請への柔軟な対応 ・店舗のチーフとの良好な関係の維持

③600 の経営は，直売と同時に，流通にも販売している

これは販路を多角化し，流通販路の規則性と直売の高付加価値化を結合させるためである。第 15 表に示されるように，短い流通の経営を記述するための様々な指標に照らしてみても，このグループは上記の二つのグループの間の中間に属する。

第 15 表 短い流通の経営の特徴

主要な販売システム	経営数	平均面積 (ha)	平均生産 量 t	野菜働 手 (UTA)	家族働 手%	常雇%	季節雇用%
消費者直売	3,943	2.4	30	1.7	74	13	12
流通へ販売	503	5.8	104	2.6	43	30	27
混合	572	3.8	58	2.4	53	24	22
全体	5,019	3	41	1.9	67	17	16

出典：フランス農業省統計情報部：野菜生産構造調査(2005)。

4. 地産地消的活動の具体的事例

さて本項では，フランスにおいて地産地消的活動が具体的にどのような形で展開しているかを紹介しておくことにしよう。なお，州や地方公共団体によるこうした活動支援措置のメニューについては付録に収録してある。

(1) 多様な短い流通の分類

フランス国立農業研究所のモンペリエ支所の研究者たちを中心に，ラングドック地方エロー県における地産地消的な活動の実態調査が行われている。こうした実態調査にもとづいて，いくつかの直売のタイプが分類されている (Les Cahiers de l'observatoire CROC

より)。

(あ) 集団的な直売システム

- ・アソシアション(NPO)により管理される生産者ないし農民のファーマーズマーケット。
- ・生産者団体により管理される集団販売所(日本の直売所のようなもの)。

(い) 消費者と生産者の集合的直売システム

- ・AMAP(農民的農業支持連盟):日本の「提携」運動や米国のCSAのようなもの。

(う) 個人的な直売システム

- ・一部の生産者は、AMAPシステム以外で、野菜バスケットを個別発送している。

(え) 集団的な短い流通システム

- ・販売デポでの地域製品のブティック、農業者団体により管理される仕入れと再販。
- ・外食と販売促進の集団。
- ・協会を仲介とした販売。
- ・協同組合を仲介とした販売。

なおこれらの他に、個人的な短い流通(量販店やレストランなどへの直接の販売)、カーブへの販売を行うワインの協同組合、個人的な直売システム(農場での販売)なども多数存在する。

また同県の地理的区分に応じて展開したシステムのタイプを正確に分析することによって、以下のような特徴が明らかとなっている。すなわち山岳地帯は、季節的な直売システム(ツーリズムの季節に、年3カ月開いている)により特徴付けられる。短い流通のレベルでも、この地帯はツーリズムに関連した販売促進的流通に向けられている。すなわちツーリスト向けのAssiettes de pays(田舎料理)や「地域のブティック」(販売デポなど)である。

逆に、都市部や平地では年間を通じて直売システムが開設されている。これは主要なファーマーズマーケット、集団販売所、AMAPのケースである。AMAPはこうした都市地帯で見られない。野菜バスケットによる個人的販売を行っている幾人かの経営は主として平野にある。消費者へのバスケットの受け渡しは経営の近くで、あるいは、経営から最も近い町、あるいは少し離れていてももっとも大きい町でなされる。こうした直売システムの立地の相違は2つの要因で説明される。すなわち年間を通じて農産物を販売できるのか、それとも夏のツーリストをあてにするのか、である。通常の製品の消費システムは山岳地帯では存在せず、そこでの販売ポテンシャルは制限されている。ところがこの地帯に就農する生産者は、一般的に、年間を通じてその製品を販売する必要がある、平野部に自らの製品を売りに行かなければならないことになる(経営から50-80キロ離れた距離で)。

(2) 直売所の事例

以下ではジュラ県 Lons-le-Saunier 地区の直売所 La Grange の事例を紹介しておこう(Travaux et Innovations, no.116, 2005, p.39)。

木造の小さな建物で、消費者はフランシュ・コンテ地方の様々な農業産品を買うことが

できる。例えばヤギチーズや食肉及び調整品（鶏肉や牛肉）、ジュラ県特産ワイン、果樹野菜、クルミ、エスカルゴ、蜂蜜などである。火曜から土曜までの9時から13時まで（金曜は9時から19時まで）店を開いておくために、8人の生産者が交代で詰めている。この直売所を開設するという考えは1999年に遡る。養鶏と養豚の生産者のPierre Bacheleyと肉牛生産者のRoland Berthelieとが、この地域の別の生産者と接触し、直売所の開設のための6日間のFAFEA（農業経営者研修基金）の研修に参加した。彼らはこの研修で、高品質の生産物、グループの運営規則、衛生規則、販売について学んだ。生産者たちは次に、「経済集団」GIEを形成した。これはこのメンバーのすべての成員の共同責任を確保し、販売額に応じて利益を保証するということで、利益のあるものであった。

当初は、彼らのプロジェクトを実施に移すための建物が見つからず、彼らは、Bacheleyさんの家の地下蔵で、1999年の秋から2000年の秋まで農産物の販売を始めた。やがて、クライアントたちが、周りの人にこのことを広め始めた。やがて噂は当時の町役場にまで達し、このプロジェクトを推進するように支援することになった。町長は、多くの身近な店舗が閉鎖していくのを残念がっていたところであり、販売店を建設するための土地を提案した。この後、飛躍的にプロジェクトが進行することになる。融資の話がまとまった。9か月後にはこのLa Grangeという直売所が開設されたのである。

8人の農業者がこのGIEに加盟し、その他に12人の生産者が委託販売に農産物を預けている。GIEのそれぞれのメンバーは年間、50時間以上はボランティアで店舗にいないといけない。他の時間は、店舗での販売額の割合に応じて、確保される。ロジスティックとプランニングのために月例の会議が開催される。生産者の中の一人の妻が会計を担当している。今では、直売所は、店舗にハーフタイムでの店員を雇用することを可能とし、農産物の高付加価値化のおかげで、一人の青年の就農を確保させた。店舗は、150万ユーロの販売額と、250人ほどのクライアントを確保している。

（3）AMAP（農民的農業保護連盟）

AMAPとは、日本の産消提携運動や米国のCSAを継承した市民社会的な小規模農業保護運動である。以下ではMundler (2006)によりながらローヌ・アルプ州のAMAPの事例を、取り引きされるバスケットの価格に絞って紹介することにしよう。

AMAPの生産者は、「化学肥料や農薬なし」で生産するように取り組んでおり、彼らのうち何人かは有機農業の認証を受けているものもいる。その生産物の価格を同等の生産物のそれと比較しなければならない。ここでは以下の産品が比較されている。

- ・リヨン地区の三つの有機農産物の市場(Lyon Croix-rousse, Lyon St Jean, Bron)
- ・通常の市場(Lyon centre, Bron)
- ・有機農産物専門店 (Biocoop チェーン店, Satoriz チェーン店, ダイエット食品と有機農産物を販売する L'eau Vive)
- ・量販店 (オーシャンとカジノ)

2005年6月29日から7月1日までに配達されているローヌ・アルプ州の4つのAMAPのバスケットの内容を示せば以下ようになる（第16表）。

第16表 4つのAMAPのバスケットの内容

価格	バスケットの内容
A:10	Blette（あかざの一種）(500g), クルジェット（長カボチャ）(1.5kg), タマネギー束, 甜菜3つ(500g), にんじん一束(400g)
B:13	サラダ菜2つ, キュウリ2本, クルジェット(1.1kg), 丸クルジェット(1kg), にんじん(800g), タマネギー束, なす1つ(350g)
C:13	サラダ菜2つ, クルジェット(2kg), エシャロット6つ(250g), タマネギー束, キュウリ2本, Blette(1.25kg)
D:10	サラダ菜1つ, blette (600g), にんじん(1kg), クルジェット(2kg), なす(1kg), タマネギー束

出典：Mundler, 2006, p. 30.

さらにこれらのAMAPのバスケットを有機農産物市場や有機農産物専門店, 通常の野外市場, 量販店と比較すれば第17表のようである。

第17表 AMAP とその他の流通との価格の比較

AMAP 価格 euro	有機農業市場		有機農産物専門店		通常市場		量販店	
	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額
A:10	5.73	9.30	9.40	9.80	データなし		4.61	5.01
B:13	12.95	18.54	16.82	17.58	7.65	10.26	9.01	9.40
C:13	10.54	16.44	15.53	15.88	9.28	11.08	8.85	8.96
D:10	10.73	15.23	15.81	16.86	6.62	10.22	7.31	7.80

出典：同上, p. 31.

AMAPのバスケット価格は、Aをのぞいて、有機農業市場の最低額に近い。しかし有機農業市場の場合、生産者は自分自身でその価格を設定し、一般的に基準を持っていないのである。またちなみに、参考までのその他のいくつかの產品ごとにそれぞれの価格を比較すれば第18表のようである。

第18表 参考価格

価格ユーロ	AMAP 価格	有機市場価格	量販店（有機）	有機専門店	量販店（通常）	通常市場
鶏肉 kg	7.60	5.95-9.50	8.99	9.58	5.50（LR 地鶏）	5.00, 6.50（地鶏）

ホロホロ鳥 kg	8.60	9.60	9.90	–	6.90 (LR)	–
卵 6 個	1.75	1.80–2.00	1.85–2.38	1.95–2.23	1.52 (LR)	1.20
キウィ kg	2.95	2.95	5.00	4.50	–	2.00

出典: 同上 p. 32 LR: ラベルルージュ.

上の 3 つの表から, AMAP の価格は, 中間業者が存在しないために, 有機産品の中で競争力を持ち得ることがわかる。もちろん AMAP の価格が割高であることは否めず, 以下で見るようにパリ周辺では急速に拡大してはいるものの, フランスで 2 番目に貧しい州であるラングドック・ルシヨン州ではそれほどの広がりが見られない。

(4) 都市近郊農業における地産地消: イル・ド・フランスの事例から

地産地消的活動は都市地域でも積極的に行われている。大消費地である大都市の人口を養うために, これまで, 国内はもとより国際的な食料調達網が確立してきた。都市での地産地消的活動の展開は, こうしたグローバル化したフードシステムを転換させる契機となるに違いない。以下では, パリを中心としたイル・ド・フランス州での地産地消的な活動の展開を紹介したい(Aubry et Chiffolleau, 2009, Aubry et al. 2008a, 2008b)。

1) パリ集積地帯での短い流通

1,100 万人の人口を持つイル・ド・フランス州はパリ (人口 220 万人) を首府とし, 全人口の 2 割を集積する首都圏であると同時に, 58 万 ha の農地 (面積の半分) を持つ一大農業地帯でもある。5,600 の経営のうち, 多くは (経営の 7 割, 面積の 94%), 耕種部門であり, その穀物は全国もしくは海外に輸出されている。しかし 1,400 の経営 (25%) が何らかの短い流通を行っており, それは全国平均 (2000 年農業センサスで 15%) よりも高い割合である。直売は, 今日, 「イル・ド・フランス州の販売方式の屋台骨」(Agreste, 2005) として考えられている。地理的にもパリに近くなるに従って, 直売経営が多くなっている。さらに後述するように, 行政や農業会議所によって, 都市近郊農業及び短い流通を支援するためのイニシアチブがとられている。

これらの短い流通の内容は果樹野菜が中心であり, 特定の畜産物 (鶏肉や卵, チーズ, 蜂蜜) がこれに加わる。こうした産物は, 穀物中心の同州における空間占有の観点からは周縁的な産品である。これらはまた特別な地域ブランドの産品をのぞいて (Brie de Meaux の AOC チーズ, Gatinais の蜂蜜など), その地場産であること以外にはとりわけ特性のないものである。この地域での短い流通は以下のように二つの経営カテゴリに関わる。

・46%については専門的経営 (野菜, 果樹, 養蜂, 小規模畜産) で, きわめて脆弱で, 世代交代の時に真っ先に消失するリスクがある。もっとも懸念されるのは果樹経営であり, 1988 年に 187, 2000 年に 118 あったのが, 2007 年には 60 になっている。とりわけ労賃の高さに対して, 輸入物に押されて販売価格が低迷し, 短い流通が効率的に実施されなければ生き残れない。これらの経営は平均面積 12ha でフルタイム 2.2 人が従事し, 季節的に人手を

雇用している。

・34%は穀物を主として行いながら、小規模な畜産や野菜作を行っている。穀物専業では平均面積 136ha であるのに対し、これらの経営は 76ha であり、雇用率も高い（平均 4.4 人）。

Aubry らは、同州のベルサイユ平原とビエール平原の生産者による短い流通システム（AMAP や学校給食の調達）及び野菜専門経営について調査している。まずベルサイユ平原についてみると、64 の経営のうち短い流通を実施している 26 の経営について、第 19 表のように 8 つの形態が確認された。26 のうち 16 の経営は果樹野菜の専門経営であり、いずれも短い流通の他、「長い流通」にも農産物を出荷している。なおこうした経営は、常雇 170 人、年に季節雇用 200 人を雇用しており、重要な雇用の受け皿となっている。

第 19 表 ベルサイユ平原における経営の短い流通の多様性

26 経営	野 外 市 場	農 場 で 直 売	消 費 者 収 穫	バスケ	AMAP	Internet	量販店	食堂・給 食など	長流通
26 経営	11	7	3	3	3	2	2	14	14
16 野菜 果樹	10	3	2	3	2	1	－	4	8

出典：Aubry et Chiffolleau (2009)

またビエール平原では、70-80 年代の都市化の時点に、パリ周辺部からの移住してきた経営が多く、そのシステムは高度に専門化された経営（イル・ド・フランス州のサラダ菜消費の 8 割を供給）と、ランジス市場の卸売りに基づいていた。この市場出荷の割合が多いものの、市場価格の低迷のため、今日、短い流通形態も並行して進み、地域のスーパーやレストランへの生産者による直売が発展している。これは州の支援を受けて、ランジス卸売市場での生産者こうしたスーパーやレストラン、給食業者といったクライアントを結びつけるイル・ド・フランス州生産者直売場を通じてなされている。

同州では野外市場での生産者による直売（短い流通の 60%を占める）や、農場での直売といった古典的な形の短い流通が多いが、10 年前にはみられなかったタイプも登場している。AMAP（最初に同州に登場したのが 2003 年）や、企業へのそのほかのバスケット発送、国鉄の駅での販売（2007 年以降）などである（後述）。駅でのバスケット販売は農業会議所のイニシアチブによる。なお直売所が少ないのが同州の特徴である。多くの場合、グローバル市場とりわけランジス市場に販路を確保しながら、同一の経営で二つの形の短い流通を持つのがふつう。短い流通の間での、また短い流通と長い流通との間での補完性が、農産物供給（量と時期、多様性）と消費者ニーズとの間の調節手段のようである。つまり生産者・販売者は、例えば、ランジス市場で、自分にはない産品を買い付け、自分の余剰を店やランジスに売る（規則により、生産者＝販売者の地位を維持するためには、この金額は 4 万ユーロを超えてはならない）。AMAP の生産者は、クライアントがバカンスでいなくなる夏には過剰生産に陥る場合があり、週 1 回の発送が困難になるような場合、ランジス市場

での販路も重要である。

2) 都市での短い流通が抱える困難

それでは、これらの生産者が直面している困難とはどのようなものであろうか。都市農業に固有な土地へのアクセスの他、雇用の面での困難が顕著である。パリ近郊ということもあり、農業教育機関があまりなく、農業労働者は他の雇用と競合している。しかし、農業雇用での報酬を低くすれば、彼らはパリ近郊での住宅費が高いため、快適な住居に住めないのである。こうした背景において、ベルサイユ平原では短い流通の 26 の経営のうち 11 は、家族に後継者がなく、5-10 年には消失してしまうかもしれない。農業者が州当局 APPVPA に訴える要望は、雇用主集団の設置への助成と、雇用者の住居の支援である。現在の生産条件に合わない古い農業建物の住居への改造への認可と補助金が要求されている。

また短い流通では、野菜作における多様な生産に関連したマルチな能力の他に、販売やコミュニケーションの能力が必要となり、Brie Comte Robert で研修が行われているものの、適当な労働者を捜すが困難である。さらに同州の農業生産はあまり多様でなく、経営が散らばっていることも困難の一つである。まず、畜産経営は 7%以下でしかない。またこうした経営の散らばりのために、集団食堂のような組織的な販路に対応が困難である。有機農業給食も多くは地場産ではない。同州における有機農業経営 80 のうち、30 は穀物で 27 が野菜である。

3) 積極的な消費者の関与

消費者についてみれば、最近の調査が示すところでは、彼らは、短い流通が大好きである。同州でインタビューされた 1,695 人のうち、西部地区の消費者の 32%, セーヌ・エ・マルヌ県の消費者の 44%が週一回以上はこれにより購入している。まずは野外市場(35.7%)ついで農場である。

同州での AMAP の急速の増大は、近場の農業の存続への住民の関与を示している。2006 年始めには 40 ほど（それぞれ 40-60 の顧客を持っていた）であったのが、2007 年末には 80 の AMAP と消費者 4,500 人がおり、さらに加盟を希望する消費者が 4,000 人ほどいると考えられ、2008 年末には、AMAP に関わる消費者は 1 万人になると思われる。しかし同州における有機農業者は 2007 年に 86 経営で(Agreste Ile-de-France, 2009)、すべてが AMAP に関与している。同州の農用地面積に占める有機農業面積の割合は 0.8%で、全国平均の 0.2%よりかなり高いが、とはいうものの今日 AMAP で供給できる生産者の供給が足りず、近隣の州に頼る状況が続いている。確かに直売ではあるが、長距離の移動を伴う。新しい野菜経営の就農が必要とされている。こうして住民が、農地を保護するように圧力をかけるようになっている。こうして、農家の投機的な農地の売却を回避するために、AMAP 会員の何人かは土地会社を設立し、彼らの食糧確保のために就農させるような動きが起きている(Aubry et al. 2008b)。「結合の大地」Terres de liens といった NPO などが、土地の取得に乗り出している。Jardins de Ceres というもっとも古い AMAP の周辺で Saclay Plateau

の土地 20ha を 2005 年 12 月に取得している。また現在 3 つの市町村が農地を買い上げて、地方住民を養うために、農業者を就農させるように圧力をかけられている。また、AMAP の依拠する同州の有機農業は盤石な基盤を持っているわけではない。都市部であるために、畜産農家が少なく、従って有機肥料資源に乏しいのである。場合によってはこうした肥料はオランダやデンマークから輸入されている状態である。そこで、関心を持たれているのが、ベルサイユ平原で盛んな乗馬センターである。この平原では馬の数は 1,000 頭おり、牛の数よりも多く、乗馬愛好家 2,500 人で 10 の乗馬センターが存在する。馬の飼育は農業景観と農場ツーリズムにとっても重要な資源となっている。この馬の飼育から排出される肥料を有機質肥料に転換できないかどうか、また穀物のわらを馬の餌や敷きわらに活用できないかどうか、農学的な検討が進められているところである。

4) 地方公共団体及び農業会議所の取り組み

また、州による短い流通支援も次のように取り組まれている。

- ・イル・ド・フランス州農産物振興委員会が 2007 年には CERVIA に改組。
- ・ランジス市場での生産者直売
- ・「イル・ド・フランス有機パン」、「イブリーヌのパン」マーク、これらを学校給食で活用。
- ・都市近郊農業のための州プログラム 2008-2013：短い流通に取り組む NPO を支援、短い流通の販売促進、野菜農地の分譲、集団直売所など。

ここでは、農業会議所により開始された、駅構内での野菜・果樹のバスケットでの販売について紹介しておこう。野外市場での農業者による直売での販売が、伸び悩んでいるのは、都市生活者の実態に、こうした販売方法がそぐわなくなっていると感じた農業会議所が発案した。この試みはフランスの国鉄の協力の下で、2007 年に 4 つの駅で試験的に開始され、2008 年には 14 の駅、2009 年からは 30 の駅で実施されている。これには農業会議所から推薦された 17 人の農業者（うち 2 人は有機農業者）が参加する。価格は 2 つのタイプがあり、4 人家族で 15-16 ユーロ、1~2 人向けで 10 ユーロとなっている。購入の仕方は、その場で一回限りで買ってもいいし、あらかじめ予約しておいて購入することもできる（この場合、1 カ月について、値引きあり）。週 1 回（曜日はそれぞれの駅により決められている）16 時半から 19 時半まで開かれており、パリ中心部からの勤め帰りの人が販売の対象となっている。

5. おわりに

フランスのような農業大国において「地産地消」といったテーマが、近年なぜ行政や政策当局により頻繁に取り上げられるようになってきているのであろうか。本稿で取り上げたように、とりわけ果樹野菜については、国内生産額 60 億ユーロにたいし、輸入が 40 億ユーロ(2006 年)であることからわかるように、大生産地であるスペインやイタリアと国境を接しているためもあり、大量の果樹野菜が輸入されているのである。さらに、農業団体が

批判を強めるように、卸の段階での中間マージンがきわめて多く、生産者の手取りを多くしようという圧力がある。また、環境的な要因として、長距離の多段階を伴う流通形態が多くの環境付加を与えていることへの批判も、近年、多く提起されるようになっている。

本稿で見てきたように、とりわけ欧州農村振興規則を活用しながら、地域の実情にあった地産地消的な政策的支援がなされているのは、こうした背景の下でなのである。

注(1)我が国における「地産地消」に対応するフランスでの取り組みは、「直売 *vente directe*」を含む「短い流通 *circuit courts*」として、行政文書や農業省統計、研究論文などを通じて概要を知ることができる。近年に至るまで、「直売」と「短い流通」との間の区別が曖昧であったが、2009年の「農業・食品・農村諮問会議 *Conseil General de l' Agriculture, de l' Alimentation et des Espaces Ruraux*」報告書 *Rapport du Groupe de Travail Circuits Courts de commercialisation* によれば、「短い流通」は以下の二つの販売方法を含むとされる。

①直売：消費者への生産者の直売

- ・農場での販売（バスケットでの販売など）
- ・集団的販売（直売所、集団的なバスケット）
- ・市場での販売（ファーマーズ・マーケットなど）
- ・注文宅配
- ・対応販売（ネット販売など）
- ・あらかじめ組織されている販売（「農民的農業支持連盟 *AMAP*」）
- ・農場での受け入れ（農場製品の現場での販売）

②間接販売：たった一つの仲介者を通じての販売

- ・レストランへの販売
- ・小売り業者への販売（精肉店、量販店など）

このように農業生産者と消費者との間に最大一つの仲介者を含む流通が「短い流通」として定義するよう、同報告書では提案されており、今後そのような方向で統計が整備されることになる。本稿でも上述の定義を採用することにする。なお1988年の農業センサスでも「直売」の調査がなされているが、その場合、レストランへの生産者の直接販売は統計に含めることができたが、量販店などへの直接販売は含めていなかった。本稿で取り上げる各種の統計でいう「直売」や「短い流通」について、定義に注意する必要がある。もちろん生産者による量販店への直接販売は今後、「短い流通」の統計として拾えることになる。

付録：欧州農村振興規則を用いた地産地消支援の事例

以下ではいくつかの州を事例に欧州農村振興規則がどのように地産地消活動を助成するために活用されているのかを、州レベルでの当該規則のプログラム（州農村振興文書 Document Regional de Developpement Rural (DRDR)）等の当該施策を検討することで、紹介することにしよう。

1. ブルターニュ州の事例：措置 121C4「農場製品の加工への投資」

①欧州規則及び国内規則の根拠

- ・ 欧州規則 no. 1698/2005 第 26 条
- ・ 欧州規則 no. 1974/2006 第 17 条，43 条及び第 55 条，付録 2，5.3.1.2.1
- ・ 欧州規則 no. 1320/2006 第 3 条
- ・ デミニミスの補助金に関する欧州共同体条約第 87 条及び第 88 条の適用に関する欧州規則 no. 1998/2006
- ・ Regime XR 61/2007
- ・ 農村振興プログラム(2007-2013)の支出にかかる国内規則に関するデクレ
- ・ ブルターニュ州知事のアレテ

②措置の重要性

ブルターニュの農産物の加工活動を通じて農業経営に関する発展を促すような、いくつかの利点（高品質部門や多様な生産，都市近郊，ツーリズム，イメージなど）をブルターニュ州は有している。共通農業政策の見直しは経営の根本的な進化をもたらし，その活動を多角化させることになる。農業経営の組織網の維持と，農村雇用の維持とが重大な争点をなしている。ところが都市近郊地帯においては，特定の生産活動（とりわけ畜産など）は制約を受け，あるいは脅威にさらされることもあり得る。

③措置の目標

- ・ 活動多角化に応える投資計画の支援
- ・ 農業経営の加工及び生産の領域（家畜製品の加工（牛乳及び精肉），果物（シードルなど），野菜や切り花，穀物（粉やパンなど））への物的投資の支援
- ・ 品質産品（品質及び原産地識別表示 SIQO）を促進するプロジェクトを優先する（AOC, AOP, IGP, ラベルルージュ，有機農業など）
- ・ これらの投資に関連した市場調査を助成すること
- ・ 農業活動の多角化支援が経営のパフォーマンスを改善

④措置の領域

整合性を維持するために，畜産投資助成 PMBE は以下の場合を除いて家畜生産の加工を支援しない。すなわち投資計画ないし申請が畜舎の近代化と，家畜産品の加工をそれぞれ部

分的に含む場合、また加工部分に対応する金額を当該金額から削減し、1万5,000ユーロの限度を超えるものとする(121A1 措置を参照)。

申請されるプロジェクトが加工製品の販売側面を含む場合、プロジェクトの総合性が検討される。

- ・この措置を通じて、販売部分に関する投資部分が、加工投資部分よりも少ないかどうか

- ・逆の場合は 311 措置（非農業活動への多角化）を通じて

⑤受益者

- ・個人の農業経営
- ・農業法人
- ・農業経営を活用する基金や NPO、農業教育機関、農業会議所

⑥該当地帯

ブルターニュ州全域

⑦活動の記述、投資、該当する支出

経営製品の加工アトリエの設置と関連した物質的投資が支援される。加工、解体、シードル製造設備など。こうした投資は経営収益の一般的レベルの向上に資するに違いない。

非物質的なサービス給付に関連したいくつかの支出もまた、当該の物質的投資に関連している場合には、助成金支給対象となる。これらのサービス給付に該当する金額は、対応する物質的投資の金額の 10%を限度とする。

これらのサービス給付は以下に関わる。プロジェクトの構想（プランや建築設計費用など）、施工管理（技術的適合性、作業の手順管理など）、市場調査、コミュニケーション経費（戦略の定義のみであって、宣伝費用を除く）、物質的投資と関連した多様化に関する展望調査など。

その上、これらの給付に対応する支出が該当するのは、それが、助成金申請日前の 12 カ月内に（物質的投資と非物質的投資とに共通）、もしくはこの申請日の後に履行されている場合である。

事業は、投資に適用される規格を尊重しなければならない。しかし、共同体規格への適合に関連した投資は一般的に該当しない。それでも、欧州規則 no. 1698/2005 第 26 条の摘要により、以下のようなものに支援がなされる。

- ・現行規格の遵守に関連した投資について、規則第 20 条に規定された助成を受ける青年農業者。この場合投資は就農時点から 36 カ月以内になされなければならない。

- ・最近導入された規格に関連した投資。それにかかる作業は、当該規格が義務づけられるに至った時点から 36 カ月以内になされなければならない。

該当する投資支出は欧州農村振興基金 FEADER の枠内での支出の摘要に関するデクレの

措置を遵守しなければならない。その上、自己建築、宣伝、インターネットサイトの創出費用、これらは支援対象とならない。

⑧公的な共同ファイナンス

国の公的な共同ファイナンスは、州議会及び県議会を含む。これらの補助金支出者の支援様式は協調され、以下に規定される共同ファイナンス補助金を確保することができる。

⑨補助金の集約度

共同ファイナンスされる支援の率（半分は欧州農村振興基金、半分は国側のカウンターパート）は、40%未満であり、この率は青年農業者などの場合には50%までとすることができる。地方公共団体の支援は、プロジェクトや投資の性格に応じて異なる。支援は資本への補助の形で与えられる。

補助金は、以下の上限とする。

- ・プロジェクトが直売を含まない場合、3万ユーロ。
- ・直売を含む場合、5万ユーロ。

州知事のアレテないしアドホックなテーマ委員会が、修正基準を規定することになろう。

公的ファイナンスに関する制限は、すべての公的支援を含めて、支出金額 *assiette* の40%、青年農業者の50%であることを確認しておこう。

欧州共同体条約の付録1に属さない製品へと農産物を加工する事業については、補助金は、以下に適合する。

・デミニミス補助金への欧州共同体条約第87条及び第88条の適用に関する欧州規則 no. 1998/2006 の条件。すなわちこの場合、上述の率に基づいて定義される補助金額は、場合によっては、公的支援全体額（3年間で20万ユーロ）の制約を遵守するために、減額される。

・中小企業の投資への州の目標を備えた補助金 *Aides a Finalite Regionale* の例外制度の条件(XR 61-2007)。この場合、共同ファイナンスは投資の立地場所ないし州の目標を持った補助金の地帯に応じて定義される（該当するコミューンのリストと地図の添付）。

・恒久 *permanente* 地帯：小規模企業について35%、中規模企業について25%

・移行 *transitoire* 地帯（2008年12月31日まで）及び恒久地帯：小規模企業は30%、中規模企業について20%

2,500ユーロ以下の金額の事業は支援されない。

⑩実施方法

申請書は特に以下を含む。

- ・プロジェクト以前の状態に対して、多角化活動の展開を正当化する要素（予測調査）
- ・自らのプロジェクトを実施するさいの受益者の能力を証明する要素（財務能力）
- ・市場調査

・場合によって、プロジェクトの実現のための認可や取り決め（県畜産部、建築許可など）

組織化

措置の枠組みの提示	アドホックなテーマ委員会
方針の決定	CRPE の意見の後で、州知事
申請書の申請、予審、OSIRIS による報告	県農林部 DDAF
場合によって選択の準備	
申請書についての選抜と意見	アドホックなテーマ委員会
決定（プログラム化）とコミットメント	州知事と DDAF
決定の CRPE の情報	あり
なされたサービスのチェック	DDAF

このアドホック委員会は 121C1 と 121C4, 121C7, 311 のそれぞれの措置について同一である。この委員会が、共同ファイナンス機関と社会職業代表を結集させている。

州知事のアレテが選抜基準と申請書のプライオリティについて正確に設定する。テーマ委員会がこれを適用させる。

⑪量的目標、指標

指標のタイプ	指標	目標
実施	助成される経営数	30
	投資の全体額	130 万ユーロ

2. ラングドック・ルシヨン州の事例：軸 3：農村振興活動の維持と発展

措置 311：非農業活動への多角化（ラングドック州農村振興文書）

目的	非農業活動への多角化による農業経営の経済振興、農村農業企業
受益者	農業世帯員のみが対象。助成申請時点、就農候補時点で、経営での農業活動を行う自然人ないし法人。 以下の条件を満たす者は農業活動を行っているとは見なされる。 ・ 農業者共済 AMEXA に加盟しており、かつ農事法典 L. 722-5 条に適合した経営の重要性に照らして、非農業労働者として見なされること。 ・ 農事法典 L. 722-1 上の第 1 項に照らして L. 311-1 上の意味で生産活動を実施すること。 上述の規定に照らして、この措置に該当するのは以下の者である。 ・ 専業もしくは主たる経営主、農業者共済の受益者（法人の共同経営者、経営者）

	・農業者共済に加盟する，もしくは副次的経営主 ・法人 ・共同作業に従事する配偶者 ・農家成員の再結合（NPO，経済利益集団 GIE） ・そのうちの一人以上のメンバーが農家世帯員であるような農村農業企業。こうした企業は複数の活動を行う最適な経済システムである。こうした活動の一つは必然的に小規模な農業活動である。別の活動は農業活動の延長にあるか，ないかどちらでもよい。 ・農業協同組合，魚養殖業者は対象とならない。
該当する支出	物的投資：多様化活動の創出ないし発展のため ・農場産品の販売：農場での販売場所（ワインのカーブを含む），直売，経営の外での集団直売所 ・農場ツーリズム：受け入れ，レストラン，宿泊 ・畜産をのぞく乗馬活動 ・非農業的多就業 以下への支援は除外される ・農業生産チェーンの発展 ・農業環境措置の実施につながる資材の取得 ・農産物の加工（付録 1 以外の製品を含む） ・措置 132 と 133 を受給する農産物の販売促進 ・養殖及び漁業に関連した活動 該当する物的投資 ・建造物，設備，車両 ・自己建設及び中古資材は該当しない。ただしこうした自己建設作業が申請者やその活動，環境にとってリスクを含まないという条件で，資材の仕入れは該当する。 物質的投資と関連した非物質的投資 こうした投資が，受益者のプロジェクトを定義し，安全にさせるに違いない。 ・プロジェクトの立ち上げ，定式化，実施の過程におけるプロジェクト提案者に寄り添い，フォローすること。 ・プロジェクトに関連した事前の経済調査，マーケティング戦略と関連したアドバイス
該当の基準	・堅実性：3 年間の暫定的財務状況を添付した行動計画の提示 ・就農候補者は実際には就農してはならず，助成金支払いの時点では農業者の地位を持っていること。 ・新しい車両は直売のみに該当 ・それぞれのプログラムに応じて（とりわけ，集団行動ないし集団プログラム），地方公共団体も支援可能

優先基準	以下のような投資が優先される。 ・「ツーリズムとハンディキャップ」ラベルの取得 ・環境行動への統合
公的支援 の上限	・物質的投資については 60% ・非物質的投資については 80% ・農村振興基金以外の追加的共同ファイナンスの可能性あり ・3 年間で 20 万ユーロの公的支援全体額の制約の下で（デミニミス）
農村振興 基金の介 入率	・公的支出の 50% ・農村振興基金の助成は、該当する支出の 20%、金額にして 10 万ユーロを越えることはできない。 ・該当する支出の下限額：1 万 5,000 ユーロ ・付与される農村振興基金の上限額 10 万ユーロ
申請書の 提出	・県農林部 DDAF ・補助金支払機関全体への写しの提出
補足的指 標	・受益者数：300 ・投資額：1,200 万ユーロ

3. アキテーヌ州の事例：措置 311：農業ツーリズム及び短い流通での販売

序説

補助金申請者は、申請書を、それに記載されている必要書類とともに、補助金支払機関全部にそれぞれ一通を提出すること。欧州の補助金については県農林部 DDAF に一通を、また州議会及び県議会にもそれぞれ一通を提出のこと。

（1）措置についての一般的説明

1）補助金の目的

農場ツーリズム及び短い流通での販売への助成は、農業生産及び加工とは別に、農業世帯による新しい活動の創出及び活動の強化を目標とする。この補助金により、農業世帯の所得の源泉を多角化させ、農業経営数の減少傾向に歯止めをかけることができる。

アキテーヌ州では、この措置は農場ツーリズムの発展と、農産物の直売に向けられている。

2）補助金の受益者

欧州連合の補助金が州議会及び（もしくは）県議会の補助金に追加される。欧州農村振興基金の補助金を得るためには、申請者は一方では、加盟国の補助金（州議会、県議会）の受給可能条件を満たし、他方で、以下の 311 措置の補助金受給可能条件を満たさなければならない。

①以下の条件において農業活動を行っていること。

- ・ 専門的もしくは主として経営主で、農業者共済 AMEXA の給付の受益者
(以下、ラングドック・ルシヨン州の条件と同様のため省略)

②州農村ツーリズム委員会により認可された憲章に加盟していること。現在認可されているネットワークは次の通り。「行き先はブドウ園 Destination vignobles」, 「農場へようこそ」, 「農民的バカンス」, 「Clevacances」, 「フランス民宿」, 「クルミの道」, 「農民的受け入れ」, 「Ossau Iraty チーズの道」, 「田舎の生産者の市場」

地方公共団体の補助金受給条件

アキテーヌ州議会は、以下の条件を満たす農業者に補助金を支給している。

- ・ 主業として就農した農業者もしくは法人形態での農業経営（うち主業として就農した組合員が少なくとも資本の 50%以上を保有している）。ただし、5 年以内に就農した農業者を一人以上含む経営については要求されていない条件。
- ・ 3 万ユーロ以下の農業所得を有すること（この金額は経営組合員もしくは共同作業配偶者の数を乗じることができる。ただし 3 を限度とする）。
- ・ 基準となる環境条件 AREA を満たしていること。

ジロンド県議会は以下の義務を満たす経営に助成金を付与している。

- ・ 「行き先はブドウ園」, ボルドーのブドウ園, ボルドーワインの貯蔵庫に取り組んでいくこと。
 - ・ 3 万ユーロ以下の農業所得
- ドルドーニュ県は以下の条件を満たす農業者に助成金を付与している。
- ・ ネットワークに統合され、承認された憲章に加盟していること。（そのほかの条件については、ドルドーニュ県議会に問い合わせのこと）
- アキテーヌ州のそのほかの県については、各県議会に問い合わせのこと。

3) どのような活動が助成対象となるか

この措置により補助される活動は様々であり得る。

- ・ ツーリストの受け入れ, 宿泊及びレジャー設備の創出及び近代化に関連した物質的投資, とりわけ, 教育農場や乗馬農場, スポーツや文化的活動を伴うサービス給付を行う農場に関連した投資。
- ・ 農家民宿, 農場レストランの発展に関連した投資
- ・ 認可された農業ツーリズムネットワークにおける農場製品の販売の発展と関連した投資, 州「行き先はブドウ園」プログラム, 農村ツーリズム州委員会により認可されたネットワークに統合された短い流通と関連した投資。

直売と農村地域の魅力との間の密接な結合のために、農産物及び加工品の販売活動全体がこの措置に属する（農業者団体ないし複数の農家世帯成員により運営される直売所を含

む)。しかしこれらは品質憲章に属する承認されたネットワークのメンバーであること。

4) 公的支援の上限額の計算方法

物質的、非物質的支出

- ・ 一般的な場合公的支援は費用の 30%
- ・ 5 年以内に就農した農業者、及び「ツーリズムとハンディキャップ」の全国ラベルを取得しようとする投資については公的支援は 35%
- ・ 民宿プロジェクトについては、欧州農村振興基金 FEADER の補助金は「ツーリズムとハンディキャップ」ラベルの取得を義務づけられる。
- ・ FEADER の補助金は、レジャーやレストラン、直売の活動に関するプロジェクトの場合、1,800 ユーロ～8,000 ユーロ。宿泊プロジェクトの場合、1 万 5,000 ユーロを上限とする。

(2) 申請書の記述：プロジェクトの特徴

補助金の対象となる物質的投資は以下の通り。

- ・ 建物の改修作業
- ・ アクセスを改善するような外部の整備もしくは景観整備作業
- ・ 農産物の生産及び加工には向けられない多様化活動の創出のための資材ないし設備（直売プロジェクトにおいて、もしわづかであれば、加工支出も該当する）。
- ・ 民宿のための建設、整備作業
- ・ レジャーの施設インフラの設置、整備
- ・ とりわけ農業ツーリズムないしブドウツーリズムの活動の枠組みにおいて、経営に由来する製品の直売店の経営での、もしくは経営の外側での創出ないし整備。個人的な販売場所の場合、店舗は経営の中に位置しなければならず、集団的な販売場所の場合、店舗は経営の外側でもよい。

非物質的支出については、多角化プロジェクトに特有なコミュニケーションと関連した支出のみが該当する（看板や宣伝など）。

以下は補助金の対象から除外される。

- ・ 事前調査、品質管理
- ・ 建物の取得
- ・ 社会福祉領域での受け入れの設備の創出ないし整備（高齢者介護、失業者の社会参入など）
- ・ 農業経営について学ぶ宿泊設備の創出ないし整備
- ・ ペットのためのホテルの創出ないし整備
- ・ 公共団体や民間になされるサービスと関連した設備（除雪、農道維持、測量など）
- ・ バイオマス販売のための設備
- ・ 狩猟と関連した設備やサービス

(3) 補助金支給

FEADER の補助金が支給されるのは、他の助成金支払機関の補助金の実際の支払いがあつて後である。

(4) チェック体制

すべての申請書類がチェックの対象となるわけではない。ある書類が選抜された場合、この文書が立ち入り検査の対象となる（場合によって、48時間前に受給者に知らせた後で）。

4. ピレネーオリエンタル県の事例：直売スタンド設置への支援

（以下の資料により、直売開始にかかる投資コストの額に応じて、県や州、欧州の助成の有無があることがわかる）

(1) 目的

この助成は、県農業計画「軸 1：輸出の発展と短い流通の実施による販売への支援」にあてられる。我が県の農業生産の短い流通での販売のパフォーマンスを高めることが目的である。県議会は、我が県の農業者が、自分の生産物の販売（これは顕著な付加価値の源泉である）に自ら取り組むよう促し、高品質で新鮮な地方産品への消費者のアクセスを促す役割を演じる。

(2) 受益者

経営者は承認された集団的行動（有機農業や地域ブランドといった高品質産品の生産者団体）への加盟者でなければならない。

直売が、経営計画の販売額の顕著な割合を占めていなければならない。

主業としての農業者だけがこの措置に該当する。

欧州農村振興基金 FEADER2007-2013 の実施枠組みの中で、県議会の支援を再定義することになった。

あらゆる補助金支給機関を含む補助率は以下の通りである。

- ・ 平野地帯：30%
- ・ 条件不利地帯：35%

しかしながら、申請される該当支出金額に応じて、補助金支給機関も、手続きも異なる。

① 支出金額 1,500～5,000 ユーロ

補助される最大支出	県の補助金の最大率	補助金上限額
1,500 ユーロ	平野：30% (+10%*)	1,500 ユーロ
5,000 ユーロ	条件不利：35% (+10%*)	1,750 ユーロ

(*) 青年農業者もしくは有機農業の場合のプレミアム、以下同じ

この支出金額の範囲では、補助金は県議会のみにより支給される。また移動式のスタンドでは、対象となる投資の最小限度額は 800 ユーロ以上である。

② 支出金額 5,000～3 万ユーロ

	州＋欧州	県	公的補助率
平野	20% (+10%*)	10%	30% (+10%*)
条件不利	25% (+10%*)	10%	35% (+10%*)

③ 支出金額 3 万～20 万ユーロ

	州	県	公的補助率
平野	20% (+10%*)	10%	30% (+10%*)
条件不利	25% (+10%*)	10%	35% (+10%*)

5. ピレネー・オリエンタル県の事例：AMAP 設立への支援

AMAP（農民的農業維持連盟）は消費者団体と（一人の）農民との間で構成される近接な連合体であり、その農場はしばしば都市近郊にあり、農産物のあらかじめの申し込みによる直売によって発展する。とりわけ果樹野菜部門に適応している。

AMAP では、消費者が農業者とともに、作付けする農産物や価格、流通方法について協議する。次いで、それぞれの消費者はその収穫の一定割合をあらかじめ予約しておき、収穫シーズンの間、「バスケット」の形で、その収穫物を取りに来る。こうした手続きは農業者に対して、収入を確保させ、銀行担保を可能とする。こうした双務的なコミットメントにより AMAP は次のような利点をもたらす。

- ・安全な食品と環境保全(有機農業が多い)
- ・社会的で連帯的なパフォーマンスのよい地方経済（青年農業者の就農支援、困難に陥った農業者への支援）
- ・強い社会的結合、食育、環境教育
- ・地方的なフェアトレード

かくして、AMAP は、それが埋め込まれている地域の持続的な発展を促す。

AMAP 支援のために、流通場所の整備、バスケットの購入支援という二つの財政支援がある。

（1）流通場所の整備：AMAP 生産者への支援

該当する投資支出は 1,000 ユーロ以上 1 万ユーロまでで、県の最高助成率 50%、従って補助金の上限額は 5,000 ユーロである。

（2）バスケット獲得のための AMAP 支援

AMAP においては、製品の流通はバスケットの形で実施される。AMAP の設立を支援するために、バスケット取得のための 80%を支援する。当県における柳細工 vanniere 活動を優先するために、バスケットの作成において活用される柳の原産地に特別な注意が向けられる。

それぞれの AMAP は、この助成を受けるためには、10 以上 60 以下のバスケットについて補助金を申請しなければならない。

平均 30 ユーロの費用を考慮して、この補助金の上限額は 1,500 ユーロである。

参考文献

Agreste Ile-de-France (2009) *Memento 2009*

APCA (2007) *Chambres d'Agriculture*, no.961.

Aubry, Ch., Chiffolleau, Y. (2009) "Le developpement des circuits courts et l'agriculture periurbaine: histoire, evolution en cours et questions actuelles", *Innovations Agronomiques*, no.5, pp.53-67

Aubry, Ch., Kebir, L., Pasquier, C. (2008a) "Le raccourcissement de la chaine alimentaire: une nouvele ruralite en peripherie des villes?", *Colloque Habitants des nouveaux territoires*, Academie d'Agriculture, le 18, novembre

Aubry, Ch., Kebir, L., Pasquier, C. (2008b) "Short supply chains in periruban zones: A way to maintain rurality near the city? Some examples taken in the Ile-De-France Region", *Proceding of the Conference "Rurality near the city"*, Leuven, February, 7-8th.

Bodiguel, L. (2007) "Le reglement communautaire relative au developpement rural et son application en France", *Revue de Droit Rural*, decembre, pp.20-30.

Capt, D. (2008) "Permanence et changement dans la production et la commercialization des produits fermiers en France", *Seminaire Filieres courtes de distribution, developpement durable et territoires*, INRA AgroParisTech,, Paris, 8 avril.

Conseil General de l'Agriculture, de l'Alimentation et des Espaces Ruraux, (2009) *Rapport du Groupe de Travail Circuits Courts de commercialisation*

CTIFL (2009) *Achats de Fruits et Legumes Frais par les Menages Francais 2008*

CTIFL (2007) *Infos-Ctifl*, no.237, pp.11-15

Mundler, P. (2006) *Fonctionnement et reproductibilite des AMAP en Rhone-Alpes*, Rapport final, ISARA Lyon.

第4節 EUのWTO貿易紛争案件の特徴

玉井哲也

1. EUは、2007年のWTO貿易政策レビューにおいても、WTO紛争解決における最も活動的なメンバーの一つと記述されている。WTO紛争解決に持ち込まれる事案は、現実に行われている主要な貿易上の利害に関連することであるのが一般的であろう。

従って、WTO紛争解決手続きに取り上げられた状況をみれば、EU（あるいはEUを相手とする国）にとって貿易上重要である品目、相手国、問題の多い国、部門、制度上の問題点等が、貿易の現実 に即して浮き彫りになると考えられる。

2. EUの貿易制度と貿易構造

輸入に関して、EUには輸入割当制度はなく、一般的な国境措置は、関税である。農産物を中心として一部品目に高関税が見られる。

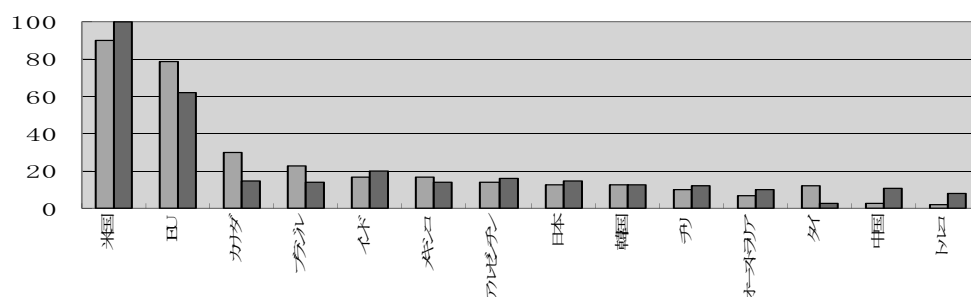
輸出に関しては、輸出補助金を有している。

貿易される物品をみると、化学品、機械（非電気）、自動車等が多く、輸入では燃料が際だって多く、事務機器・通信機器がそれに次ぐ。

貿易相手国としては、米国、中国の地位が高く、米国は特に輸出先として、中国は特に輸入先として重要である。近隣諸国である、スイス、ノルウェイ、トルコ、ロシアとの貿易額も大きい⁽¹⁾。

3. WTO紛争の状況

(1) EUは、これまでに申立国として79、被申立国として62のWTO紛争案件に関与している。この件数は米国に次いで多く、他国を引き離している（第1図）。これには、両国が世界の貿易の1、2位を占める貿易大国である実態が関係しているものと考えられる⁽²⁾。



第1図 各国のWTO紛争件数（左が申立、右が被申立）

資料：WTOホームページ (<http://www.wto.org>) の情報からとりまとめ。

(2) 紛争相手及び紛争対象品目別の紛争件数

1) 紛争相手

紛争相手国と貿易額との関係についてみると、貿易シェアの多い相手国との間で、紛争件数は多くなる傾向も認められるようではあるが、両者に強い相関関係があるとまでは言えないようである。

第1表 EUの相手国別物品貿易と紛争件数の割合

相手国	貿易額		紛争件数		
	輸出	輸入	EU申立	EU被申	合計
米国	23.5	13.9	39.2	24.7	9.1
カナダ	2.2	1.5	6.3	11.0	8.6
メキシコ	1.6	na	3.8	4.1	3.9
ブラジル	1.5	2.0	5.1	8.2	6.6
その他アメリカ	2.8	4.0	12.7	26.0	19.1
スイス	7.8	5.7	0.0	0.0	0.0
ノルウェー	3.2	5.7	0.0	2.7	1.3
トルコ	3.9	2.8	0.0	0.0	0.0
ルーマニア	2.0	1.3	0.0	0.0	0.0
その他の欧州	3.2	1.5	0.0	0.0	0.0
ロシア	5.3	9.1	0.0	0.0	0.0
その他のCIS	2.2	2.1	0.0	0.0	0.0
南アフリカ	1.7	1.4	0.0	0.0	0.0
その他のアフリカ	6.3	7.9	0.0	0.0	0.0
中近東	8.2	5.6	1.3	0.0	0.7
中国	4.8	13.4	2.5	0.0	1.3
日本	4.1	6.2	7.6	1.4	4.6
韓国	1.9	2.8	5.1	4.1	4.6
台湾	1.2	2.0	0.0	1.4	0.7
タイ	na	1.1	1.3	5.5	3.3
インド	2.0	1.6	12.7	6.8	9.9
オーストラリア	1.9	0.9	1.3	2.7	2.0
その他のアジア大洋州	7.3	9.0	1.3	1.4	1.3
その他	1.5	0.6	0.0	0.0	0.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：WTO ホームページ (<http://www.wto.org>) の情報及びEUの貿易政策レビュー20からとりまとめ。

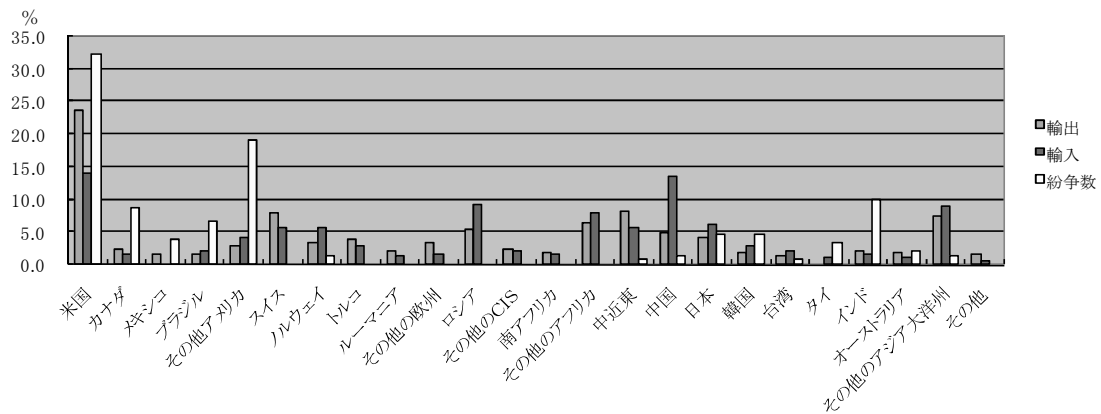
注：タイの輸出、メキシコの輸入は、それぞれその他アジア大洋州、その他アメリカに含まれる。

第1表及び第2図は、それぞれ、相手国別の、EUの物品貿易額シェアと紛争件数シェアとを表したものである。

米国、カナダ、メキシコ、ブラジル、その他アメリカ、そしてインドとの間では、物品貿易額シェアを上回る紛争件数が発生しているのに対して、EU加盟国以外のヨーロッパや旧ソ連の国々、アフリカ、中近東との間ではある程度の貿易シェアがあるにもかかわらず殆ど紛争はない。日本、韓国との間では物品貿易額シェアに見合う紛争件数シェアがあると見受けられる一方、タイとの間の紛争件数は物品貿易額シェアを上回っており、その

他のアジア太平洋との間での紛争は少ない。

なお、米国やインド、日本については EU が申し立て国となる割合が高いのに対して、カナダ、その他アメリカ、タイに関しては EU が被申立国となる割合が高いことが見て取れる。



第2図 EUの相手国別物品貿易と紛争件数の割合

資料：WTO ホームページ (<http://www.wto.org>) の情報及び EU の貿易政策レビュー20 からとりまとめ。

2) 紛争対象品目

紛争の対象となる品目にはどのような傾向がみられるであろうか。

第2表 EUの品目別物品貿易と紛争件数の割合

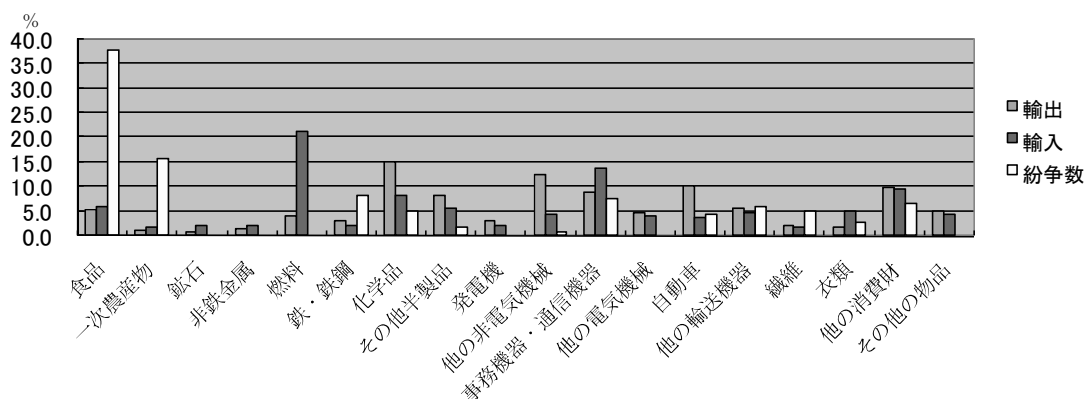
対象品目	貿易額		紛争件数		
	輸出	輸入	EU申立	EU被申立	合計
食品	5.1	6.0	35.0	40.0	37.7
一次農産物	1.1	1.7	1.7	29.0	15.6
鉱石	0.7	1.9	0.0	0.0	0.0
非鉄金属	1.2	2.1	0.0	0.0	0.0
燃料	3.9	21.2	0.0	0.0	0.0
鉄・鉄鋼	2.8	1.9	11.7	4.8	8.2
化学品	14.9	8.0	8.3	1.6	4.9
その他半製品	8.2	5.4	0.0	3.2	1.6
発電機	2.8	1.8	0.0	0.0	0.0
他の非電気機械	12.5	4.3	1.7	0.0	0.8
事務機器・通信機器	8.9	13.6	5.0	9.7	7.4
他の電気機械	4.7	3.9	0.0	0.0	0.0
自動車	10.0	3.7	8.3	0.0	4.1
他の輸送機器	5.5	4.4	5.0	6.5	5.7
繊維	1.8	1.5	6.7	3.2	4.9
衣類	1.5	4.9	5.0	0.0	2.5
他の消費財	9.6	9.4	11.7	1.6	6.6
その他の物品	4.8	4.2	0.0	0.0	0.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：WTO ホームページ (<http://www.wto.org>) の情報及び EU の貿易政策レビュー20 からとりまとめ。

第2表及び第3図は、EU の、品目別での、物品貿易額シェアと紛争件数シェアとをまとめたものである。ここでは、品目の分類は紛争の対象となっている具体的なものに着目して判断しており、知的所有権や検疫等の制度を問題とした案件でも、対象品目が特定されている場合はその品目に、問題の措置等が別の紛争案件の対抗等として発動されている場合には当該紛争案件の品目に分類した。制度が対象となっている案件で、具体的な紛争の品目が明らかでない、ないしは特定されないものについては、ここには含まれていない。また、1件の申立でも複数品目に該当しているものもある。

ここでも、物品貿易額シェアと紛争件数シェアとの関係には特徴的な点が見受けられる。食品、一次農産物について、貿易額シェアは6～8%程度であるのに、紛争件数の過半が集中しているのが特筆される。同様に紛争件数シェアが貿易額シェアを上回るのが、鉄鋼、繊維、そして他の輸送機器である。他の品目にあつては、貿易額シェアに比べ紛争件数シェアが少なく、発電機、他の電気機械、鉱石、非鉄金属、燃料では紛争件数はゼロである。特に、燃料は貿易額シェアの大きさに比べ紛争がないことが特徴である。

また、食品、一次農産物の紛争件数シェアは、EU が被申立国になっている場合の方が大きく、特に一次農産物についてはEU が申立国となることが少ないのに比較して、被申立国となることが圧倒的に多い。逆に、EU が申立国となる方が多いのが、鉄・鉄鋼、化学品である。他の消費財でも同様だが、具体的には主として、皮革・履物である。



第3図 EU の品目別物品貿易と紛争件数の割合

資料: WTO ホームページ (<http://www.wto.org>) の情報及び EU の貿易政策レビュー20 からとりまとめ。

(3) 紛争の相手と対象品目から見た紛争の状況

紛争件数について考える際には、紛争件数は必ずしも、実際の紛争の程度や頻度を表すものではないことに留意する必要がある。ここで対象としている紛争件数は、あくまでも WTO の紛争解決手続きに申し立てられたものである。実際には何らかの貿易紛争があっても、WTO の手続きによることなく、当事者間で解決することもあるであろうし、比較的軽微な案件であるために WTO に持ち込まないという場合も考えられる。重要な案件で

あったとしても、途上国等の場合には WTO 手続きの負担が過大なために申立を見送るということも考えられるし、途上国でなくても政治的な理由などから WTO 手続きには持ち込まないという判断がなされることもあろう。

さて、そのようなことを念頭に置きつつ、EU との紛争が少ない国を見てみよう。まず、ロシア及びその他の CIS 諸国との間で WTO 紛争案件が無いのは、これらの国が WTO に加盟していないことから当然のことであり、現実には貿易紛争が起きていないことを意味するものではない。中国との紛争が少ないことにも、中国の WTO 加盟が比較的最近（2001 年）であることが寄与している可能性がある。ヨーロッパ近隣諸国である、スイス、ノルウェー、トルコ、ルーマニアといった国々との紛争も少ない。これらの国は、いずれも EU 加盟を視野に入れているような国であり、制度等の面では EU との整合性があるという背景があること、また、そのような中で紛争を先鋭化しない方向での政治的配慮が働いている可能性もあるのではないか。

EU との紛争が多い国に目を移すと、紛争件数が最も多いのは米国である。その紛争対象品目は、食品・農産物、鉄・鉄鋼、化学品、輸送機器、繊維・衣類から、通関手続き、知的財産権まで多岐にわたっている。紛争件数は、その相手国との貿易関係の量的な大きさを示唆するものである一方、対象品目の内容は、貿易の質や両国間の産業の相対的な競争力等の違いを反映していると考えられるところ、米国との間では、食品・農産物の件数が相対的に少ないこと、鉄・鉄鋼関係で EU 申立国となっているものが多いこと、特定の品目ではなく通関など国境手続き・国境措置の手法などを問題にした EU の申立が多いのが目に付く。農産物以外の品目を対象とする案件が多い中でも、鉄・鉄鋼で EU から申立をした対象国は米国のみに集中している。他方で EU が鉄・鉄鋼で被申立国となった事例では、米国、ブラジル、インドからそれぞれ 1 件申立を受けている。化学品は、EU が申立国となっている 1 件のみであり、事務・通信機器は米国の側から 3 件申立を受けている。輸送機器では、相互に大型民航機で申立をしあっている状況である。知的財産権、サービス・投資等でも、相互に数件ずつの申立が行われている。

紛争件数第 2 位はインドである。物品貿易額が相対的に小さいのに対して、紛争件数が多いのが特徴的と言える。対象品目の内容も、食品・農産物、鉄・鉄鋼、化学品、輸送機器、繊維・衣類、輸出入制度等にわたっている。途上国の場合、多くは、紛争対象品目は食品・農産物や皮革など一次産品に近い物に集中しているのに対して、種々の分野にわたる点は、ブラジルなどと類似している。また、インドは輸出入制度等について EU から多くの申立を受けている点では米国と同様である。

紛争案件第 3 位のカナダは、案件の対象は米国に似ているが、鉄・鉄鋼、通関手続き等の案件がないこと、他方で、米国にはなかった他の消費財や針葉樹材などその他物品の存在が特徴である。

カナダに続くのが、ブラジル及びアルゼンチンである。双方とも南米で農業の盛んな国であるが、紛争の様相は異なる。アルゼンチンは、EU の申立、被申立ともに、食品・農産物が多く、それ以外でも EU による繊維・衣類、皮革、履物などの申立がほとんどであ

る。これに対しブラジルは、食品・農産物で EU から申し立てられた案件は無く、化学品や自動車、鉄・鉄鋼が対象となっており、新興工業国という性格が窺われるようである。

その他の国々についてみると、途上国・先進国ともに、食品・農産物を対象とする紛争案件が見られる。例外は、自動車部品と金融情報サービスの中国、皮革 1 件のみのパキスタン、自動車 1 件のみのインドネシアである。これらの国々は、食品・農産物以外の紛争案件が無いものも多い。食品・農産物以外では、日本、韓国、台湾で事務・通信機器関連、韓国で商業船舶が対象となっていることが先進的工業国の特徴を示していると考えられる。

紛争案件の対象品目等から特徴をさがすと、最も案件の多い食品・農産物に関しては、EU が申し立てるものも少なくないが、EU が被申立国になる例が明らかに多い。食品・農産物の具体的品目は多岐にわたっており、バイテク製品や牛ホルモンは安全・衛生の観点からの規制が問題とされ、穀物、小麦グルテン、ワイン等酒類、オリーブ油、乳製品、砂糖、水産物は EU の域内生産や輸出と相手国のそれが競合関係にあるところから紛争につながっていることが多いと考えられる。バナナは他の品目と性格が異なり、EU 域内での生産・輸出はないが、EU と旧植民地の ACP 諸国との特別な関係が紛争相手国から問題視されているものである。

同じカテゴリーに属する品目でも、相手国に応じて特徴が見られる。食品・農産物は、おおむね紛争相手国の生産・輸出が EU と競合する品目であり、他のカテゴリーの品目もその傾向がある。工業製品については、従って、先進国ないし工業化の進んだ途上国が相手国となるケースが多く、鉄・鉄鋼では、米国の他、ブラジル、インドが相手国であるのに対し、事務・通信機器となると、米国の他は、日本、韓国、台湾であり、工業化の進展度合いとの関係が見て取れる。輸送機器に関しては、米国との間では航空機が問題となっているのに対し、カナダ、ブラジル、中国、インド、インドネシアとの間で問題となるのは自動車であり、韓国とは船舶であって、それぞれの国の当該部門の競争力や対外政策が反映されているようである。食品・農産物の紛争、製造業等に共通することとして、紛争の対象となる品目について、EU ないしはその紛争相手国が国内の競合産業を国境措置や補助金で保護していることが問題とされる。燃料に関しては、貿易額が大きいにもかかわらず紛争は全くないが、これは EU 内に競合する産業がなく、関税率も極めて低いことが背景となっているのであろう。

(注) (1) EU の貿易制度等の概要については、付属資料 1 を参照されたい。

(2) EU の紛争案件の一覧を、付属資料 2 として整理した。

[附属資料 1]

WTO における EU の貿易政策レビューの概要

玉井哲也

1. WTO 貿易政策レビュー

(1) WTO 貿易政策レビューとは

貿易政策レビューとは、WTO が加盟各国の貿易政策について検分するものである。1994 年のマラケシュ合意の付属書 3 に規定するように、加盟国の貿易政策及び慣行についての透明性と理解を高め、加盟国が多国間協定等の下でのルールや約束をより良く遵守することに貢献することを目的として、貿易政策レビューメカニズムに従って行われる。

加盟国は全てレビューの対象となる。その頻度は対象国の世界貿易に占めるシェアに従って決まり、EU、米国、日本及び中国は 2 年ごと、それに続く貿易シェアのある 16 カ国は 4 年ごと、その他の国は 6 年ごとに行われる。

レビューを行う貿易政策レビュー団には、全ての加盟国が参加することができる。WTO 事務局は、対象加盟国の協力により、貿易政策・慣行、貿易政策策定の仕組み、マクロ経済状況等を含むレビュー報告書を取りまとめる。これはレビュー会合の後に公開される。

(2) EU の貿易政策レビュー

EU についての最近の貿易政策レビューとしては 2007 年 5 月付けの報告書が公表されている。以下では、その主要なポイントを、特に農産物貿易を中心に概観することとする。

(なお、貿易政策レビューには、WTO 事務局が作成するもののほか、当該国政府による政策声明もあるが、事務局作成のものに比べごく簡略なものである。ここでは事務局作成の報告書に基づいてとりまとめる。)

2. 農産物貿易に関する EU の WTO 貿易政策レビューのポイント

EU の WTO 貿易政策レビューの概要は次項 3. に示すとおりである。

EU は、数十年にわたる改革を経て、25 カ国の加盟国（このレビュー時点）の間でほぼ自由な市場を構築している。大規模な農産物の生産国であると同時に消費国であり、その農産物貿易額は世界最大である。その一方で、域内の農業生産は共通農業政策によって手厚く保護されてきており、対外的にも一部の農産物の輸入に相対的に高い関税率を課することによって世界の市場から隔てられている状況にある。更に、一部農産物について、世界の中でも突出した規模の輸出補助金を使って輸出を行っている。

農産物に加えて、繊維・衣類が相対的に高い関税率を有している。これらの品目は、関税の他に、輸入数量制限などの措置によっても世界市場から保護されており、セーフガー

ド措置など緊急貿易救済措置が発動されることもしばしば見られる。外国との貿易紛争の原因となることも少なくないようであり、EU が関与する WTO 紛争解決手続き案件の数は多い。

EU は、二国間協定や多国間協定での FTA や、自らの一方的措置を通じて、外国に特惠関税を供与している。ここでもまた、農産物についてはセンシティブ品目に位置づけて関税撤廃の対象から外すなど、完全な貿易自由化から除外の扱いとされる例がしばしば見られるようである。また、歴史的経緯によると思われるが、旧植民地であったアフリカ、カリブ、太平洋（ACP）諸国には特に優遇した特惠関税を供与していることも特徴の一つであろう。

3. EU の WTO 貿易政策レビューの概要

（１）貿易政策レビューの構成は、全般的な経済環境、貿易・投資の制度、貿易政策手段別の貿易政策と慣行、そして部門別の貿易政策、から成る。以下で、これを概観するが、手段別や部門別の政策等を説明した部分に関しては、特に農業及び農産物貿易についての記述を中心とした。

（２）経済環境

EU は、390 万平方kmの国土と 4 億 5,950 万人の人口を有し 2005 年の GDP は 10 兆 8,440 億ユーロであった。経済に占める割合はサービス部門が最も大きく、EU の総付加価値額の 77.7%を占める。製造業は 20.4%である。これに対して、農林水産業は 1.9%に過ぎないが、雇用に占める割合は 5.0%である。

共通通貨ユーロが 13 カ国で採用されており、デンマークと英国を除く各国が今後ユーロに参加する方針である。

GDP 成長率は、2004 年が 2.4%、2005 年が 1.7%。これを支えたのが民間投資であり、2004 年 4.2%、2005 年に 3.0%の伸びを示した。輸出も、2004 年に 7.1%、2005 年に 5.1%成長した。

EU の競争力を向上させるためのリスボン戦略が 2005 年 5 月に改訂され、成長、労働市場の柔軟性、持続可能な公的金融を優先事項としつつ、健全なマクロ経済政策と精力的な経済改革に取り組むこととされている。

EU の物品貿易は、輸出は、2004 年 20.3%、2005 年 10.3%、輸入は、2004 年 20.10%、2005 年 14.2%成長した。貿易勘定は、赤字が継続しているが、持続可能な水準と考えられる。アジア諸国に対して赤字が大きく、北米に対しては輸出超過を示す。EU は世界の物品貿易の 18%を占め世界最大の輸出者であり第 2 の輸入者である。

米国が従来から最も重要な貿易相手であるが、その地位は低下してきている。米国の占めるシェアは、輸出は 2000 年の 27.4%から 2005 年の 23.5%に、輸入は 2000 年の 20.4%から 2005 年の 13.9%へと減少した。輸出先の第 2 位はスイスであり、輸入先の第 2 位は中国である。2000 年以来、EU が貿易赤字を出している相手は、中国、ロシア、日本及び

ノルウェイである。

物品輸出で多いものは、機械及び輸送機器で、44.4%を占め、次いで化学品（14.9%）である。

EUは世界最大のサービス貿易を行っており、2004年において、世界のサービス輸出の27.8%、サービス輸入の24.5%を占めた。また、世界最大の海外直接投資（FDI）の受け手であり供給者である。2004年において、FDI受入の45.2%、FDI供給の53.3%を占めた。

（３）貿易・投資の制度

EUの主たる意思決定機関は、閣僚理事会、欧州議会及び欧州委員会であり、欧州委員会は執行機関でもある。EUは、共通商業政策等のもとで、域内市場では、物、サービス、労働、資本の移動を原則として自由にしている。欧州委員会は、国際協定の交渉を始める前に、理事会からの事前了解を得る必要がある、共通商業政策の範囲を超える協定の締結には議会の同意が必要となる。

EU条約では、貿易政策の全般的目的として「世界貿易の調和的発展、国際貿易の制限の漸進的な廃止及び関税障壁の提言に貢献すること」を目指しており、多国間であるWTOの枠組みでの自由化を優先事項としつつ、二国間協定や地域間での協定を通じた自由化を進めようとしている。

EUはWTOにおける主要なプレイヤーの一つであり、ドーハ開発ラウンド交渉においてもその提案は重視されている（筆者注：このレビューの後のことであるが、2008年夏にEUが農産物の関税引き下げについて特別の取扱いをする重要品目の数について譲歩を示す提案をしたことにより、交渉が合意に達するとの観測が高まったことがある）。農業に関しては、輸出補助金を含む全ての貿易歪曲的輸出慣行を廃止すること、国内支持の削減、関税削減率などの提案を行った。非農産物についてはスイスフォーミュラを支持している。また、EUはWTOの紛争解決制度における最も活動的なメンバーの一つであり、2006年11月現在で申し立て国として18件、被申立国として18件の紛争に関係している。

特惠貿易協定に関しては、EUとして2004年に10カ国の新メンバーを加えて25カ国となった。EFTAやバルカン西部諸国など欧州各国と経済連携の協定を結んでいる。非欧州では、チリ、メキシコ、南アフリカと自由貿易協定を結び、メルコスール（ブラジル、アルゼンチン等4カ国）、地中海諸国、GCC（湾岸協力理事会。サウジアラビア、クウェート等6カ国）と交渉を行っている。一方的な特惠の供与としては、一般特惠制度(GSP)のもとで途上国全般に工業製品のゼロ関税などの関税優遇を行っているが、農産品の大部分はセンシティブ品目とされて若干の関税軽減を受けるに過ぎない。LDC諸国に対しては無税無枠のアクセスを供与することとしている。ただし、受益国に重大な不公正貿易がある等の場合は特惠から排除され、また、セーフガード条項も設けられている。EUの旧植民地等であるアフリカ、カリブ、太平洋（ACP）諸国には、コトヌ協定により、工業製品、一部の農業・水産製品の無関税、バナナ、牛肉及び砂糖についての特別な市場アクセスを供与している。

こうした自由貿易協定や一方的特惠供与の結果、EU が MFN 関税だけを適用している国は 9 つの WTO メンバー国（オーストラリア、カナダ、台湾、香港、日本、韓国、ニュージーランド、シンガポール、米国）のみとなっており、これらの国と貿易は輸入額の約 30% に当たる。

（４）貿易政策手段別の貿易政策と慣行

（i）概要

EU の関税の約 9 割が従価税であり、1 割が非従価税である。非従価税は農産物を中心として適用され、その多くは関税割当になっている。実行 MFN 関税率の平均は 6.9% であり、関税率は最大で 427.9% に達する。

EU は緊急貿易救済をしばしば発動しており、2004 年 1 月から 2006 年 9 月の間に、3 件のセーフガード調査、77 件のアンチダンピング調査、2 件の対抗措置調査を行った。

EU は、監視、輸入割当管理、及びセーフガードの目的で、輸入免許を維持している。技術的規制、基準、衛生植物検疫措置は委員会により継続的にレビューされるが、依然として加盟国間で完全には調和していない部分がある。

EU は、農産物の輸出補助金を支出しており、その額は WTO 加盟国により通報される輸出補助金総額の 90% に当たる。

（ii）輸入に直接影響する措置

ア）関税

EU の関税率表には 9,843 のタリフラインがある（2006 年）。全てのタリフラインが WTO で譲許されており、98.4% で譲許税率と実行税率が一致する。

非従価税を従価税相当に換算して 9,741 タリフラインについて分析をした（102 の非従価税タリフラインは、換算に必要なデータがないため除外）ところ、実行 MFN 関税率の平均は、6.9% であり、関税率は最大で 427.9% に達する。81.5% のタリフラインは 10% 以下の関税率であり、関税率 5% 以下に全タリフラインの 32.1% が該当する。

WTO の定義による農産物は最も関税により保護されており、実行 MFN 関税率の平均は 18.6% であり、対して非農産物は 4.0% である。

相対的に関税率が高いものは、ほとんどが農産物や食品であり、一部の肉ミールや内臓肉（427.9%）、ハラタケ類キノコ（300.8%）、一部の冷凍牛肉（276.9%）、パイナップルジュース（209.8%）、冷凍牛内臓（188.2%）、ある種の生きた鶏（167.2%）、イソグルコース（163.8%）などがある。

タリフエスカレーションは複合的であり、第一次加工段階では平均関税率 8.9%、半加工品で 5.0% となり、完成品で 7.5% である。

関税率表には、貿易協定等に基づく特惠関税も規定されている。

イ）輸入の禁止、制限及び免許

EU は国連安保理の決議に基づく貿易・経済制裁を実施し、リベリアからのダイヤモンド原石や丸太・材木の輸入、コートジボアールからのダイヤモンド原石の輸入などを禁止

している。また、漁業協定など国際条約に基づく貿易制限を実施している。

EU の輸入免許制度は、量的規制やセーフガードなどに服する特定の製品の輸入を管理するために設けられている。EU は 98 の関税割当（うち 91 は農産品）を有し輸入免許により運営している。牛肉、羊、山羊、鶏肉、七面鳥、乳製品、卵、ジャガイモ、野菜・果実、小麦、大麦、コメ、メイズ、でん粉、キノコ、ソーセージ、砂糖、グレープフルーツ等である。

EU は WTO 加盟国に対して繊維・衣類輸入の関税割当を行っていないが、中国原産の綿繊維、Tシャツなど 10 の繊維・衣類製品については、2007 年末まで特別に合意された割当が行われる。EU は、レビュー期間中、ベラルーシ、ウクライナ、ベトナム、ロシア、セルビア、北朝鮮、モンテネグロ、コソボ、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カザフスタン、ラオス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン（以上の国々は WTO に未加盟）と、繊維・衣類についての数量制限など二国間合意を有していた。

ウ) 緊急貿易救済措置

レビュー期間中、EU のセーフガード措置やアンチダンピング制度などに大きな変更はなかった。

2004 年 1 月から 2006 年 9 月の間、EU は 3 件のセーフガード調査（繊維、冷凍イチゴ及び養殖サケ）、1 件のセーフガード・レビュー（柑橘）を実施し、2 件のセーフガード措置（柑橘及び養殖サケ）を発動し、一件の措置（養殖サケ）を廃止した。2006 年 9 月現在で、柑橘に対するセーフガード措置と履物及び鉄鋼製品に対する監視措置を有している。

アンチダンピングについては、2004 年 1 月から 2006 年 9 月の間、EU は 77 件の調査を開始し、39 件の措置を実施した。主として、繊維、化学、電子、加工木材、自転車、煉瓦、鉄鋼製品、トラックとその部品、サケ・マス、冷蔵庫、皮革、プラスチック袋を対象とするものであった。WTO への通報件数は 1990 年代に比べ大きく減少している。

補助金及び相殺措置に関する協定に基づく相殺措置に関しては、2004 年 1 月から 2006 年 9 月の間、EU は 2 件の調査（プラスチック袋）を開始し、2 件の措置（綿タイプベッド布等）を実施した。2006 年 9 月現在で、12 件の相殺措置を実施しており、うち 8 件はインドからの輸入に対するものである。

エ) 技術的貿易障壁 (TBT)

EU 域内での規格及び技術的規制の完全な統一化は達成されていない。TBT 協定に従い、EU の加盟国は 2004 年に 54 件、2005 年に 68 件、2006 年（10 月まで）に 62 件の通報を行った。EU としての通報は、それぞれ 29 件、24 件、35 件であった。

オ) 衛生植物検疫措置 (SPS)

SPS は、欧州委員会の調整のもとで、各加盟国が実施する。

EU は、域内輸出業者を助けるため、BSE、鳥インフルエンザ、認証、口蹄疫、食品添加物等に関連した、外国の貿易歪曲的 SPS 措置のデータベースを構築した。

成長ホルモンの禁止措置は継続中である。

カ) 政府調達

EU 25 カ国の政府調達、GDP の 16% にのぼる（2004 年）。

（iii）輸出に直接影響する措置

ア）登録及び書類

原則として輸出の前に税関への事前通知等が義務づけられる。

イ）輸出税

EU は、輸出に関する税、賦課金等を実施していない。

ウ）輸出の禁止、制限及び免許

輸出の量的規制はないが、加盟国が輸出許可等の輸出規制を暫定的に課することは可能である。

共通外交安全保障政策に基づく武器輸出の禁止は継続中である。

共通販売組織及び貿易相手国との関税割当に係る輸出免許が存在する。

エ）輸出補助金

個々の共通販売組織の規定により產品ごとの輸出補助金を出している。レビュー期間中、小麦・小麦粉、粗粒穀物、コメ、砂糖、バター・バター油、脱脂粉乳、チーズ、他の乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、卵、ワイン、野菜・果実（生鮮）、野菜・果実（加工）、アルコール等が輸出補助金を受けた。EU の輸出補助金額は、WTO 加盟国により通報された輸出補助金全体の 90% を占める。

オ）輸出支援

輸出信用、保険・保証といった輸出支援は、加盟国レベルで提供される。EU は、民間航空機への輸出信用に関してブラジル等と協議した。

カ）国家貿易企業

WTO で規定する国家貿易企業は存在しない、と通報している。

（iv）生産及び貿易に影響する措置

ア）国有企業

EU には国有企業が多数あり、種々の活動をしている。国有企業は、一般の事業と同じ法制に服して活動する。

イ）競争政策及び規制

加盟国は、自由競争が行われる市場経済の原則に則した経済政策をとるべきこととされており、競争阻害的な行為を規制する反トラスト法制や、大規模な合併・企業買収の規制、低開発地域に対する加盟国の補助に対するガイドラインの設定が行われている。

ウ）知的財産権

共同体全体の法制及び加盟国の法制により規定されており、商標、産業デザイン、特許、地理的表示、著作権及び隣接権が整備され、取り締まり体制を整えている。

知的所有権を侵害した物品の貿易は増加してきており、2004 年に押収された物品は、タバコ 4160 万、音楽 CD・ゲーム・ソフトウェア・DVD 等が 1850 万、玩具類 1810 万であった。侵害の対象は、商標（74%）、著作権及び隣接権（14%）が多く、輸出国としては中国（54%）が大きい。

（５）部門別の貿易政策

（ｉ）概要

サービスは GDP や雇用に占める割合が最大であり、EU では加盟国間の規制の違いを排除して真正な域内市場を創出することを目指している。

製造業部門は、GDP の 5 分の 1、物品輸出の 4 分の 3 を占め、国の補助の主要な受益者である。生産性向上の鈍化に鑑み、委員会は同部門の競争力向上のための新たな産業政策を策定した。製造業部門の MFN 関税率の平均は 6.8% であり、一部の加工食品で 427.9% に達する。

EU はエネルギー消費の大きい経済であり、その自給率は約 50% である。2020 年までにエネルギー消費を 20% 削減しようとしており、エネルギー効率の良い技術の使用と 2010 年までに更新可能な電力を 21% とする目標を設定している。

農業に関しては、共通農業政策（CAP）の 2003 年改革を実施中である。主として支払いを生産からデカップルすることを通じてのものであり、これにより農民が世界市場のシグナルにさらされる程度が増加した。結果として、産出及び投入に係る市場価格支持（最も生産歪曲的なもの）の合計のシェアは、2003 年に生産者への補助の 71.7% だったものから、2005 年には 63.8% へと低下した。CAP 予算は、共同体の支出全体の 45.5% である（2005 年）。農業・狩猟・林業・漁業の MFN 関税は平均で 10.9% であり、最高税率は 167.2% である。国境措置と国内補助により、特惠協定においても自由化を限定していることと相まって、一部の品目を国際競争から切り離して、余剰を生じさせており、余剰生産物を輸出するための補助金が不可欠なものとなっている。

（ii）共通農業政策

農業は 9.7 百万人を雇用し、9.9 百万の経営体がある。2004 年の平均農用地面積は 15.8ha である。農用地の主要な用途は、耕地及び放牧で、それぞれ農用地全体の 33% を占める。EU の農産物貿易は輸出輸入ともに世界最大であり、ワイン（世界の輸出の約 40%）、豚肉、チーズ及び粉乳（ほぼ 3 分の 1）、バター、卵及び砂糖（約 20%）で世界貿易に大きな割合を占める（2004 年）。農産物・食品の貿易赤字は 25 億ユーロにのぼった。多くの農産物については自給しており、一部農産物は輸出を前提に生産されている。

2003 年 6 月に、CAP 改革が採択された。消費者利益に配慮し、生産者を市場シグナルにさらし、地方経済と環境を守るもので、WTO 交渉にも資する目的であった。その主要な要素は、価格や生産に基づかない単一支払いの導入（デカップル）である。2003/04 年度において、AMS（黄色の国内支持）は減少して 30,884 百万ユーロとなり、緑及び青の国内支持は、それぞれ 22,074 百万ユーロ、24,782 百万ユーロであった。OECD によると、EU の生産者支持相当（PSE）は、1986-88 年の 41% から減少し、2003-05 年は 34% となったが、OEUD の平均 30% よりはなお高い。品目によって支持率は 6% から 69% である。（最も歪曲的な）産出・投入に関連する価格支持の割合は、1986-88 年の PSE の 97% から、2003-05 年は同 63% と減少した。

2004年に、遺伝子組換え（GM）食品・飼料に関するEU規則により、GMの表示義務（技術的に避けられない0.9%までの混入の場合は表示義務から除外）、トレーサビリティが導入された。2004年に、有機農業に関する行動計画が提案され、2005年に規則が採択された。

2005年のCAP支出は514億ユーロ（EU支出の45.5%）で、うち86.8%が農業関係、残りが地域の開発・支援であった。受取額はEU最大の農業生産をあげるフランスが最多であり、スペイン、ドイツ、イタリアがこれに続く。品目別では、最大が耕種作物、次いで牛肉、牛乳・乳製品である。市場価格支持方式から作付面積・家畜頭数に基づく支払いへシフトしたこと等により、EU全体の農業に関する移転は、1986-88年のGDPの2.77%から、2005年は同1.14%へと減少した。

EUは農産物について91の関税割当を有し、消化率の平均は62%である（2002年）。各種の二国間、地域での貿易協定のもとでの農産物の自由化は限定的である。加工農産物の関税削減も限定的である。農林水産業のMFN関税率の単純平均は10.9%であり、最高は167.2%。一般に、EUで生産されない物（例えば、コーヒー、茶、香辛料）の関税率は低く、一部の一次農産物、加工農産物では相当に高い。国境措置と国内支持、それに特惠協定での自由化が限定されていることがあいまって、一部の産品が競争にさらされるのを制限し、余剰を生じさせている。このため余剰生産物を輸出するための補助金が不可欠なものとなっている。2002/03年度には、輸出補助金を31億ユーロ支出しており、うちヨーグルト、牛乳、クリーム、全粉乳が19.0%、バターが17.4%、混合品が13.2%、砂糖9.3%、牛肉9.1%である。

（穀物）：穀物は量的に最大の農産物（2004年で289.5百万トン）であり、フランスが筆頭の生産国、ドイツ、ポーランド、スペイン、イタリアがそれに次ぐ。穀物は農業収入の20%以上を占める。穀物の62%はEU内の家畜の飼料として使用される。穀物のMFN関税率は、平均55.2%、最大116.6%である。

（牛肉）：1996年及び2000/01年のBSE問題で深刻な影響を受けた。1996～2004年の間に、消費の激減に供給を対応させるため、8百万頭がと畜から外され、6百万頭の子牛が緊急供給サイド枠組みに服した。2003年以来、EUは牛肉の純輸入国となっている。この部門での輸出補助は2005年に何度か削減され、生きた牛の輸出補助は2005年12月に廃止された。輸出競争力はなく、輸出は今後大きく減少すると見込まれる。食肉製品のMFN関税率は、平均25.3%、最大427.9%である。

（砂糖）：EUは、世界の砂糖生産の14%、消費の12%、輸出の5%を占める。生産量の20%を輸出しており、純輸出国である。フランス、ドイツ及びポーランドでEU全体の半分を生産する。2百万トンで、EUの農業生産額の2%を産出する。砂糖及び砂糖製品のMFN関税率は、平均39.2%、最大84.6%である。2005年11月、4年間での砂糖改革が合意された。世界的な砂糖供給過剰と、EU産砂糖は介入価格の75%を補助に頼って輸出している状況で競争力が無いこと、消費者負担が大であること、などが改革理由である。また、2004年10月、EUはWTOパネルで敗れ、ACP諸国からの砂糖の特惠輸入を支えるた

めの輸出補助を続けることが否定された。

砂糖改革の要点は、参照価格（reference price）の引き下げ、価格削減についての農家へのデカップル支払いによる補償、生産割当枠を 50%以上返上した国への所得補填予算の追加配分、A 割当と B 割当の合体、等である。新たな砂糖制度は 2014/15 年度まで有効であり、見直し条項は無い。

EU の WTO 紛争案件一覧

。別表 1 EU が「申立国」となったもの

番号及び事案	申立国	被申立国	経過	ポイント
D S 8 日本の酒税	EU	日本	1995.6.21 申立 1996.7.11 パネル報告 1996.10.4 上級委報告 1997.2.14 仲裁報告	日本の焼酎の酒税は、ウィスキー等に比べ低すぎる，と申立。パネル，上級委は，これをWTO違反と判断。 日本は改善措置を説明し，申立国は了承。 カナダ，米国も同様の申立（DS7）。
D S 15 日本による通信機器の購入に影響する措置	EU	日本	1995.8.18 申立	1994年の日米間の通信機器購入に関する合意により，EUの利益を損なうと申立。その後正式の連絡が無いが，二国間で解決したと思われる。
D S 38 米国のキューバへの自由と国内一体性法	EU	米国	1996.5.3 申立 1996.11.20 パネル設置 1998.4.22 パネル失効	米国のキューバへの貿易制裁法等による，キューバ原産品の貿易制限やビザの発給制限が，WTO違反と申立。 パネルが設置されたが，1997.4.21EUの要請により，パネ ルは作業を中断し，その権限は失効した。 カナダ，日本，マレーシア，メキシコ，タイが第三国参 加。
D S 39 米国によるEUからの製 品に対する関税の引き 上げ	EU	米国	1996.4.18	1987.12.24大統領宣言5759号によるEUからの輸入品に対 する関税引き上げ（「ホルモン」指令に対する報復）をWT O違反と申立。 米国が1996.7.15，同措置を停止し，EUはパネル設置要請 を取り下げた。
D S 40 韓国の通信調達部門の 法令，規制及び慣行	EU	韓国	1996.5.5申立 1997.10.29 合意解決	韓国の法令等が，外国の供給業者を差別しており，また ，米国の供給業者に有利となっている，と申立。 双方から合意解決した旨通報された。
D S 42 日本の音響録音に関す る措置	EU	日本	1996.5.28申立 1997.11.17 合意解決	音響録音についての知的財産権保護に関して，TRIPS協 定に違反するとして申立。米国も同じ案件で申立(DS28)。 双方から合意解決した旨通報された。

D S 53 メキシコによる輸入に ついての税関での評価	EU	メキシコ	1996.8.27 申立	メキシコが税関での評価の基礎として、非NAFTA加盟国 に対してはCIF価格を用い、NAFTA加盟国に対してはFOB 価格を使うのは不当と申立。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされてい ない。
D S 54 インドネシアによる自 動車産業に影響する措 置	EU	インドネシア	1996.10.3 申立 1998.7.2 パネル報告 1998.12.7 仲裁報告	インドネシアが国民車政策により、「国民車」の関税や 奢侈税を免除しているのが協定違反と申立。日本(DS55, D S64)も同様の申立。 パネルは、インドネシアの違反と判定。 インドネシアは是正措置実施の意思を表明し、仲裁手続 きにより、是正措置実施期限を1999.7.23と設定。インドネ シアは1999.6.24の新自動車政策により是正措置が完了し たと報告。 インド、韓国、米国が第三国参加。
D S 63 米国による旧東独から の尿素輸入に対するア ンチダンピング措置	EU	米国	1996.11.28 申立	米国の措置がアンチダンピング協定に違反するとして 申立。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされてい ない。
D S 66 日本による豚肉輸入に 影響を与える措置	EU	日本	1997.1.25 申立	日本による豚肉・豚肉加工品の輸入に関する措置がWTO 違反と申立。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされてい ない。
D S 73 日本による航法衛星の 調達	EU	日本	1997.3.26申立 1998.3.3 合意解決	日本の運輸省が航空管制用の多目的衛星の入札を発表 したのに対し、条件が中立的でなく、米国の規格を明示し ており、EUの業者が実質的に排除され、政府調達協定に違 反するとして申立。 双方から合意解決した旨通報された。
D S 75 韓国の酒税	EU	韓国	1997.4.2 申立 1998.9.17 パネル報告 1999.1.18 上級委報告	韓国のsoju酒の酒税は、WTO違反と申立。 パネル、上級委は、輸入ウイスキー等への酒税が国内生 産品への課税と異なり不当であると判断。

			1999.6.4 仲裁報告	韓国は是正措置検討中の旨を連絡し，仲裁手続きにより，是正措置実施期限を2000.1.31と設定。2000.1.27，韓国は全ての蒸留酒の税率を一律とし是正措置を完了したと報告。
D S 77 アルゼンチンによる繊維・衣類・履物に影響する措置	EU	アルゼンチン	1997.4.21 申立 1997.10.16 パネル設置 1999.7.29 パネル失効	カナダ，メキシコが第三国参加。 アルゼンチンの課す従量税が，35%という譲許水準を上回りWTO約束違反であるとして申立。米国も同様の申立（DS56）。 パネルが設置されたが，1998.7.29EUの要請により，パネルは作業を中断し，その権限は失効した。 米国が第三国参加。
D S 79 インドの医薬品・農薬に対する特許権保護	EU	インド	1997.4.28 申立 1998.8.24 パネル報告	インドに特許権保護の仕組みが欠如しており，TRIPS協定違反として申立。米国も同様の申立(DS50)。 パネルは，インドの違反と判定。 1999.4.28，インドは是正措置実施状況を最終報告。 米国が第三国参加。
D S 81 ブラジルによる自動車部門の貿易・投資に影響する措置	EU	ブラジル	1997.5.7 申立	ブラジルの措置が補助金協定等に違反すると申立。 パネルは設置されず，決着についても通報がなされていない。
D S 85 米国による繊維・衣類製品に影響する措置	EU	米国	1997.5.22申立 1998.2.25 合意解決	米国の繊維・衣類製品の原因規則は，EUからの輸出品の一部をEU原産（従って無税）と認めず，原産地規則協定等に違反する，と申立。 双方から合意解決した旨通報された。
D S 87 チリの酒税	EU	チリ	1997.6.4 申立 1999.6.15 パネル報告 1999.12.13 上級委報告 2000.5.23 仲裁報告	チリの地酒Piscoの酒税よりも，輸入酒類への税金が高いと申立。同様の申立を追加(DS110)。 パネル，上級委は，チリの酒税はWTO輸入違反と判断。 チリは是正措置検討中の旨を連絡し，仲裁手続きにより，是正措置実施期限を2001.3.21と設定。2001.2.1，チリは全ての酒類の酒税率を27%とする法改正(2003.3.21施行)を

				行ったと報告。 カナダ、メキシコ、ペルー、米国が第三国参加。
D S 88 米国による政府調達に 影響する措置	EU	米国	1997.6.20 申立 1998.10.21 パネル設置 2000.2.11 パネル失効	マサチューセッツ州法により、ビルマと取引のある者からの政府調達を禁止しているのは、政府調達協定等に違反すると申立。 パネルが設置されたが、1999.2.10申立国の要請により、パネルは作業を中断し、その権限は失効した。 日本が第三国参加。
D S 96 インドによる農産物・繊維・工業製品の輸入の量的規制	EU	インド	1997.7.18申立 1998.5.6 合意解決	米国 (DS90)、オーストラリア (DS91)、カナダ (DS92)、ニュージーランド (DS93)、スイス (DS94)と同様の申立。 双方から合意解決した旨通報された。
D S 98 韓国による一部乳製品 輸入に対するセーフガード措置	EU	韓国	1997.8.12 申立 1999.6.21 パネル報告 1999.12.14 上級委報告	セーフガード措置として輸入割当を使ったのがセーフガード協定等に違反と申立。 パネル、上級委は、韓国の違反と判定。 韓国は是正措置検討中の旨を表明し、その実施期限は2000.5.20とされた。2000.9.26、韓国はセーフガード措置を2000.5.20に解除したと報告。 米国が第三国参加。
D S 100 米国による鶏肉製品輸入に 影響する措置	EU	米国	1997.8.18 申立	米国農務省食品検査局がEUからの鶏肉・鶏肉製品輸入を禁止したが、安全上の問題があるとする根拠を示していないとして、SPS協定等違反を申立。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。
D S 107 パキスタンによる皮革 に影響する輸出措置	EU	パキスタン	1997.11.7 申立	パキスタン商務省が牛の皮革等の輸出を禁じたことは、EUの業界が原料・半製品にアクセスすることを制限するものであるとした。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。
D S 108	EU	米国	1997.11.18 申立	「海外販売企業」について税制上特別な扱いをすること

米国の「海外販売企業」に対する税制措置			1999.10.8 パネル報告 2000.2.24 上級委報告 2001.8.20 遵守パネル報告 2002.1.14 遵守上級委報告 2002.8.30 仲裁報告 2005.9.30 遵守パネル報告 2006.2.13 遵守上級委報告	は、補助金協定、農業協定等に違反すると申立。 パネル、上級委は、米国の違反と判定。 2000.12.7, 協議が整わないため, EUは遵守パネルの設置を要求。遵守パネル、遵守上級委は、米国の改正後の税制もなお補助金協定、農業協定等に違反と判定。 2005.1.13, 協議が整わないため, EUは遵守パネルの設置を要求。遵守パネル、遵守上級委は、2004.10.22の新法による米国の是正措置も不十分と判定。 オーストラリア、バルバドス、ブラジル、カナダ、中国、インド、ジャマイカ、日本が第三国参加。
	D S 110 チリの酒税	EU	チリ	チリの地酒Piscoの酒税よりも、輸入酒類への税金が高いと申立。DS87と同様。 パネル報告以下は、DS87と一体としてなされた。 カナダ、ペルー、米国の第三国参加。
	D S 114 カナダによる医薬品の特許権保護	EU	カナダ	カナダの法制はTRIPS協定の義務に合致せず、医薬品の特許権保護が弱体であると申立。 パネルは、特許権の期限切れの前に特許対象品を製造し在庫することのできる規定がTRIPS協定違反と判定。 仲裁手続きにより、是正措置実施期限を2000.10.7と設定。 2000.10.7, カナダは是正措置を実施した旨報告。 オーストラリア、ブラジル、コロンビア、キューバ、インド、イスラエル、日本、ポーランド、スイス、タイ、米国の第三国参加。
	D S 116 ブラジルによる輸入の支払い条件に影響する措置	EU	ブラジル	ブラジル中央銀行が導入した措置は輸入免許手続きに関する協定に違反と申立。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。
	D S 117 カナダによる映像ファイ	EU	カナダ	カナダの1987年政策決定等及びこれを欧州の会社に適用することがこれらの措置がGATSに違反すると申立。

ルム配給サービスに影響する措置					パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。
D S 118 米国の港湾補修税	EU	米国	1998.2.6 申立		WTO協定違反として申立。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。
D S 120 インドの輸出に影響する措置	EU	インド	1998.3.11 申立		インドのEXIM政策(1997-2002)でネガリストに載せられた皮革等の輸出に際し輸出免許が要請され、輸出免許の発給が拒否されているのは、輸出禁止でありWTO違反と申立。
D S 121 アルゼンチンによる履物輸入についてのセーフガード措置	EU	アルゼンチン	1998.4.6 申立 1999.6.25 パネル報告 1999.12.14 上級委報告		パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。 アルゼンチンがセーフガード措置として課した従量税がセーフガード協定等に違反すると申立。 パネル、上級委は、セーフガード協定違反と判定。 2000.2.11, アルゼンチンは、同年2.25までに勧告に従う是正措置をとる旨報告。 ブラジル、インドネシア、パラグアイ、ウルグアイ、米 国が第三国参加。
D S 136 米国の1916年アンチダ ンピング法	EU	米国	1998.6.4 申立 2000.3.31 パネル報告 2000.8.28 上級委報告 2001.2.28 仲裁報告 2004.2.24 仲裁報告		1916年アンチダンピング法がなお有効に存続していることが、アンチダンピング協定等違反と申立。 パネル、上級委は、米国は協定違反と判定。 仲裁手続きにより、是正措置実施期限を2001.7.26と設定。 米国で1916年法を廃止する法案の審議が遅れたため、2003.9.19のEUの要求により仲裁手続きが再開。EUが対抗措置を執る場合の指標が示された。 インド、日本、メキシコが第三国参加。
D S 138 米国による英国産の熱 圧延鉛板及びビスマス	EU	米国	1998.6.12 申立 1999.12.23 パネル報告 2000.5.10 上級委報告		英国が国内の企業に補助していたことを理由とする、1994.1.1～1995.3.20の米国の対抗関税は、補助金協定に違反と申立。

炭素鋼製品に対する対抗関税					パネル、上級委は、米国は協定違反と判定。米国は是正の意図を表明したが、対抗関税が継続していることを理由にEUは新たな申立を行った(DS212)。ブラジル、メキシコが第三国参加。
D S 142 カナダによる自動車産業に影響する措置	EU	カナダ	1998.8.17 申立 2000.2.11 パネル報告 2000.5.31 上級委報告 2000.10.4 仲裁報告		カナダが自動車の無税での輸入と国内販売を特定のメーカーにのみ認めていることが協定違反と申立。日本も同様の申立 (DS139)。 パネル、上級委は、カナダは協定違反と判定。仲裁手続きにより、是正措置実施期限を2001.2.19と設定。
D S 145 アルゼンチンによるEUからの小麦グルテンに対する対抗関税	EU	アルゼンチン	1998.9.23 申立		カナダは、是正措置を2001.2.18までに実施済みと説明。インド、ケニア、米国が第三国参加。 対抗関税 (1998.7.23から実施) のための調査期間が18カ月を超えるなど、補助金協定に違反すると申立。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。
D S 146 インドによる自動車部門に影響する措置	EU	インド	1998.10.6 申立 2001.12.21 パネル報告 2002.3.19 上級委報告		インド政府が「1997-2002輸出入政策」等により、自動車・自動車部品の輸入を免許制とし、免許はインド政府と覚書を結んだ国内事業にのみ付与するのはWTO協定違反と申立。米国も同様の申立(DS175)を行っており、同じパネルで取り扱われた。 パネルは、インドは協定違反と判定。インドは上訴したが、2002.3.14上訴を取り下げ、上級委は事案の経緯のみの報告を作成。 2002.11.6, インドは是正措置をとった旨報告。 日本、韓国が第三国参加。
D S 147 日本による皮革に影響する関税割当及び補助金	EU	日本	1998.10.8 申立		日本の皮革の関税割当及び補助金は、外国企業を不当に阻害し、輸入免許協定、補助金協定に違反と申立。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。

D S 149 インドによる輸入制限	EU	インド	1998.10.28 申立	インド政府が「1997-2002輸出入政策」のもとで輸入制限を行っているのはWTO協定に違反と申立。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。
D S 150 インドによる関税に影響する措置	EU	インド	1998.10.31 申立	インド政府による一連の関税引き上げは、WTO議許に違反と申立。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。
D S 151 米国による繊維・衣類製品に影響する措置(その2)	EU	米国	1998.11.19申立 2000.7.31 合意解決	DS85について、合意解決がなされたが、米国が合意された措置を実施していないとして、EUが申立。 双方から合意解決した旨通報された。
D S 152 米国の1974年通商法第301～310条	EU	米国	1998.11.25 申立 1999.12.22 パネル報告	通商法の規定がWTOの紛争解決手続きと整合性を欠くなどの問題があると申立。 パネルは、米国の通商法は不整合ではないと判定。 ブラジル、カナダ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、香港、中国、インド、イスラエル、ジャマイカ、日本、韓国、セントルシア、タイが第三国参加。
D S 155 アルゼンチンによる牛革の輸出及び皮革完成品の輸入に影響する措置	EU	アルゼンチン	1998.12.23 申立 2000.12.19 パネル報告 2001.8.31 仲裁報告	国内の皮革業者を通関手続きに参加させることによって牛革の輸出を事実上禁止していること、及び輸入された皮革完成品に追加付加価値税9%を課していることがWTO協定違反と申立。 パネルは、アルゼンチンは協定違反と判定。 仲裁手続きにより、是正措置実施期限を2002.2.28と設定。2002.3.8、双方が、協議継続で合意した旨を報告。 米国が第三国参加。
D S 157 アルゼンチンによるイタリヤからのドラム輸	EU	アルゼンチン	1999.1.14 申立	アンチダンピング措置（1998.9.12から実施）のための調査期間が18カ月を超えるなど、アンチダンピング協定に違反すると申立。

入に対するアンチダンピング措置					パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。
D S 160 米国の著作権法第110条第5項	EU	米国	1999.1.26 申立 2000.6.15 パネル報告 2001.1.15 仲裁報告 2001.11.9 仲裁報告		一定の場合に著作権料を払わずにラジオ・テレビの音楽を公衆の場で演奏できるとの規定はTRIPS協定に違反すると申立。 仲裁手続きにより、是正措置実施期限を2001.12.31と設定。 仲裁手続きにより、EUが被った損失は毎年1,219,900ユーロと決定。 2003.6.23, 双方が、暫定取り決めに合意した旨を報告。 オーストラリア, ブラジル, カナダ, 日本, スイスが第三国参加。
D S 165 米国によるEUからの一定の物品の輸入に関する措置	EU	米国	1999.3.4 申立 2000.7.17 パネル報告 2000.12.1 上級委報告		EUのパナナ制度を理由として5億ドル相当のEUからの輸入手続きを停止したことはWTO協定違反と申立。 パネル, 上級委 (EUが上訴) は, 米国は協定違反と判定。 ドミニカ, エクアドル, インド, ジャマイカ, 日本, セントルシアが第三国参加。
D S 166 米国によるEUからの小麦グルテン輸入に対するセーフガード措置	EU	米国	1999.3.17 申立 2000.7.31 パネル報告 2000.12.22 上級委報告		1998.6.1から輸入数量制限の形で実施したセーフガード措置は, セーフガード協定に違反と申立。 パネル, 上級委は, 米国は協定違反と判定。 双方が, 是正措置実施期限を2001.6.2とすることで合意した旨を報告。 オーストラリア, カナダ, ニュージーランドが第三国参加。
D S 176 米国の1998年オムニバス予算配分法第211条	EU	米国	1999.7.8 申立 2000.8.6 パネル報告 2002.1.2 上級委報告		キューバ法により資産を押収された所有者が法規した登録商標の登録・更新を認めない規定は, TRIPS協定に違反すると申立。 パネルはEUの主張を殆ど認めず, EUが上訴。上級委は, 米国は協定違反と判定。

D S 183	EU	ブラジル	1999.10.14 申立	日本、ニカラグアが第三国参加。 ブラジルの種々の輸入措置が、EUの輸出、特に繊維製品、ソルビトール、及びカルボキシメチルセルロースを制限し、各種協定に違反と申立。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。
D S 186 米国の1930年関税法第37条	EU	米国	2000.1.12 申立	同規定及び国際貿易委員会の手続き規則が、TRIPS協定等に違反すると申立。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。
D S 189 アルゼンチンによるドイッツからのカートン板輸入及びイタリヤからの陶製タイル輸入に対するアンチダンピング措置	EU	アルゼンチン	2000.1.26 申立 2001.9.28 パネル報告	アルゼンチン当局のダンピング行為の認定は現実のデータを無視しており、輸出業者への連絡も不十分であって、アンチダンピング協定に違反すると申立。 パネルは、アルゼンチンの協定違反と判定。 アルゼンチンは、2002.4.24付けで本件のアンチダンピング措置を廃止した旨を報告。 日本、トルコ、米国が第三国参加。
D S 193 チリによるソードフィッシュの積み替え及び輸入に影響する措置	EU	チリ	2000.4.19 申立	南東太平洋で操業するEUの漁船がチリの港でソードフィッシュの荷下ろしをすることを禁じているのは、WTO協定違反と申立。 2001.3月、双方が、暫定取り決めに合意したとして手続きの停止を申請。
D S 200 米国の1974年通商法第306条	EU	米国	2000.6.5 申立	紛争解決手続きの勧告に従っていないとみなす国からの輸入についてガットの譲許を停止する品目リストを作成し180日ごとに更新する条項は、WTO協定に違反と申立。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。
D S 212 米国によるEUからの一定の物品輸入について	EU	米国	2000.11.10 申立 2002.7.31 パネル報告 2002.12.9 上級委報告	生産者の受ける利益についての適切な特定をせず対抗措置を続けているのはSCM協定に違反と申立。 パネル、上級委は、米国の違反と判定。

の対抗措置			2005.8.17 実施パネル報告	是正措置実施について争いがあり、EUが実施パネルを要請。実施パネルは、EUの主張の一部のみを認めた。ブラジル、中国、インド、韓国、メキシコが第三国参加。
D S 213 米国によるドイツからの抗腐食炭素鋼についての対抗関税	EU	米国	2000.11.10 申立 2002.7.3 パネル報告 2002.11.28 上級委報告	対抗関税を継続しなければ、問題のある補助金が再発すると米国が判断したことについて、SCM協定の義務に反すると申立。 パネル、上級委は、米国の違反と判定。 米国は、2004.4.1付けで対抗関税を廃止し、勧告を実施したと報告。 日本、ノルウェーが第三国参加。
D S 214 米国による鋼ワイヤロッド及び高規格溶接ラインパイプの輸入についてのセーフガード措置	EU	米国	2000.12.1 申立 2001.9.10 パネル設置	セーフガード措置の発動に関する米国の法令の規定が、最恵国待遇の規定やセーフガード協定に反すると申立。 2001.9.10、パネル設置が決まったが、まだ編成されていない。 アルゼンチン、カナダ、日本、韓国、メキシコが第三国参加。
D S 217 米国の2000年ダンピングと補助金の相殺法の継続（いわゆるバード修正条項）	EU, オーストラリア, ブラジル, チリ, インド, インドネシア, 日本, 韓国, タイ	米国	2000.12.21 申立 2002.9.16 パネル報告 2003.1.16 上級委報告 2003.6.13 仲裁報告 2004.8.31 仲裁報告	バード修正条項がアンチダンピング協定, SCM協定等に違反と申立。カナダとメキシコが同様の申立 (DS234)。パネル、上級委は、米国は協定違反と判定。 仲裁手続きにより、是正措置実施期限を2003.12.27と設定。 2004.1.15, EU, ブラジル, 日本等が、是正期限渡過を理由に議許停止を図り、米国がその仲裁を要請。仲裁報告は議許停止の許容範囲を示唆。 2004.12～2005.1月にかけて、オーストラリア, タイ, インドネシアが、それぞれ米国と合意。 2006.2.17, 米国がWTO整合化のための改正法成立を報告し、各国は、歓迎するものとおお十分との認識を表明。 アルゼンチン, カナダ, コスタリカ, 香港, 中国, イス

D S 225 米国によるイタリアからのシームレスパイプへのアンチダンピング関税	EU	米国	2001.2.5 申立	ラエル、メキシコ、ノルウェーが第三国参加。 セーフガード措置の発動に関する米国のレビューの結果等が、セーフガード協定に反すると申立。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。
D S 248 米国による鉄鋼製品の輸入についてのセーフガード措置	EU	米国	2002.3.7 申立 2003.7.11 パネル報告 2003.11.10 仲裁報告	関税率引き上げの形でのセーフガード措置がセーフガード協定等に違反すると申立。同様の申立を、日本(DS249)、韓国(DS251)、中国(DS252)、スイス(DS253)、ノルウェー(DS254)、ニュージーランド(DS258)、ブラジル(DS259)、が行った。 パネル、上級委は、米国は協定違反と判定。 米国は、2003.12.3付けの大統領令により問題のセーフガード措置全てを停止したと報告。 ブラジル、カナダ、中国、台湾、日本、韓国、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、タイ、トルコ、ベネズエラが第三国参加。
D S 262 米国によるフランス及びドイツからの鉄鋼製品へのアンチダンピング関税・対抗関税の終了に関するレビュー	EU	米国	2002.7.25 申立	米国商務省の終了に関するレビュー結果、米国国際貿易委員会の決定において、対抗関税等の継続を決めたのはアンチダンピング協定、SCM協定等に違反すると申立。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。
D S 273 韓国による商業船舶の貿易に影響する措置	EU	韓国	2002.10.21 申立 2005.3.7 パネル報告	債務免除等による会社改革補助金などの造船業界への補助がSCM協定に違反すると申立。 パネルは、韓国は協定違反と判定。 韓国は、是正措置の必要はないと主張したが、EUはこれに同意せず。 中国、台湾、日本、メキシコ、ノルウェー、米国が第三国参加。

D S 279 インドによる2002-2007 輸出入政策のもとでの 輸入制限	EU	インド	2002.12.23 申立	WTO協定に違反すると申立。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。
D S 287 オーストラリアの輸入 検疫制度	EU	オーストラリア	2003.4.3 申立 2007.3.9 合意解決	検疫上原則として輸入禁止であり、要請してもリスクアセスメントが行われない例がある、豚肉・鶏肉の輸入条件は必要以上に貿易制限的であって、SPS協定に違反と申立。 パネルは設置されたが、報告は出されず。 2007.3.9、オーストラリアの適切な保護レベルを尊重しつつEUが指摘した問題に対処すること（検疫制度の透明性を高める。豚肉・鶏肉については協議を継続）で双方が合意。 カナダ、チリ、中国、インド、フィリピン、タイ、米国の第三国参加。
D S 294 米国のダンピング差額の 計算に関する法令及び 方法	EU	米国	2003.6.12 申立 2005.10.31 パネル報告 2006.4.18 上級委報告	米国が使う「ゼロイング」という計算方法は、ダンピング差額を過大に評価し、アンチダンピング協定等に違反すると申立。 パネル、上級委は、米国は協定違反と判定。 2007.4.24、米国は是正措置を実施したと説明したが、EUは2007.7.20、実施協議を要請。 アルゼンチン、ブラジル、中国、台湾、インド、日本、韓国、メキシコ、ノルウェー、トルコが第三国参加。
D S 304 インドによるEUからの 物品輸入に対するアン チダンピング措置	EU	インド	2003.12.8 申立	EU産の27品目についてのアンチダンピング措置は、調査方法や証明が不十分、関係者への連絡不足などにより、アンチダンピング協定に不整合と申立。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。
D S 314 メキシコによるEUから のオリーブオイルに対	EU	メキシコ	2004.8.18 申立	措置発動に際しての調査の方法等に不備があり、SCM協定、農業協定に違反すると申立。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。

する暫定的対抗措置					ない。
D S 317 米国による大型民間航空機の貿易に影響する措置	EU	米国	2004.10.6 申立		ボーイング社に対する補助金等が、SCM協定に違反と申立。 2005.7.20、パネル設立が決定。 オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、日本、韓国が第三国参加。 米国商務省が英国のステンレス鋼に125.77%のアンチダンピング課税を決定したことは、決定方法等に不備があり、アンチダンピング協定等に違反すると申立。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。
D S 319 米国の1930年関税法第776条	EU	米国	2004.11.5 申立		牛肉ホルモンについてのWTO不整合措置をEUが撤廃したにもかかわらず、米国が報復措置を続けていることは、WTO協定に違反すると申立。 パネルは、米国には手続き上の不備がある、EUがSPS違反の措置を廃止していない範囲において米国の措置は協定違反ではない、と判定 上級委は、パネルの結論の多くを否定し、十分な判断材料がないとして、当事国がパネル手続きを要請することを勧告。 オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、台湾、インド、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェーが第三国参加。
D S 320 米国によるEUにおける義務の停止の継続(ホルモン紛争)	EU	米国	2004.11.8 申立 2008.3.31 パネル報告 2008.10.16 上級委報告		牛肉ホルモンについてのWTO不整合措置をEUが撤廃したにもかかわらず、カナダが報復措置を続けていることは、WTO協定に違反すると申立。 パネルは、カナダには手続き上の不備がある、EUがSPS違反の措置を廃止していない範囲においてカナダの措置は協定違反ではない、と判定 上級委は、パネルの結論の多くを否定し、十分な判断材料がないとして、当事国がパネル手続きを要請することを勧告。 オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、台湾、インド、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェーが第三国参加。
D S 321 カナダによるEUにおける義務の停止の継続(ホルモン紛争)	EU	カナダ	2004.11.8 申立 2008.3.31 パネル報告 2008.10.16 上級委報告		牛肉ホルモンについてのWTO不整合措置をEUが撤廃したにもかかわらず、カナダが報復措置を続けていることは、WTO協定に違反すると申立。 パネルは、カナダには手続き上の不備がある、EUがSPS違反の措置を廃止していない範囲においてカナダの措置は協定違反ではない、と判定 上級委は、パネルの結論の多くを否定し、十分な判断材料がないとして、当事国がパネル手続きを要請することを勧告。 オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、台湾、インド、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェーが第三国参加。

				料がないとして、当事国がパネル手続きを要請することを勧告。 オーストラリア、ブラジル、中国、台湾、インド、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、米国が第三国参加。
D S 330 アルゼンチンによるオリブオイル、小麦グルテン、モモに対する対抗関税	EU	アルゼンチン	2005.4.29 申立	アルゼンチン当局には補助金の存在や、国内の損害の存在を適切に確認しないなどの不備があり、SCM協定に違反と申立。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。
D S 332 ブラジルによる再生タイヤの輸入に影響する措置	EU	ブラジル	2005.6.20 申立 2007.6.12 パネル報告 2007.12.3 上級委報告 2008.8.29 仲裁報告	再生タイヤの輸入禁止、中古タイヤの輸入禁止、国産以外の再生タイヤの輸入・流通・貯蔵に対する罰金等が、WTO協定に違反すると申立。 パネルは、ブラジルは協定に違反と判定。法解釈等についてEUが上訴。 ブラジルは是正措置実施の意図を表明。 アルゼンチン、オーストラリア、中国、キューバ、グアテマラ、日本、韓国、メキシコ、パラグアイ、台湾、タイ、米国が第三国参加。
D S 339 中国による自動車部品の輸入に影響する措置	EU	中国	2006.3.30 申立 2008.7.18 パネル報告	中国の自動車産業発展政策、自動車部品の輸入の運用のための措置等は、EUからの輸入に悪影響を与え、WTO協定や中国のWTO加盟時の義務に違反すると申立。米国(DS 340)、カナダ(DS342)も同様の申立。 アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、日本、メキシコ、台湾、タイが第三国参加。
D S 341 メキシコによるEUからのオリブオイルに対する対抗措置	EU	メキシコ	2006.3.31 申立 2008.9.4 パネル報告	対抗措置とその調査が、SCM協定、農業協定等に違反と申立。 カナダ、中国、日本、ノルウェー、米国が第三国参加。
D S 350	EU	米国	2006.10.2 申立	米国商務省がダンピング差額の計算に関して引き続き

米国による「ゼロインディング」の方法の継続				2007.6.4 パネル設置	「ゼロインディング」の方法を使っているのが、アンチダンピング協定等に違反と申立。 ブラジル、中国、エジプト、インド、日本、韓国、メキシコ、ノルウェー、台湾、タイが第三国参加。
D S 352 インドによるEUからのワイン・酒の輸入・販売に影響する措置	EU	インド		2006.11.20 申立 2007.4.24 パネル設置	Tamil Nadu州の課す酒税と小売の制限が、EUのワイン・酒の輸出に悪影響を及ぼしており、WTO協定に違反と申立。
D S 353 米国による大型民間航空機の貿易に影響する措置（その2）	EU	米国		2005.6.27 申立 2006.2.17 パネル設置	オーストラリア、チリ、日本、米国が第三国参加。 米国が米国の製造業者に供与する補助金がSCM協定等に違反と申立。 オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、日本、韓国、が第三国参加。
D S 354 カナダによるワイン及びビールの課税の減免	EU	カナダ		2006.11.29 申立	カナダ政府がカナダ産のワイン及びビールの連邦物品税を減免しているのは、内国民待遇、SCM協定等に違反と申立。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。
D S 370 タイによるEUからの輸入品の税関での評価	EU	タイ		2008.1.25 申立	ブラジル、中国、エジプト、インド、日本、韓国、メキシコ、ノルウェー、台湾、タイが第三国参加。 タイの税関によるEUからの酒類等の価格評価は現実の価格に基づかず恣意的で、税関評価に関する協定等に違反と申立。 パネルは未設置。
D S 372 中国による金融情報サービス・外国金融情報提供者に影響する措置	EU	中国		2008.3.3 申立	金融情報サービス提供活動を制限しているのは、GATSやTRIPS協定、中国加盟時の約束に違反と申立。 パネルは未設置。
D S 380 インドによる輸入ワイン・酒類に関する課税等	EU	インド		2008.9.22 申立	パネルは未設置。

の措置																																																																					
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

資料：WTO ホームページ (<http://www.wto.org>) の情報からとりまとめ。

。別表2 EUが「被申立国」となったもの

番号及び事案	申立国	被申立国	経過	ポイント
D S 7 EUによるホタテ貝の貿易上の記述	カナダ	EU	1995.5.19 申立 1996.8.5 パネル報告 1996.7.19 合意解決	フランス政府がフランス産ホタテ貝と差異がないにもかかわらず、輸入ホタテ貝を「Coquille Saint-Jacques」として売ものを禁じているのが、WTO協定に違反と申立。双方から合意解決した旨通報された。 合意解決に言及した短いパネル報告がなされた。 オーストラリア、チリ、アイスランド、日本、ペルー、米国が第三国参加。
D S 9 EUによるシリアル輸入への関税	カナダ	EU	1995.6.30 申立 1995.10.11 パネル設置	取引価格でなく指標価格に基づき課税する結果、カナダ小麦の関税支払い後の輸入価格が介入価格よりも高くなってしまうことを問題として申立。 1995.10.11、パネル設置が決まったが、まだ編成されていない。
D S 12 EUによるホタテ貝の貿易上の記述	ペルー	EU	1995.7.18 申立 1996.8.5 パネル報告 1996.7.19 合意解決	フランス政府がフランス産ホタテ貝と差異がないにもかかわらず、輸入ホタテ貝を「Coquille Saint-Jacques」として売ものを禁じているのが、WTO協定に違反と申立。双方から合意解決した旨通報された。 合意解決に言及した短いパネル報告がなされた。 オーストラリア、カナダ、アイスランド、日本、米国が第三国参加。
D S 13 EUによる穀物輸入への関税	米国	EU	1995.7.19 申立	対象品目は広いものの、カナダの申立(DS9)とほぼ同内容。 1997.4.30, EUが双方が合意に達した措置を実施したとして、米国はパネル設置要請を取り下げ。
D S 14 EUによるホタテ貝の貿易上の記述	チリ	EU	1995.7.24 申立 1996.8.5 パネル報告 1996.7.19 合意解決	フランス政府がフランス産ホタテ貝と差異がないにもかかわらず、輸入ホタテ貝を「Coquille Saint-Jacques」として売ものを禁じているのが、WTO協定に違反と申立。双方から合意解決した旨通報された。 合意解決に言及した短いパネル報告がなされた。

					オーストラリア, カナダ, アイスランド, 日本, 米国が 第三国参加
D S 16 EUのバナナの輸入・販 売・流通の制度	グアテマラ, ホ ンジュラス, メ キシコ, 米国	EU	1995.9.28	申立	EUの措置が輸入免許協定, GATS等に違反と申立。パ ネルは設置されず, 決着についても通報がなされていない 。
D S 17 EUのコメ輸入への関税	タイ	EU	1995.10.5	申立	対象はコメで, カナダ(DS9), 米国(DS13)の申立とほぼ同 じ理由。加えて, インド, パキスタンからのバスマティ米 への特惠がMFN違反としている模様。 ウルグアイの申立(DS25)も参照。
D S 25 EUによるコメに関する ウルグアイ・ラウンド約 束の実施	ウルグアイ	EU	1995.12.14	申立	タイの申立(DS17)と同様の模様。
D S 26 EUによる食肉・食肉製 品に関する措置(ホルモ ン)	米国	EU	1996.1.26 1997.8.18 1998.1.16 1998.5.29 1999.7.12	申立 パネル報告 上級委報告 仲裁報告 仲裁報告	畜産でのホルモン使用を禁ずるEUの措置により, 米国か らの食肉・食肉製品の輸入が禁止されるのは, SPS協定, T BT協定, 農業協定等に違反と申立。 パネル, 上級委は, EUは協定違反と判定。 仲裁手続きにより, 是正措置実施期限を1999.5.13と設定 。EUは是正措置を実施しない替わりに補償提供を検討。 これに対し米, カナダは, EUへの譲許停止を要求。仲裁 によりそれぞれの被害額を116.8百万ドル, 11.3百万ドルと 認定して相当額までの譲許停止が許可された。 オーストラリア, カナダ, ニュージーランド, ノルウェ イが第三国参加。
D S 27 EUのバナナの輸入・販 売・流通の制度	エクアドル, グ アテマラ, ホン ジュラス, メキ シコ, 米国	EU	1996.2.5 1997.5.22 1997.9.9 1998.1.7 1999.4.12	申立 パネル報告 上級委報告 仲裁報告 実施パネル 報告(エクアドル)	EUの制度が, 輸入免許協定, 農業協定, TRIMs協定等に 違反と申立。 パネル, 上級委は, EUは協定違反と判定。 仲裁手続きにより, 是正措置実施期限を1999.1.1と設定。 1999.4.12実施パネル報告は, EUの是正措置は不十分と判 定。

			1999.4.12 実施パネル報告 (EU) 1999.4.9 仲裁報告 2001.7.2 合意解決 2008.4.7 実施パネル報告 2008.5.19 実施パネル報告 (米国)	米は、EUへの譲許停止を要求。仲裁により被害額を191.4百万ドルと認定して相当額までの譲許停止が許可された。エクタドルについて同様に201.6百万ドルが許可。 2001.6月、EUは2006.1.1から完全関税化、それまで暫定的に関税割当を行うことで米国等と合意した旨報告。その後、エクタドル等がEUの是正措置はWTO不整合と申立。 2008.4.7実施パネル報告は、ACP諸国のパナナのみに770千トン与えられた無税輸入枠の特恵等はWTO違反の特恵であり、EUは是正措置実施を怠ったと判定。 ベリーズ、カメルーン、カナダ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ、ドミニカ共和国、ガーナ、グラナダ、インド、ジャマイカ、日本、ニカラグア、フィリピン、セントルシア、セントヴィンセント、セネガル、スリナム、ベネズエラ、コートジボアール、ブラジル、マダガスカル、パナマが第三国参加。
D S 48 EUによる食肉・食肉製品に関する措置(ホルモン)	カナダ	EU	1996.7.28 申立 1997.8.18 パネル報告 1998.1.16 上級委報告 1998.5.29 仲裁報告 1999.7.12 仲裁報告	畜産でのホルモン使用を禁ずるEUの措置により、米国の食肉・食肉製品の輸入が禁止されるのは、SPS協定、TBT協定、農業協定等に違反と申立。米国(DS26)と同じ。 パネル、上級委は、EUは協定違反と判定。 仲裁手続きにより、是正措置実施期限を1999.5.13と設定。EUは是正措置を実施しない替わりに補償提供を検討。 これに対し米、カナダは、EUへの譲許停止を要求。仲裁によりそれぞれの被害額を116.8百万ドル、11.3百万ドルと認定して相当額までの譲許停止が許可された。 オーストラリア、ニュージーランド、ノルウェー、米国が第三国参加。
D S 62 EUによるコンピュータ装置の関税分類	米国	EU	1996.11.8 申立 1998.2.5 パネル報告 1998.6.5 上級委報告	LANアダプター及びマルチメディア能力を持つパソコンの関税分類を変更したことはWTO協定に違反と申立。 DS67、DS68と一体でのパネルは、米国産LAN装置をEU

					の関税約束よりも不利に扱うものであうとして協定違反と判定。 上級委は、パネルの判定を覆した。 インド、日本、韓国、シンガポールが第三国参加。 EUによる関税割当制度とその運用が輸入免許協定等に違反と申立。 パネル、上級委では、EUが若干の協定違反と判定。 双方から、1999.3.31を履行期限として是正措置をとることで合意した旨報告。 タイ、米国が第三国参加。
D S 69 EUによる鶏肉製品の輸入に影響する措置	ブラジル	EU	1997.2.24 申立 1998.3.12 パネル報告 1998.7.13 上級委報告		ANMIS製法及びspreadable-butter製法で製造されたバターをニュージーランドの国別割当枠に該当しないものとしたEU及び英国通関省の決定が、TBT協定、輸入免許手続き協定等に違反と申立。 双方から合意解決した旨通報された。 米国が第三国参加。
D S 72 EUによるバター製品の輸入に影響する措置	ニュージーランド	EU	1997.3.24 申立 1999.11.24 パネル報告 1999.11.18 合意解決		EUがプロセスチーズに輸出補助金を出し、市場を歪曲して米国のチーズ販売を不利にしており、農業協定、補助金協定に違反と申立。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。 米国、エクアドル等の申立 (DS27) が対象にしたものと同じ制度。パナマは、WTOのどの条項に違反するか、明確にしていない。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。
D S 104 EUによるプロセスチーズの輸出に影響する措置	米国	EU	1997.10.8 申立		
D S 105 EUのパナナの輸入・販売・流通の制度	パナマ	EU	1997.10.24 申立		
D S 115 EUによる著作権及び著作権隣接権の付与に影響する措置	米国	EU	1998.1.6 申立 2002.9.13 合意解決		権利が十分に付与されず、TRIPS協定に違反と申立。アイルランドの措置に関し同様の申立(DS82)。

D S 124 EUによる映画及びテレビ番組の知的所有権の執行	米国	EU	1998.4.30 申立 2001.3.26 合意解決	ギリシャにおいて知的所有権の執行が不十分で、著作権者の許可無く映画等をテレビ放映していて、TRIPS協定に違反と申立。
D S 134 EUによるコメの輸入関税についての制限	インド	EU	1998.5.27 申立	EUの導入した累積回復システム (cumulative rEUovery system) によるコメへの輸入関税の決定方法はインドからEUへの輸出を制限する効果を持ち、通関評価協定、輸入免許協定、TBT協定、SPS協定、農業協定に違反すると申立。パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。
D S 135 EUによるアスベスト及びアスベスト含有製品に影響する措置	カナダ	EU	1998.5.28 申立 2000.9.18 パネル報告 2001.3.12 上級委報告	フランスによるアスベスト含有製品等の輸入禁止は、SPS協定、TBT協定等に違反と申立。 パネルはカナダの主張を一部認めたが、上級委はEUは協定違反でないと判定。 ブラジル、ジンバブエ、米国が第三国参加。
D S 137 EUによるカナダからの針葉樹材輸入に影響する措置	カナダ	EU	1998.6.17 申立	SPS協定、TBT協定等に違反し、カナダの利益を阻害すると申立。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。
D S 140 EUによるインドからの無漂白綿繊維についてのアンチダンピング調査	インド	EU	1998.8.3 申立	EUの調査方法等が、アンチダンピング協定等に違反と申立。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。
D S 141 EUによるインドからの綿タイプベッド布の輸入へのアンチダンピング関税	インド	EU	1998.8.3 申立 2000.10.30 パネル報告 2001.3.1 上級委報告 2002.11.29 実施パネル報告	EUの調査方法等が、アンチダンピング協定等に違反と申立。 パネル、上級委は、EUは協定に違反と判定。 実施パネルは、EUはパネル、上級委の勧告による是正措置を実施したと判定。実施上級委は、実施パネルの判定を

			2002.11.29 実施上級委 報告	一部覆し、EUの措置はなお協定違反と判定。 エジプト、日本、韓国、米国が第三国参加。
D S153 EUの医薬品及び農業に 対する特許権保護	カナダ	EU	1998.12.2 申立	EUの制度は医薬品及び農業に限る著作権期間の延長制 度を設けており、技術分野によって差別しないというTRI PS協定の義務に違反すると申立。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされてい ない。
D S154 コーヒーについての異 なる優遇扱いに影響す る措置	ブラジル	EU	1998.12.7 申立	EUの一般特惠制度(GSP)が麻薬と戦うアンデスグループ 諸国、中央アメリカ共通市場諸国に適用され、コーヒーの 関税がゼロとなっている。EUで計画されているGSPの改訂 案では、ブラジル産コーヒーに不利となり、授權条項等に 違反と申立。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされてい ない。
D S158 EUのパナナの輸入・販 売・流通の制度	グアテマラ、ホ ンジュラス、メ キシコ、パナマ、 米国	EU	1999.1.20 申立	既往の案件(DS27)の是正措置実施期限1999.1.1が過ぎた が、EUの是正措置は不十分と申立。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされてい ない。
D S172 EUによる飛行管理シス テムの開発に係る関係する 措置	米国	EU	1999.5.21 申立	フランスのSextant Avionique社に優遇条件で140百万フ ラン融資したことは、SCM協定に違反と申立。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされてい ない。
D S174 EUによる農産物及び食 品に対する商標及び地 理的表示の保護	米国	EU	1999.6.1 申立 2005.3.15 パネル報告	EU内で保護が不十分で内国民待遇を与えないなど、TRI PS協定に違反と申立。オーストラリアも同様の申立(DS290)。両方について単一のパネルを設置。 パネルは、EUは協定に違反と判定。 2006.4.21, EUは新規則の採択により是正措置を実施済み と報告したが、米国、オーストラリアは納得せず。 アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、中 国、台湾、コロンビア、グアテマラ、インド、メキシコ、

D S 209	EUによる溶解コーヒーに影響する措置	ブラジル	EU	2000.10.12 申立	ニュージーランド、トルコが第三国参加。 EUの一般特惠制度(GSP)に、対象物品への特惠を漸減する「卒業」の仕組みと、麻薬と戦うアンデスグループ諸国、中央アメリカ共通市場諸国に特惠を与える「麻薬制度」がある。これらにより、ブラジル産コーヒーのEUへの輸入が悪影響を被り、授權条項等に違反と申立。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。
D S 219	EUによるブラジルからの延展性鋳造鉄管ないしパイプ付属品へのアンチダンピング関税	ブラジル	EU	2000.12.21 申立 2003.3.7 パネル報告 2003.7.22 上級委報告	EUの調査方法等が、アンチダンピング協定等に違反と申立。 パネル、上級委は、EUは協定に違反と判定。 2004.3.17, EUは、調査をやり直し是正措置実施済みと報告。2004.4.20, ブラジルはEUの措置は不十分と反発。 チリ、日本、米国が第三国参加。
D S 223	EUによる米国からのコーングルテン飼料輸入への関税割当	米国	EU	2001.1.25 申立	EUは、米国の小麦グルテンへのセーフガード措置が協定違反とのパネル報告が採択された5日後から、この関税割当を稼働。譲許等を停止する際の要件を満たさず、セーフガード協定等に違反と申立。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。
D S 231	EUによるサーデインの貿易上の記述	ペルー	EU	2001.3.20 申立 2002.5.29 パネル報告 2002.9.26 上級委報告 2003.7.29 合意解決	EUがチリの輸出品に「サーデイン」の名称を使わないのはTBT協定等に違反すると申立。 パネル、上級委は、EUは協定に違反と判定。 カナダ、チリ、コロンビア、エクアドル、ベネズエラ、米国が第三国参加。
D S 242	EUの一般特惠制度(GSP)	タイ	EU	2001.12.7 申立	タイ産品のEUへの輸入が悪影響を被り、授權条項等に違反と申立。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。
D S 246		インド	EU	2002.3.5 申立	一般特惠制度(GSP)が、麻薬との戦い及び労働・環境の

EUの途上国に関税特恵を与える際の条件			2003.12.1 パネル報告 2004.4.7 上級委報告 2004.9.20 仲裁報告	保護のための枠組みで行われていることは、インドからEUへの輸出を不当に難しくしており、授權条項等に違反と申立。 パネル、上級委は、EUは協定に違反と判定。仲裁手続きにより、是正措置実施期限を2005.7.1と設定。2005.7.20, EUは「麻薬」枠組みを廃止する等により是正措置を実施したと報告。インドは立場を留保。 ボリビア、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、キューバ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、モーリシャス、ニカラグア、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、スリランカ、ベネズエラ、米国が第三国参加。
D S 260 EUによる鉄鋼製品輸入への暫定的セーフガード措置	米国	EU	2002.5.30 申立 2002.9.16 パネル設置	セーフガード協定等に違反すると申立。 エジプト、日本、韓国、トルコが第三国参加。
D S 263 EUによるワインの輸入に影響する措置	アルゼンチン	EU	2002.9.4 申立	過剰な手続きであり、TBT協定等に違反と申立。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。
D S 265 EUの砂糖輸出補助金	オーストラリア	EU	2002.9.27 申立 2004.10.15 パネル報告 2005.4.28 上級委報告 2005.10.28 仲裁報告	WTO約束を超える輸出補助金を支出し、域内産砂糖にのみ精糖補助金を出し、農業協定、SCM協定等に違反と申立。ブラジル(DS266)、タイ(DS283)が同様の申立。 パネル、上級委は、EUは協定に違反と判定。仲裁手続きにより、是正措置実施期限を2006.5.22と設定。 バルバドス、ベリーズ、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、キューバ、フィジー、ギアナ、インド、ジャマイカ、ケニア、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、ニュージージーランド、パラグアイ、セントキッツネービス、スワジランド、タンザニア、タイ、トリニダードトバゴ、米

D S 266 EUの砂糖輸出補助金	ブラジル	EU	2002.9.27 申立 2004.10.15 パネル報告 2005.4.28 上級委報告 2005.10.28 仲裁報告	国，コートジボアールが第三国参加。 WTO約束を超える輸出補助金を支出し，輸入差等を不利に取り扱っており，農業協定，SCM協定等に違反と申立。オーストラリア(DS265)，タイ(DS283)が同様の申立。パネル，上級委は，EUは協定に違反と判定。仲裁手続きにより，是正措置実施期限を2006.5.22と設定。 オーストラリア，バルバドス，ベリーズ，カナダ，中国，コロンビア，キューバ，フィジー，ギアナ，インド，ジャマイカ，ケニア，マダガスカル，マラウイ，モリシヤス，ニューゼーランド，パラグアイ，セントキッツネービス，スワジランド，タンザニア，タイ，トリニダードトバゴ，米国，コートジボアールが第三国参加。
D S 269 EUの冷凍骨なし鶏肉の関税分類	ブラジル	EU	2002.10.11 申立 2005.5.30 パネル報告 2005.9.12 上級委報告 2006.2.20 仲裁報告	従来無かった「塩分含有」を付け加えて新たな関税番号「0207.14.10」を作り，通常の塩漬け肉（0210）よりも関税を高くした。これにより0210該当（関税率15.4%）だった鶏肉を，0207.14.10(関税率102.4ユーロ/100kg)に分類するようにしたことは，WTO上の義務に違反すると申立。タイ(DS286)が同様の申立。 パネル，上級委は，EUは協定に違反と判定。仲裁手続きにより，是正措置実施期限を2006.6.27と設定。 中国，タイ，米国が第三国参加。
D S 283 EUの砂糖輸出補助金	タイ	EU	2003.3.14 申立 2004.10.15 パネル報告 2005.4.28 上級委報告 2005.10.28 仲裁報告	WTO約束を超える輸出補助金を支出し，農業協定，SCM協定等に違反と申立。オーストラリア(DS265)，ブラジル(DS266)が同様の申立。 パネル，上級委は，EUは協定に違反と判定。仲裁手続きにより，是正措置実施期限を2006.5.22と設定。 オーストラリア，バルバドス，ベリーズ，ブラジル，カ

D S 286 EUの冷凍骨なし鶏肉の 関税分類	タイ	EU	2003.3.25 申立 2005.5.30 パネル報告 2005.9.12 上級委報告 2006.2.20 仲裁報告	ナダ, 中国, コロンビア, キューバ, フィジー, ギアナ, インド, ジャマイカ, ケニア, マダガスカル, マラウイ, モーリシャス, ニュージーランド, パラグアイ, セントキッツネービス, スワジランド, タンザニア, トリニダードトバゴ, 米国, コートジボアールが第三国参加。 従来無かった「塩分含有」を付け加えて新たな関税番号「0207.14.10」を作り, 通常の塩漬け肉 (0210) よりも関税を高くした。これにより0210該当 (関税率15.4%)だった鶏肉を, 0207.14.10(関税率102.4ユーロ/100kg)に分類するようにしたことは, WTO上の義務に違反すると申立。ブラジル(DS269)が同様の申立。 パネル, 上級委は, EUは協定に違反と判定。 仲裁手続きにより, 是正措置実施期限を2006.6.27と設定。
D S 290 EUによる農産物及び食品に対する商標及び地理的表示の保護	オーストラリア	EU	2003.4.17 申立 2005.3.15 パネル報告	中国, タイ, 米国が第三国参加。 EU内で保護が不十分で内国民待遇を与えないなど, TRI PS協定に違反と申立。米国も同様の申立(DS174)。両方について単一のパネルを設置。 パネルは, EUは協定に違反と判定。 2006.4.21, EUは新規則の採択により是正措置を実施済みと報告したが, 米国, オーストラリアは納得せず。 アルゼンチン, ブラジル, カナダ, 中国, 台湾, コロンビア, グアテマラ, インド, メキシコ, ニュージーランド, トルコ, 米国が第三国参加。 EU及び加盟各国がとる措置により農産物・食品輸入を阻害しており, S P S 協定, 農業協定, TBT協定に違反と申立。カナダ(DS292), アルゼンチン(DS293)が同様の申立。 パネルは, EUは1999.6~2003.8の間, バイテク製品の認可を事実上停止するなど, 協定に違反と判定。 アルゼンチン, オーストラリア, ブラジル, カナダ, チ
D S 291 EUによるバイテク製品の認可及び販売に影響する措置	米国	EU	2003.5.13 申立 2006.9.29 パネル報告	

					リ，中国，台湾，コロンビア，エルサルバドル，ホンジュラス，メキシコ，ニュージーランド，ノルウェー，パラグアイ，ペルー，タイ，ウルグアイが第三国参加。
D S 292 EUによるバイテク製品の認可及び販売に影響する措置	カナダ	EU	2003.5.13 申立 2006.9.29 パネル報告		EU及び加盟各国がとる措置により農産物・食品輸入を阻害しており，SPS協定，農業協定，TBT協定に違反と申立。米国(DS291)，アルゼンチン(DS293)が同様の申立。 アルゼンチン，オーストラリア，ブラジル，チリ，中国，台湾，コロンビア，エルサルバドル，ホンジュラス，メキシコ，ニュージーランド，ノルウェー，パラグアイ，ペルー，タイ，ウルグアイ，米国が第三国参加。
D S 293 EUによるバイテク製品の認可及び販売に影響する措置	アルゼンチン	EU	2003.5.14 申立 2006.9.29 パネル報告		EU及び加盟各国がとる措置により農産物・食品輸入を阻害しており，SPS協定，農業協定，TBT協定に違反と申立。米国(DS291)，カナダ(DS292)が同様の申立。 オーストラリア，ブラジル，カナダ，チリ，中国，台湾，コロンビア，エルサルバドル，ホンジュラス，メキシコ，ニュージーランド，ノルウェー，パラグアイ，ペルー，タイ，ウルグアイ，米国が第三国参加。
D S 299 EUによる韓国からのDRAMチップ輸入に対する対抗措置	韓国	EU	2003.7.25 申立 2005.6.17 パネル報告		措置を検討するに当たってEUはWTOの実質的・手続的な要求を満たさず，SCM協定等に違反すると申立。 パネルは，韓国の主張の大部分を退けた。 2006.4.21，EUは是正措置を実施したと報告。韓国は同意せず。 中国，台湾，日本，米国が第三国参加。
D S 301 EUによる商船の貿易に影響する措置	韓国	EU	2003.9.3 申立 2005.4.22 パネル報告		EU及び加盟国が域内で建造される商船に各種形態の補助金を供与しており，SCM協定等に違反と申立。 パネルは，韓国の主張の多くを退けた。 EUは，該当措置は2005.3.31で期限切れとなり，加盟国はもはや補助金を供与できないと報告。

D S 307	韓国	EU	2004.2.13 申立	中国、台湾、日本、米国が第三国参加。 EU及び加盟による域内造船業への補助が、SCM協定等に違反と申立。既往の申立(DS301)と多くの論点重なる。パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。
D S 313	インド	EU	2004.7.5 申立 2004.10.27 合意解決	アンチダンピング関税は不当廉売されている輸入製品全てから無差別に取るというアンチダンピング協定に違反し、エジプト、スロバキア、トルコからの同様の製品に措置が取られていないと申立。 2004.10.22、双方から、EUが問題の措置を停止すること で合意した旨報告。
D S 315	米国	EU	2004.9.21 申立 2006.6.16 パネル報告 2006.11.13 上級委報告	税関での物品の関税分類及び評価等の運用が、加盟国によってまちまちであり、WTO協定に違反と申立。 パネル、上級委は、EUは協定に違反と判定。 アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、中国、台湾、香港、インド、日本、韓国が第三国参加。
D S 316	米国	EU	2004.10.6 申立 2005.7.20 パネル設置	エアバス社に対するエアバスA300からA380に関連した補助金は、SCM協定等に違反と申立。 オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、日本、韓国が第三国参加。
D S 326	チリ	EU	2005.2.8 申立 2005.5.12 申立を撤回	過去の輸入実績に基づく関税割当を行い、枠内外ともに最低価格を適用、輸入業者に保証金を求めるというEUの措置(2005.2.6～2008.8.13)だが、輸入される養殖冷蔵サケは欧州産生鮮サケと同等ではなく不測の事態や輸入の急増も見られないから、セーフガード協定等に違反と申立。 2005.4.27該当措置が廃止されたことから、チリがEUとの協議要請を撤回。
D S 328	ノルウェー	EU	2005.3.1 申立	チリの申立(DS326)と同じ措置を対象。不測の事態や輸入の急増も見られないこと等から、セーフガード協定等に違反と申立。

					パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。
D S 337 EUによるノルウェイからの養殖サケの輸入に対するアンチダンピング措置	ノルウェイ	EU	2006.3.17 申立 2007.11.16 パネル報告	アンチダンピング関税及び暫定関税を課したことは、アンチダンピング協定等に違反と申立。 パネルは、EUは協定に違反と判定。 EUは、2008.11.15までに是正措置を実施する意思を表明。 カナダ、中国、香港、日本、韓国、米国が第三国参加。	
D S 347 EU及び加盟国による大型民間航空機の貿易に影響する措置（2度目の申立）	米国	EU	2006.1.31 申立 2006.5.9 パネル設置 2007.10.7 パネル失効	既往の申立(DS316)の案件で論点を追加。 パネルが設置されたが、2006.10.9米国の要請により、パネルは作業を中断し、その権限は失効した。 オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、日本、韓国が第三国参加。	
D S 349 EUによる生鮮・冷蔵ニシンの関税割当に影響する措置	アルゼンチン	EU	2006.9.6 申立	EU中国の二国間協議により、中国向け関税割当を20,500トンに増加したのは、チリの権利を害しWTO協定等に違反すると申立。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。	
D S 361 EUのバナナ輸入制度	コロンビア	EU	2007.3.21 申立	2006.1.1開始の制度ではMFN原産バナナの関税は176ユーロ/トンだが、ACP諸国産バナナは775千トンまで無税であって、WTO協定に違反すると申立。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。	
D S 364 EUのバナナ輸入制度	パナマ	EU	2007.6.22 申立	2006.1.1開始の制度で、ACP諸国産バナナと著しく異なる取扱いを受け、MFN原産バナナの関税が176ユーロ/トンとなるのは、WTO協定に違反すると申立。 パネルは設置されず、決着についても通報がなされていない。	
D S 369 EUによるアザラシ製品	カナダ	EU	2007.9.25 申立	ベルギー及びオランダがとった禁止措置はTBT協定等に違反と申立。	

の輸入・販売の禁止措置					パネルは設置されず，決着についても通報がなされていない。
D S 375 EU及びその構成国による情報技術製品の関税の取扱い	米国	EU	2008.5.28	申立	情報技術協定に基づくゼロ関税の約束を守らず，WTO約束に違反と申立。 パネルは設置されず，決着についても通報がなされていない。
D S 376 EU及びその構成国による情報技術製品の関税の取扱い	日本	EU	2008.5.28	申立	情報技術協定に基づくゼロ関税の約束を守らず，WTO約束に違反と申立。 パネルは設置されず，決着についても通報がなされていない。
D S 377 EU及びその構成国による情報技術製品の関税の取扱い	台湾	EU	2008.6.12	申立	パネルは設置されず，決着についても通報がなされていない。

資料：WTO ホームページ (<http://www.wto.org>) の情報からとりまとめ。